

~~287
509~~

0^m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10^{16m} 1 2 3 4 5

始



~~227~~

藥事便覽

持116
316



藥事便覽目次

醫 藥 法 令

藥品營業並藥品取扱規則.....	一
藥劑師規則.....	八
藥種商製藥者取締細則.....	九
日本藥局方第一表.....	一一
日本藥局方第二表.....	一二
日本藥局方第三表.....	一三
日本藥局方外毒藥劇藥品目.....	一五
指定藥品.....	一九
藥品營業並藥品取扱規則第二十六條第二十七條第三十七條ノ三ニ依ル命令.....	二一
局方外藥品及製劑取締ニ關スル件.....	二七
藥品巡視規則.....	二七
醫療用藥品検査證明ヲ業務トスル者ノ取締ノ件.....	二八
藥品ノ封緘並藥品飲食物ノ検査營業者取締ノ件.....	二八
傳染病研究所痘苗血清等販賣規程.....	二九
有効期間經過ノ血清無料引換ノ件.....	三三
阿片法.....	三三

大正
12.4.10
内交

雜

阿片法施行規則……………三六
 阿片法令施行細則……………三九
 賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫見比涅含量及賠償金額……………四二
 政府ニ於テ賣下クヘキ阿片ノ價格並定價……………四二
 製藥用阿片賣下ニ關スル件……………四三
 モルヒネ、コカイン及其鹽類ノ取締ニ關スル件……………四四
 モルヒネ、コカイン及其鹽類ノ取締ニ關スル省令施行方ノ件通牒……………四六
 藥劑師試驗規則……………四九
 內務省通牒要項……………五一
 日本藥局方記載藥品名……………五二
 法定藥品名及慣用藥品名……………六一
 日本藥局方藥品極量表……………六一
 日本藥局方外藥品極量表……………六四
 藥物用量（各年齡用量概表）……………七四
 解毒藥及其代用藥表（解毒藥略表）……………七四
 日本藥局方藥品貯藏法……………八一
 藥事關係願屆書式……………八四

工業藥法令

雜

賣藥法令

毒物劇物營業取締規則……………八七
 毒物劇物品目表附註解……………九〇
 毒物劇物營業取締規則施行細則……………九八
 家用毒劇物品目……………〇〇
 工業用酒精戻稅法抄錄……………〇〇
 同上施行規則抄錄……………〇一
 內務省通牒要項……………〇三
 自然發火性藥物……………〇三
 毒劇物關係願屆書式……………〇三
 賣藥法令違反條項別……………〇五
 賣藥法……………〇七
 賣藥法施行規則……………〇九
 輸出又ハ移出賣藥取締ニ關スル件……………一四
 賣藥法施行細則……………一四
 賣藥檢查心得……………一八

雜

賣藥檢查心得以外許否決定藥品……………一二二
 賣藥稅法……………一四五
 賣藥稅法施行規則……………一四八
 賣藥部外藥劑調製並販賣規則……………一五一
 賣藥部外品等ノ免許手数料額及手数料免除ニ關スル件抄錄……………一五二
 內務省通牒要項……………一五三
 賣藥類似品種類……………一五三
 藥物配合禁忌藥名……………一五八
 賣藥關係願屆書式……………一五九
 賣藥製造ニ要スル各種帳簿ノ様式……………一六四

藥事關係法令

傳染病豫防法抄錄……………一六七
 清潔方法及消毒方法抄錄……………一六八
 廣告物取締法……………一七〇
 實用新案法抄錄……………一七〇
 商標法抄錄……………一七三
 特許法抄錄……………一七七

度量衡法抄錄……………一八〇
 同上施行令抄錄……………一八三
 同上施行細則抄錄……………一八六
 度量衡取締規則抄錄……………一八八
 營業稅法抄錄……………一九一
 所得稅法抄錄……………一九五
 印紙稅法抄錄……………二〇〇
 刑法抄錄……………二〇二
 民法抄錄……………二〇五
 民事訴訟法抄錄……………二〇五
 蠶絲業法施行規則抄錄……………二〇七
 理髮業取締規則抄錄……………二〇七
 鑛泉販賣ノ件……………二〇九
 警察犯處罰令抄錄……………二〇九
 三重縣警察犯處罰令抄錄……………一一〇
 酒精及酒精含有飲料稅法抄錄……………一一一
 結核豫防法施行規則……………一一二
 衛生試驗手数料徵收ニ關スル件……………一一三
 衛生試驗規程……………一一四
 藥品ヲ配伍シタル物品ニシテ賣藥ニ屬セサルモノ、收去ニ關スル件……………一二六

醫事法令

醫師法抄錄……………二二七
 醫師法施行規則抄錄……………二二七
 種痘法抄錄……………二一八
 病院取締規則……………二二〇

飲食物法令

飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件……………二二五
 飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律施行ニ關スル件……………二二六
 牛乳營業取締規則……………二二六
 牛乳營業取締規則施行細則……………二二九
 牛乳ノ比重及脂肪量ノ檢定方法……………二二三
 牛乳ニ移行スヘキ毒藥劇藥處方ニ關スル件……………二三四
 人造バク表示ニ關スル件……………二三四
 清涼飲料水營業取締規則……………二三五
 飲食物及布片中砒素及錫ノ試驗方法……………二三七
 清涼飲料水營業取締規則施行細則……………二四〇
 氷雪營業取締規則……………二四二
 氷雪營業取締規則施行細則……………二四三

雜

人工甘味質取締規則……………二四五
 有害性着色料取締規則……………二四六
 野菜果實及昆布中銅ノ試驗方法……………二四九
 飲食物防腐劑取締規則……………二五〇
 清酒中サリチール酸ノ試驗法……………二五一
 清酒中サリチール酸混入再延期ノ件……………二五二
 飲食物用器具取締規則……………二五二
 メチールアルコホル(木精)取締規則……………二五四
 メチールアルコホル試驗方法……………二五五

附錄

內務省通牒要項……………二五七
 藥品法令違反條項別……………二五九
 不良藥品表……………二六〇
 毒劇物法令違反條項別……………二六五
 三氏檢溫器對照表……………二六六
 ボーメ氏度ト比重トノ比較表……………二六八

醫藥法令

醫藥法令

藥品營業並藥品取扱規則(明治二十二年三月法律第十號)

第一章 藥劑師

- 第一條 藥劑師トハ藥局ヲ開設シ醫師ノ處方箋ニ據リ藥劑ヲ調合スル者ヲ云フ
- 第二條 藥劑師ハ藥品ノ製造及販賣ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 藥劑師ハ其學術試驗ヲ受ケ年齡滿二十年以上ニシテ內務大臣ヨリ藥劑師免狀ヲ得タル者ニ限ル
- 第四條 藥劑師免狀ヲ得ントスル者ハ試驗及第證書ヲ以テ地方廳ヲ經由シ內務省ニ願出ヘシ
- 第五條 藥劑師免狀ヲ得ル者ハ免狀下付ノ節手数料金參圓ヲ納ムヘシ
- 第六條 藥劑師免狀ヲ得タル者ノ氏名本籍ハ內務省ノ藥劑師名簿ニ登錄シ之ヲ公告スヘシ
- 第七條 藥劑師免狀ヲ毀損亡失シ又ハ氏名本籍ヲ變換スル等免狀面ニ異動ヲ生シタルトキハ其事由ヲ記シ地方廳ヲ經由シ免狀書換ヲ內務省ニ願

出ヘシ

- 第七條 書換ノ免狀ヲ得ル者ハ免狀下付ノ節手数料金壹圓ヲ納ムヘシ
- 第八條 藥劑師廢業又ハ死亡シタルトキハ十日以内ニ地方廳ニ届出ヘシ
- 第九條 藥劑師ニ非サレハ藥局ヲ開設スルコトヲ得ス
- 第十條 藥劑師藥局ヲ開設シ又ハ閉鎖シタルトキハ十日以内ニ地方廳ニ届出ヘシ
- 第十一條 藥劑師一人ニシテ二箇所以上ノ藥局ヲ開設スルコトヲ得ス但支局ヲ設クルトキハ別ニ藥劑師ヲ置キ之ヲ管理セシムヘシ
- 第十二條 藥局ニハ日本藥局方第一表ノ藥品ヲ備フヘシ
- 第十三條 藥局ニ備付ノ秤量器ハ最モ精確ナルヲ要シ權衡ハ少クモ一「サンチグラム」ヲ定量シ得ルモノヲ備フヘシ
- 第十四條 藥劑師ハ患者ノ氏名、年齡、藥名、分量、

用法、用量、處方ノ年月日及醫師ノ氏名ヲ自記シ又ハ調印シタル處方箋ニ據リ調劑スヘキモノトス但處方箋中疑ハシキ廉アルトキハ其醫師ニ質シ證明書ヲ得ルニ非サレハ調劑スルコトヲ得ス藥劑師ハ調劑録ヲ備ヘ處方箋ヲ謄寫シ置クヘシ第十五條 處方箋ヲ受ケタルトキハ晝夜ヲ問ハス何時ニテモ調劑スヘキモノトス正當ノ事故ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス第十五條ノ二 藥劑師ハ正當ノ事故ナクシテ指定藥品ノ販賣ヲ拒ムコトヲ得ス第十六條 處方箋中ノ藥品ニ缺乏アルトキハ其醫師ニ通知シテ指揮ヲ乞フヘシ藥劑師隨意ニ之ヲ省略シ又ハ他藥ヲ代用スルコトヲ得ス第十七條 毒藥劇藥ノ處方箋ハ藥劑師檢印シテ處方箋ノ日付ヨリ滿十年間之ヲ保存スヘシ第十八條 毒藥劇藥ハ一回使用セシ處方箋ニ據リ再ヒ調劑スルコトヲ得ス但特ニ醫師ノ通知アルモノハ此限ニアラス第十九條 患者ニ與フル藥劑ノ容器又ハ包紙ニハ處方箋ニ據リ内外用ノ別、用法、用量、年月日、患

者ノ氏名、藥局ノ地名及藥劑師ノ氏名ヲ記スヘシ

第二章 藥種商

第二十條 藥種商トハ藥品ノ販賣ヲ爲ス者ヲ云フ第二十一條 藥種商ハ地方廳ノ免許鑑札ヲ受クヘシ第二十二條 毒藥劇藥ハ衛生試驗所又ハ藥劑師製藥者ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

第三章 製藥者

第二十三條 製藥者トハ單ニ藥品ヲ製造シ自製ノ藥品ヲ販賣スル者ヲ云フ第二十四條 製藥者ハ地方廳ノ免許鑑札ヲ受クヘシ第二十五條 毒藥劇藥ハ適當ノ容器ニ納メ之ヲ封緘スヘシ其容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

第四章 藥品取扱

第二十六條 日本藥局方ニ記載スル所ノ藥品ハ其性状、品質、該局方ノ所定ニ適合スルモノニ非サレハ製造、貯藏、陳列、販賣又ハ授與スルコトヲ

得ス但命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

第二十七條 日本藥局方ニ記載セサル藥品ハ其據ル所ノ外國藥局方名ヲ記スヘシ其性状、品質、該局方ノ所定ニ適合シタルモノニ非サレハ製造、貯藏、陳列、販賣又ハ授與スルコトヲ得ス但命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

第二十八條 藥局方中特ニ貯藏法ヲ示シタルモノハ其所定ニ從フヘシ第二十九條 毒藥劇藥ハ他ノ藥品ト區別シ毒藥ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯藏スヘシ第三十條 毒藥劇藥ハ職業上必要ト認メタル者ヨリ其藥名、量數、使用ノ目的、年月日及住所、氏名、職業ヲ記シ且捺印シタル證書ヲ差出スニ非サレハ之ヲ販賣若クハ授與スルコトヲ得ス前項ノ證書ハ其日付ヨリ滿十年間之ヲ保存スヘシ

第三十一條 毒藥劇藥ハ前條ニ記載シタル證書アルモ幼稚ノ者其他不安心ト認ムル者ニハ交付スヘカラス

第三十二條 毒藥劇藥ハ藥品ノ容器又ハ包紙ニ其名稱及販賣授與者ノ住所氏名ヲ記シ毒藥ハ毒字劇藥ハ劇字ヲ附記スヘシ

第三十三條 毒藥劇藥ハ適當ノ容器ニ納メ之ヲ封緘スヘシ其容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

第三十四條 藥劑師藥種商製藥者ノ間ニ於テハ第三十條及第三十二條ニ記載シタル手續ヲ要セス其藥劑師藥種商製藥者タルノ證明書ヲ以テ毒藥劇藥ヲ賣買スルコトヲ得

第三十五條 毒藥劇藥ノ品目ハ內務省令ヲ以テ之ヲ定ム第三十六條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ假名又ハ漢字ヲ以テ其藥名ヲ記スヘシ但羅匈語又ハ他ノ外國語ト併記スルハ妨ケナシ

第三十七條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ製造者ノ住

所氏名ヲ記スヘシ其外國製ニ係ルモノハ引取人ノ住所氏名ヲ記スヘシ但藥品製造會社ニ在テハ其所在地名及會社名ヲ記スルモ妨ケナシ

第三十七條ノ二 藥劑師ニ非サレハ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス但藥劑師藥種商製藥者間ニ在リテハ此限ニ在ラス

醫師カ第四十三條ニ依リ指定藥品ヲ販賣授與スルハ前項ノ限ニ在ラス

第三十七條ノ三 命令ノ定ムル所ニ從ヒ藥劑師ヲ使用スル藥種商ハ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得但第三十二條ノ二ニ依リ其藥品ノ容器又ハ包紙ニ藥劑師ノ證明アルモノニ限ル

第三十七條ノ四 土地ノ狀況ニ依リ地方長官ハ期間及營業所所在地ヲ定メ藥種商ニ指定藥品ノ販賣授與ヲ許可スルコトヲ得但其藥品ハ藥劑師又ハ前條ノ藥種商ヨリ得タルコトノ證明アルモノニ限ル

第三十七條ノ五 第十五條ノ二ノ規定ハ前二條ニ掲クル藥種商ニ之ヲ準用ス

第三十八條 內務大臣ハ監視員ヲシテ藥局及藥品ヲ販賣又ハ製造スル場所ヲ巡視セシムルコトアルヘシ

監視員ハ巡視ノ際其證票ヲ携帯スヘシ
第三十八條ノ二 何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認メタルモノハ行政官廳ニ於テ其製造、貯藏、陳列、販賣又ハ授與ヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ藥品ノ所有者若クハ所持者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直接ニ之ヲ廢棄シ其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ處置センコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

藥局方ノ所定ニ適合セサル藥品アルトキ亦前項ニ同シ
第三十八條ノ三 此規則ニ於テ指定藥品ト稱スルハ內務大臣ノ指定シタル藥品ヲ謂フ

第五章 罰 則
第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ四百圓

以下ノ罰金ニ處ス

一 藥品ノ容器又ハ包紙ニ虛偽ノ記入ヲ爲シタル者

二 第二十六條又ハ第二十七條ニ違背シタル者

三 第三十八條ノ二第一項ノ禁止ヲ犯シタル者

第三十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥劑師ノ免狀ヲ受ケス又ハ其業務ノ禁止停止ノ處分ニ違背シテ藥劑師ノ業ヲ爲シタル者

二 第三十七條ノ二第一項第三十七條ノ三又ハ第三十七條ノ四ニ違背シタル者

第三十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥劑師ニシテ第十四條第一項ニ違背シ又ハ誤リテ調劑ヲ爲シタル者

二 第十六條第十八條第二十二條第二十五條又ハ第三十條第一項ニ違背シタル者

三 藥劑師ニシテ藥品ノ容器又ハ包紙ニ誤記ヲ爲シ又ハ事實ヲ知ラスシテ藥局方ノ所定ニ

適合セサル藥品ヲ貯藏、陳列、販賣若クハ授與シタル者

四 第三十七條ノ三ニ掲クル藥種商ニシテ事實ヲ知ラスシテ藥局方ノ所定ニ適合セサル指定藥品ヲ貯藏、陳列、販賣又ハ授與シタル者當該官吏若クハ行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其職務執行ヲ拒ミ若クハ之ヲ忌避シ若クハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ罰前項ニ同シ但其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第三十九條ノ四 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥種商若クハ製藥者ノ免許ヲ受ケス又ハ業務ノ禁止若クハ停止ノ處分ニ違背シテ藥種商又ハ製藥者ノ業ヲ爲シタル者

二 第三十八條ノ二第二項又ハ第三項ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者

第四十條 第十一條第十七條第十九條第二十九條第三十條第二項第三十一條第三十二條ニ違背シタル者ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 第六條第八條第十條第十二條第十三條第十四條第二項第十五條第十五條ノ二第二十八條第三十六條第三十七條第三十七條ノ五ニ違背シタル者ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第四十一條ノ二 此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第四十一條ノ三 當業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

第四十一條ノ四 當業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十一條ノ五 前三條ノ規定ハ醫師カ第四十三條ニ違背シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條ノ六 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第四十一條ノ七 當該官吏又ハ行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此規則ノ執行ニ關シ不正ノ所爲アルトキハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ四拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス但其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此規則ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法第二百八十四條ノ例ニ照シテ處斷ス

第四十二條 內務大臣ハ此規則實行ノ責ニ任シ之カ爲メ必要ナル命令及訓令ヲ發布スヘシ但藥種商製藥者取締ニ係ル細則ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定ムヘシ

附則
第四十三條 醫師ハ自ラ診療スル患者ノ處方ニ限リ第二十六條第二十七條第二十九條ニ從ヒ自宅ニ於テ藥劑ヲ調合シ販賣授與スルコトヲ得此場

合ニ於テハ第三十八條ノ監視ヲ受クヘシ
醫師ハ第三十四條ニ從ヒ醫師タルノ證明書ヲ以テ藥劑師藥種商製藥者ヨリ毒藥劇藥ヲ買取ルコトヲ得

第四十四條 此規則施行以前ニ於テ內務省ヨリ藥舖開業免狀ヲ受ケタル者ハ藥劑師タルノ效ヲ有ス

第四十五條 阿片賣買ニ關スル事項ハ明治十一年八月第二十一號布告ニ據ル

第四十六條 醫科大學藥學科官立公立藥學專門學校若ハ醫學專門學校藥學科、文部大臣ノ指定シタル私立藥學專門學校及高等中學校醫學部藥學科ノ卒業證書ヲ有シ年齡滿二十年以上ノ者ハ其證書ヲ以テ此規則第三條ニ據リ藥劑師免狀ノ下付ヲ願出ルコトヲ得此場合ニ於テハ內務大臣ハ試驗ヲ要セスシテ免狀ヲ授與スルコトアルヘシ外國ノ大學藥學部若ハ藥學校ニ於テ卒業シタル者又ハ外國ニ於テ藥劑師免許ヲ得タル者ニシテ年齡滿二十年以上ノ者ハ其ノ卒業證書若ハ開業證書ヲ以テ藥劑師免狀ノ下付ヲ願出ルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ內務大臣ハ其ノ證書ヲ審查シ試驗ヲ要セスシテ免狀ヲ授與スルコトアルヘシ
第四十六條ノ二 藥劑師其業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ所爲アルトキハ內務大臣ハ中央衛生會ノ審議ヲ經テ其業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得藥劑師ニシテ瘋癲白痴ト爲リ其他其業務ヲ營ムニ堪ヘスト認メタルトキ亦同シ

藥種商又ハ製藥者其業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ所爲アルトキハ地方長官ハ其業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得
內務大臣ハ中央衛生會ノ審議ヲ經テ藥劑師ノ業務ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得
地方長官ハ藥種商又ハ製藥者ノ業務ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第四十六條ノ三 此規則中地方長官ニ屬スル職權ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ
第四十六條ノ四 此規則中醫師ニ關スル規定ハ齒科醫師及獸醫ニ之ヲ適用ス
第四十七條 此規則ハ明治二十三年三月一日ヨリ施行ス

第四十八條 明治十三年一月第一號布告藥品取扱規則ハ此規則施行ノ日ヨリ廢止ス

明治四十年法律第三十五號附則

本法ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
免許ヲ得テ五箇年以上藥種商ト爲リ本法施行ノ際
現ニ其業ヲ營ム者ハ法人ヲ除クノ外本法施行後ト
雖指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得但本法施
行後六箇月以内ニ地方長官ニ其旨ヲ届出テタル者
ニ限ル

第十五條ノ二及第三十九條ノ三第一項第四號ノ規
定ハ前項但書ノ届出ヲ爲シタル藥種商ニ之ヲ準用
ス

第二項但書ノ届出ヲ爲シタル藥種商ニシテ正當ノ
事故ナクシテ指定藥品ノ販賣ヲ拒ミタルモノハ罰
第四十一條ニ同シ

第二項但書ノ届出ヲ爲シタル者ヲ除クノ外本法施
行ノ際現ニ營業スル藥種商ニハ本法施行ノ日ヨリ
三箇年ヲ限リ第三十七條ノ二ヲ適用セス

藥劑師規則

(大正元年十二月
三重縣令第二十號)

第一條 藥劑師免狀ノ下附又ハ書換ヲ願出ツルト
キハ其ノ願書ニ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添附ス
ヘシ

第二條 藥劑師他管内ヨリ本縣管内ニ轉住シタル
トキハ十日以内ニ本籍、族籍、住所、氏名、生年月
日ヲ具シ免狀寫ヲ添へ届出ツヘシ

第三條 藥劑師他管内ニ轉住シ又ハ本縣管内ニ於
テ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ届出スヘ
シ

前項ノ住所ノ變更ニシテ管轄市町村ヲ異ニスル
場合ニ在リテハ前項期間内ニ舊住所地ノ市町村
長ニモ其ノ旨届出スヘシ

第四條 藥劑師藥局ヲ開設セス單ニ藥品ノ製造販
賣ヲ爲ストキハ其ノ營業所在地ヲ具シ事實ノ生
シタル日ヨリ十日以内ニ届出スヘシ其ノ之ヲ廢
止シヨルトキモ亦同シ

第五條 醫療ニ用キサル藥品ハ容器又ハ包紙ニ其
ノ用途ヲ記セタルモノニ非サレハ貯藏、陳列、販

賣又ハ授與スルコトヲ得ス

前項ノ藥品及其ノ他ノ物品ハ醫療用藥品ト區別
シ置クヘシ

第六條 藥劑師藥品ノ容器ヲ變更シタルトキハ其
ノ容器ニ一定ノ封緘ヲ爲シ且自己ノ住所、氏名
ヲ記載スヘシ

第七條 藥劑師ハ一箇年間ニ製造シタル藥品並製
劑ノ名稱及數量ヲ翌年一月三十一日迄ニ届出ス
ヘシ

第八條 藥劑師ハ縣内ヲ通シタル組合ヲ設クヘシ
組合ハ規約ヲ設ケ知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ改
正増補セムトスルトキ亦同シ

第九條 藥劑師ハ組合ニ加入スヘシ
藥品營業ニ從事セサル藥劑師ハ組合ニ加入セザ
ルコトヲ得

第十條 組合會ノ開會日時及場所ハ十日以前ニ届
出スヘシ

第十一條 組合會ニ於テ議決セシ要件ハ十日以内
ニ届出スヘシ

第十二條 組合會ハ藥事衛生ニ關シ知事ノ諮問ニ

應シ又ハ建議ヲ爲スコトヲ得

第十三條 第一條第二條第三條第一項第四條及第
七條ニ依ル願届書ハ住所地ノ市町村長ヲ經由ス
ヘシ

第十四條 藥劑師ハ警察吏官又ハ市町村長ノ要求
アリタルトキハ免狀ヲ提示スヘシ

第十五條 第二條第三條第四條第五條第六條第七
條ニ違反シタル者及第十四條ノ要求ニ應セサル
者ハ科料ニ處ス

附則
本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

藥種商製藥者取締細則

(大正七年一月
三重縣令第四號)

第一條 藥種商製藥者ノ免許鑑札ヲ受ケムトスル
者ハ左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ

一營業所(製藥者ニ在リテハ製藥場トモ)ノ位置
二族籍、住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其名稱
任者ノ氏名及定款)
三履歷書(法人ニ在リテハ
主任者ノ履歷書)

四製藥品目

藥種商出願者ニ對シテハ藥品及其ノ取扱ニ關スル法規ノ大要製藥者出願者ニ對シテハ製造セムトスル藥品及其ノ取扱ニ關スル法規ノ大要ニ就キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第二條 藥種商、製藥者ハ知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ支店ヲ設クルコトヲ得ス支店管理人ノ變更ニ關シテモ亦同シ

前項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ支店ノ位置ヲ記シ管理人ノ履歴書ヲ添付スヘシ支店ヲ廢止シ其ノ位置ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ

第三條 製藥者製藥品目ヲ變更シ若ハ増加セムトスルトキハ願書ニ其ノ品目ヲ記シ鑑札ヲ添へ願出ツヘシ但本令施行前ニ免許ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ出願者ニ對シ必要アリト認ムルトキハ第一條第二項ノ規定ニ準シ試験ヲ行フコトアルヘシ

第四條 藥種商、製藥者ハ左ノ看板ヲ店頭ニ掲クヘシ

藥種商 (製藥者)
何之誰
長サ二尺五寸
六六三

第五條 藥種商、製藥者免許鑑札ヲ毀損亡失シ又ハ鑑札記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其事由ヲ記シ十日以内ニ書換又ハ再下付ヲ願出ツヘシ

第六條 藥種商製藥者ニシテ廢業死亡失踪又ハ他管下へ轉住シタルトキハ十日以内ニ届出テ免許鑑札ヲ返納スヘシ但死亡失踪ノ場合ニ於テハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 醫療ニ用キサル藥品ハ容器又ハ包紙ニ其ノ用途ヲ記シタルモノニ非サレハ貯藏、陳列、販賣又ハ授與スルコトヲ得ス

前項ノ藥品及其ノ他ノ物品ハ醫療用藥品ニ區別シ置クヘシ

第八條 藥種商ハ毒藥劇藥ノ容器ニ封緘ヲ開キ又ハ其ノ容器ノ變更ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 製藥者ハ自己ノ製造シタル藥品ノ容器ニ

一定ノ封緘ヲ爲スヘシ但シ衛生試驗所、藥劑師若クハ醫療用藥品ノ検査證明ヲ業務トスル者ノ封緘アルモノハ此限ニ在ラス

藥種商ニシテ毒藥劇藥以外ノ藥品ノ容器ヲ變更シタルトキハ其ノ容器ニ一定ノ封緘ヲ爲シ且製藥者(藥品製造會社ニ在リテハ其ノ所在地名及會社名)若ハ外國藥品引取人ノ住所氏名ト自己ノ住所氏名トヲ併記スヘシ

第十條 製藥者ハ一箇年間ニ製造シタル藥品並製劑ノ名稱及數量ヲ翌年一月三十一日迄ニ届出ツヘシ

第十一條 本令ニ依ル願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

一、第二條第一項ノ許可ヲ受ケスシテ支店ヲ設ケ若ハ支店管理人ヲ變更シタル者

二、第三條第一項ノ出願ヲ爲サスシテ製藥品目ヲ變更シ若ハ増加シタルモノ

三、第七條第八條第九條ニ違反シタル者

第十二條ノ二 第二條第三項第四條第五條第六條

第十條ニ違反シタル者ハ壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本藥局方第一表
藥局ニ於テ常ニ貯藏スルヲ要スル藥品

アセトアニリド アセチールサリチール酸
石炭酸
稀鹽酸
防疫用石炭酸
サリチール酸
酒石酸
麻醉用エーテル
アンチピリン
アムモニア水
蒸餾水
熔製硝酸銀
ベルーバルサム
次サリチール酸蒼鉛

石炭酸
稀鹽酸
タンニン酸
含水ラノリン
砒石解毒劑
植酸アボモルヒネ
石炭酸水
バクチ水
硫酸アトロピン
次硝酸蒼鉛
煨製石灰

アセチールサリチール酸
石炭酸
稀鹽酸
防疫用石炭酸
サリチール酸
酒石酸
麻醉用エーテル
アンチピリン
アムモニア水
蒸餾水
熔製硝酸銀
ベルーバルサム
次サリチール酸蒼鉛

煨製石灰

煨製硫酸カルチウム 精製樟腦
 塩酸キニーネ 抱水クロラール
 麻酔用クロロフォルム 塩酸コカイン
 磷酸コデイン キナ皮
 硫酸銅 塩酸デアセチルモルヒネ
 デメチールアミドアンチピリン 龍膽越幾斯
 甘草越幾斯 荳蔻越幾斯
 麥角越幾斯 還元鐵
 デキタリス葉 センナ葉
 フオルマリン グリセリン
 炭酸グアヤコール アラビアゴム
 昇汞 甘汞
 ヨードフォルム 重酒石酸カリウム
 プロームカリウム クロール酸カリウム
 ヨードカリウム クレオソート
 過クロール鐵液 滅菌ゼラチン液
 醋酸カリウム液 亞砒酸カリウム液
 次醋酸鉛液 煨製マグネシア
 硫酸マグネシウム 塩酸モルヒネ
 重炭酸ナトリウム プロームナトリウム

クロールナトリウム サリチール酸ナトリウム
 カカオ脂 肝油
 オレオフ油 蓖麻子油
 胡麻油 阿片
 ドーフル酸 龍膽
 吐根 甘草
 ヤラツバ脂 大黃
 乳糖 人工カルルス泉鹽
 サントニン デフテリア血清
 ヨード鐵舍利別 單舍利別
 酒精 苦味丁幾
 橙皮丁幾 吐根丁幾
 ヨード丁幾 阿片丁幾
 ストロファンツス丁幾 番木鱈丁幾
 瀝草丁幾 水銀軟膏
 單軟膏 亞鉛華軟膏
 黄色ワセリン 硫酸亞鉛

日本藥局方第二表
 本表ノ藥品ハ猛烈ナル作用ヲ有シ所謂毒藥ニ屬ス

他ノ藥品ト區別シ閉鎖セル場所ニ藏メ最モ注意シ
 テ貯フヘシ
 亞砒酸 稀靑酸
 塩酸アポモルヒネ 硫酸アトロピン
 塩酸エメチン プローム水素酸ホマトロ
 昇汞 赤色ヨード汞
 黄色酸化汞 赤色酸化汞
 サリチール酸汞 亞砒酸カリウム液
 塩酸モルヒネ 硫酸モルヒネ
 巴豆油 昇汞錠
 燐 サリチール酸アゾスチグミン
 硫酸アゾスチグミン 塩酸ピロカルピン
 亞砒酸丸 プローム水素酸スコボラミン
 硝酸ストリキニーネ

日本藥局方第三表
 本表ノ藥品ハ劇藥ニ屬ス他ノ藥品ト區別シ注意シ
 テ貯フヘシ
 アセトアニリド 石炭酸
 流動石炭酸 防疫用石炭酸

クロールム酸 デエチールバルビツール酸
 鹽酸 硝酸
 粗製硝酸 發烟硝酸
 ビクリン酸 硫酸
 粗製硫酸 トリクロール醋酸
 プロームエチール クロールエチール
 塩酸エチールモルヒネ アガリチン
 亞硝酸アミール 枸橼酸アンチピリンカフエイン
 アンチピリン サリチール酸アンチピリン
 杏仁水 バクチ水
 硝酸銀 硝酸銀加硝石
 熔製硝酸銀 プローム
 海葱 安息香酸ナトリウムカフエイン
 サリチール酸ナトリウムカフエイン
 カフエイン プローム樟腦
 カンタリス 樟酸セリウム
 抱水クロラール クロロフォルム
 麻酔用クロロフォルム 塩酸コカイン
 磷酸コデイン カンタリスコロヂウム
 銅 礬 硫酸銅

鹽酸チアセチールモルヒネ
 チメチールアミドアンチピリン
 印度大麻越幾斯
 綿馬越幾斯
 阿片越幾斯
 麥角越幾斯
 番木鱉幾斯
 ヒヨス葉
 曼陀羅葉
 コロシント實
 印度大麻草
 甘 汞
 黄色ヨード汞
 白降汞
 苛性カリ
 ヨードカリウム
 ラクチールフエネチデン
 カリ鹼液
 メチールスルフォナール
 苛性ナトロン
 コロシント越幾斯
 ヒヨス越幾斯
 莨菪越幾斯
 麥角流動越幾斯
 チキタリス葉
 莨菪葉
 フオルマリソ
 グアヤコール
 ロベリヤ草
 蒸氣製甘汞
 油酸汞
 ヨードフォルム
 ヨード
 クロール酸カリウム
 クレオソート
 複方ヨード液
 次醋酸鉛液
 鉛 丹
 揮發芥子油

阿片
 捕酸バラアミノベンツオイルヂエチールアミノエ
 タノール
 捕酸モルヒネ錠
 フエナセチン
 醋酸鉛
 ドーフル散
 吐 根
 ボドフィルム脂
 莨菪根
 麥 角
 カラバル豆
 番木鱉
 破傷風血精
 スルフオナール
 テオフェイルリン
 カンタリス丁幾
 コルヒクム丁幾
 チキタリス丁幾
 ヨード丁幾
 甘汞錠
 阿片吐根錠
 フェノールフタレイソ
 酸化鉛
 ビオクタニン青
 ヤラツバ脂
 綿馬根
 サントニン
 コルヒクムチ
 ストロファンツステ
 チフテリア血精
 吐酒石
 サリチール酸ナトリウム
 テオプロミン
 アコニツト丁幾
 複方クロロフォルムモル
 ヒネ丁幾
 コロシント丁幾
 吐根丁幾
 ロベリア丁幾

阿片丁幾
 莨菪丁幾
 番木鱉丁幾
 アコニツト根
 ツベルクリン
 コルヒクム酒
 芳香阿片酒
 スルフオ石炭酸亞鉛
 纈草酸亞鉛
 阿片安息香丁幾
 ストロファンツステ丁幾
 鹽酸トロバコカイン
 ヤラツバ根
 強發泡膏
 吐根酒
 クロール亞鉛
 硫酸亞鉛

毒藥劇藥品目 (明治四十五年三月 内務省令第二號)

明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱
 規則第三十五條ニ據ル毒藥劇藥品目ハ大正九年
 十二月内務省令第四十四號第四改正日本藥局方第
 二表第三表ニ掲クルモノ及左ニ掲クル藥品トス
 本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ施行ス
 明治三十九年十二月内務省令第三十六號毒藥劇藥
 ノ品目ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス
 毒 藥
 チアン水素酸チアンカリウム其他チアン化合物並

製劑但ベルリン藍色素黄色血滴鹽赤色血滴鹽並其
 製劑及苦扁桃水杏仁水バクチ水ヲ除ク
 フルオール水素酸
 アコニチン其化合物並製劑
 アドレナリン鹽類
 アボモルヒネ其化合物並製劑
 砒素其化合物並製劑
 アトロピン其化合物並製劑
 プルチン其化合物並製劑
 カンタリス丁幾其化合物並製劑
 コルヒチン其化合物並製劑
 コニイン其化合物並製劑
 クラリリン其化合物並製劑
 チキタリン其化合物並製劑
 エメチン其化合物並製劑
 ホマトロピン其化合物並製劑
 水銀化合物並其製劑但朱、亞クロール汞、黄色ヨ
 ード汞、油酸汞、白降汞並其製劑及昇汞綿、昇汞
 ガーゼ、黃降汞軟膏、赤降汞軟膏ヲ除ク
 ヒヨスチアミン其化合物並製劑

劇薬

ヒヨスチン其化合物並製劑
 モルヒネ其化合物並製劑但エチールモルヒネ其鹽類並製劑チアセチールモルヒネ其鹽類並製劑及モルヒネ錠復方クロロフォルムモルヒネ丁錠ヲ除ク
 ナルセイン其化合物並製劑
 ナルコチン其化合物並製劑
 ニコチン其化合物並製劑
 ニトログリセリン並其製劑
 巴豆油製劑
 磷含有物
 ブイゾスチグミン其化合物並製劑
 ビロカルピン其化合物並製劑
 ストロファンチン
 スコボラミン其化合物並製劑
 カラバル豆製劑
 ストリキニーネ其化合物並製劑但ストリキニーネ
 ○、○ニプロセント以下ヲ含有スル次亞磷酸塩含利別ヲ除ク
 河豚毒成分並製劑
 可溶性ウラニウム塩類
 ウエラトリン其化合物並製劑

アセトアニリド製劑但一九一錠中○、一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 クロール醋酸類
 石炭酸製劑但純石炭酸五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 クローム酸塩類
 デエチールバルビツール酸化合物並チエチールバルビツール酸又其化合物ノ製劑
 デアルリールバルビツール酸其化合物並製劑
 フェニールエチールバルビツール酸其化合物並製劑
 剤
 プローム水素酸
 塩酸含有物但クロール水素十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 硝酸含有物但硝酸十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 王水 砒酸 ビクリン酸塩類 發烟硫酸
 硫酸含有物但純硫酸十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 アドレナリン塩類製劑

チニールモルヒネ其鹽類並製劑
 アガリチン塩類並アガリチン又ハ其塩類ノ製劑
 アンチピリン又ハ其化合物ノ製劑但一九一錠中純アンチピリン○、三グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 強アムモニア水 若扁桃水
 アンチモニウム化合物並其製劑但軟膏劑並金硫黄ヲ除ク
 銀塩類並其製劑但クロール銀プロテイン銀並其製劑ヲ除ク
 金塩類
 バリウム化合物但硫酸バリウムヲ除ク
 ベラドンナ葉、草、根並其製劑
 プロイムヂエチールアセチール尿素其化合物並製劑但一錠中純プロイムヂエチールアセチール尿素○、一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 プロモフォルム カドミウム並其化合物
 カフェイン塩類並カフェイン又ハ其塩類ノ製劑但一九一錠中純カフェイン○、一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク

プロイム樟腦製劑
 カンタリスノ酒精又ハエーテル製劑
 硫化炭素
 セリウム塩類
 タロロフォルム製劑但クロロフォルム擦劑クロロフォルム油並純クロロフォルム二十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 コカイン其化合物並製劑
 コカイン其化合物並製劑
 コデイン其化合物並製劑
 コタルニン其化合物並製劑
 銅化合物
 チキタリス葉製劑
 デメチールアミドアンチピリン化合物並デメチールアミドアンチピリン又ハ其化合物ノ製劑但一九一錠中純デメチールアミドアンチピリン○、一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 サピナ葉並其製劑 糖質 コロシント製劑
 グアヤコール製劑但一膠囊一九一錠中純グアヤコール○、五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 藤黄並其製劑
 印度大麻草製劑

ドクゼリ並其製劑 コニウム草並其製劑
 ヒヨス葉、草、根並其製劑 ロベリヤ草製劑
 曼陀羅草葉子並其製劑
 萹若葉、草、根並其製劑但硬膏劑、軟膏劑及坐劑ヲ除ク
 烟草製劑 ヒドラスチン其鹽類並製劑
 ヒドラスチニン其鹽類並製劑 ヒドロオキシール
 アミン並其鹽類
 亞クロール汞、黄色ヨード汞、油酸汞並白降汞ノ製劑但軟膏劑ヲ除ク
 ヨード製劑但稀ヨード丁幾ヲ除クヨードール
 ヨードフォルム製劑但純ヨードフォルム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 苛性カリ並苛性ナトロンノ製劑但純水酸化カリウム並純水酸化ナトリウム五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 クロール酸カリウム製劑但純クロール酸カリウム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 ヨードカリウム製劑但ヨードカリウム錠並純ヨードカリウム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 重碳酸カリウム
 苛性カリ並苛性ナトロンノ製劑但純水酸化カリウム並純水酸化ナトリウム五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 クロール酸カリウム製劑但純クロール酸カリウム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 ヨードカリウム製劑但ヨードカリウム錠並純ヨードカリウム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

ドカリウム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 クレオソート製劑但一膠囊、一丸、一錠中クレオソート〇、〇五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 メチールスルフォナール製劑
 モノブROOMワレリアニール尿素並其製劑但一錠中純モノブROOMワレリアニール尿素〇、一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 デアセチールモルヒネ其鹽類並製劑 ナトリウムニトロペンツォール
 揮發苦扁桃油但ベンソアルデヒードヲ除ク
 ラウリルケルス油 サビナ油
 阿片製劑但其座劑ヲ除クバントボン其類似品並製劑
 バラアミノペンツォイルヂエチールアミノエタイル其化合物並製劑
 フェナセチン製劑但一丸一錠中純フェナセチン〇、二五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 フェノールフタレイン製劑但一丸一錠中純フェノールフタレイン〇、一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク

ヲ除ク
 汞灰散 アコニツト根製劑
 烏頭附子並其製劑 コルヒタム根子並其製劑
 ゲルゼミウム根並其製劑
 吐根製劑但吐根錠並吐根一プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 ヤラツバ根製劑 商陸製劑
 藜蘆根並其製劑
 ヤラツバ脂製劑但蘆薈ヤラツバ丸複方大黃丸及ヤラツバ石鹼ヲ除ク
 サントニン製劑但一九一錠中純サントニン〇、〇二グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 麥角製劑 コツケル生子
 巴豆並其製劑 イグナチユースチ並其製劑
 サバデルラネ並其製劑 ストロファンツスチ製劑
 番木髓製劑 蟾酥並其製劑
 虎列刺血精 赤痢血精
 ベスト血精 連鎖球菌血精
 腸室扶斯血精 飯匙蛇毒血精
 丹毒治療液

ストリキニーネ〇、〇二プロセント以下ヲ含有スル次亞磷酸鹽舍利別
 スバルライン其化合物並製劑 錫鹽類
 スルフオナール製劑 タルリン其化合物並製劑
 テオプロミン其化合物並製劑但一丸一錠中純テオプロミン〇、一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 テオフィルリン製劑 トロバコカイン其化合物並製劑 コツホ新ツベルクリン ウレタン
 ヨヒンビン其鹽類並製劑 亞鉛鹽類但炭酸亞鉛ヲ除ク

藥品營業並藥品取扱規則ニ依ル指定藥品
 (明治四十年四月 内務省令第七號)
 藥品營業並藥品取扱規則第三十八條ノ三ニ依リ左記藥品ヲ指定ス

○アンチピリン ×塩酸アポモルヒネ
 ○杏仁水(苦扁桃水、バクチ水)
 ○硝酸銀 ○硝酸銀加硝石
 ○熔製硝酸銀 ×硫酸アトロピン
 次サリチール酸蒼鉛 ○抱水クロラール

- クロ、フォルム
- 磷酸コデイン
- 綿馬越幾斯
- 阿片越幾斯
- 莨菪越幾斯
- 番木龍越幾斯
- デギタリス葉
- ダアヤコール
- 昇汞
- 甘汞
- 赤色酸化汞
- ヨードフォルム
- クレオソート
- 亞砒酸カリウム液
- 鹽酸デアセチルモルヒネ
- 鹽酸モルヒネ
- 巴豆油
- 含糖ペブシン
- 糖酸フィゾスチグミン
- 鹽酸コカイン
- ヨードカリウム錠
- 阿片吐根錠
- プロロム水素酸スコポラミン
- 阿片坐劑
- クレンオソート丸
- 昇汞ガーゼ
- 複方クロロフォルムモルヒネ丁錠
- 鹽酸トロバコカイン
- ヨードカリウム軟膏
- 芳香阿片酒
- 千分中二分以上ノ「モルヒネ」ヲ檢出スル藥品

- 鹽酸コカイン
- ヒヨス越幾斯
- 大黃越幾斯
- 麥角越幾斯
- 還元鐵
- フォルマリソ
- 炭酸ダアヤコール
- 赤色ヨード汞
- 黃色酸化汞
- サリチール酸汞
- ヨードカリウム
- 炭酸クレオソート
- メチルスルフォナール
- 硫酸モルヒネ
- 硫酸モルヒネ
- フエナセチン
- サリチール酸フィゾスチグミン
- 鹽酸ピロカルピン
- 蘆薈ヤラツバ丸
- 吐根
- サントニン
- 吐酒石
- スルフオナール
- カンタリス丁幾
- デギタリス丁幾
- ヨード丁幾
- 阿片安息香丁幾
- ストロファンツス丁幾
- タロール亞鉛
- ヂエチルバルビツール酸
- 麻酔用エーテル
- 枸橼酸カフィンアンチピリン
- クロイド銀
- サリチール酸アンチピリン
- プロテイン銀
- ヂメチルアミドアンチピリン
- 鹽酸エメチン
- 麥角流動越幾斯
- プロロム水素酸ホマトロビン
- ドーフル散
- レゾルチン
- 麥角
- 硝酸ストリキニーネ
- アセチルタンニン
- カナ丁幾
- 吐根丁幾
- 阿片丁幾
- 莨菪丁幾
- 番木龍丁幾
- 硫酸亞鉛
- 鹽酸エチールモルヒネ
- 麻酔用クロロフォルム
- 麻酔用タクロフォルム
- 莨菪硬膏
- 昇汞綿

- スルフオグアヤコールカリウム
- 滅菌ゼラチン液
- 過酸化水素液
- 複方ヨード液
- 生理クロールナトリウム液
- リンゲル液
- 鹽酸バラアミノペンツオイルヂエチールアミノ
- ニタール
- アンチピリン錠
- 鹽酸コカイン錠
- 甘汞錠
- ヨードカリウム錠
- 鹽酸モルヒネ錠
- 炭酸ダアヤコール丸
- プロロム水素酸スコポラミン
- 阿片坐劑
- 莨菪坐劑
- 炭酸クレオソート丸
- テオフィルリン
- 複方クロロフォルムモルヒネ丁錠
- 鹽酸トロバコカイン
- コロイド銀軟膏
- ヨードカリウム軟膏
- 莨菪軟膏
- 芳香阿片酒
- 千分中二分以上ノ「モルヒネ」ヲ檢出スル藥品

○千分中二分以上ノ「エチールモルヒネ」ヲ檢出スル藥品

○千分中一分以上ノ「デアセチルモルヒネ」ヲ檢出スル藥品

○千分中六分以上ノ「コデイン」ヲ檢出スル藥品

指定藥品ヲ含有スル製劑ニシテ毒藥又ハ劇藥ニ屬スルモノ

備考 ×印ハ毒藥(印ハ劇藥)ヲ示ス

藥品營業並藥品取扱規則第二十六條第二十七條及第三十七條ノ三三依ル命令 (明治四十年十二月 內務省令第二七號)

第一條 藥品營業者藥局方適否試驗ノ目的ヲ以テ藥品ヲ一時貯藏スルハ規則第二十六條及第二十七條ニ依ルノ限ニ在ラズ

第二條 藥品營業者製藥又ハ精製原料(藥局製劑ノ原料ヲ除ク)供スル目的ヲ以テ藥品ヲ貯藏シ又ハ其ノ目的ヲ以テ營業者間ニ販賣スルハ規則第二十六條及第二十七條ニ依ルノ限ニ在ラズ

第三條 第一條及第二條ノ藥品ハ藥局又ハ陳列所以外ノ場所ニ他ノ藥品ト區別シテ貯藏スルコトヲ要ス

第四條 第一條及第二條ノ藥品ハ第一號又ハ第二號様式ノ帳簿ニ記入シ其ノ出納ヲ明ニスルコトヲ要ス

第五條 第三條ノ規定ニ從ヒテ貯藏シ且前條ニ依リ帳簿ニ記入シタルモノニ非サレハ第一條ノ目的ヲ以テ貯藏シ又ハ第二條ノ目的ヲ以テ貯藏販賣スルモノト認ムルノ限ニ在ラス

第六條 規則第三十七條ノ三ノ藥劑師ハ之ヲ使用スル藥種商ニ於テ地方長官ニ其届出ヲ爲シタル者タルコトヲ要ス

前項ノ藥劑師ハ其藥種商ノ營業所以外ニ於テ藥品取扱ニ從事セサル者タルコトヲ要ス

第一項ノ届出ハ藥劑師ノ連署ヲ以テシ藥劑師免狀ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第七條 前條ノ藥種商其ノ藥劑師ヲ解雇シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ

藥劑師失踪ノ宣告ヲ受ケ若ハ死亡シ又ハ免狀面

ニ異動ヲ生シタルトキハ亦前項ニ同シ但シ失踪又ハ死亡ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其手續ヲ爲スヘシ

第八條 第六條ノ藥劑師ニシテ其ノ藥種商ノ營業所以外ニ於テ藥品取扱ニ從事シタル者及第七條ニ違背シタル者ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ明治四十年法律第三十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式ノ一 (試驗藥品用)

備考

一 倉庫營業者運送取扱人其ノ他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘカラス若己ニ受入シタル試驗品ヲ上記ノ者ニ寄託スル等

試驗終了前處置シタルトキハ「受入」及「試驗中」ノ欄ヲ朱書訂正シ其ノ事由ヲ備考トシテ附記スヘシ

二 藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキ亦前號ニ準ス但シ受寄者ニ於テ「受入」

「處置方法」ノ欄ニ記入スヘシ

七「合格」及「不合格」ノ欄ニハ當日受入シタル物ニ係ルト否ヲ問ハス當日試驗成績ノ決定シタル數量ヲ記入スヘシ

八頁ノ改マルトキハ次頁ノ始メニ其ノ前頁ノ終ノ數ヲ繰越高トシテ記入スヘシ

ノ欄ニ記入スヘシ
 三 同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其ノ都度受拂數量等ヲ記入スルモ差支ナシ
 四 同一種類ノ藥品ヲ數回受入シタル場合ニハ「試驗中」ノ欄ニハ其ノ數回分ノ物ヲ合算シ又「受入總額」ノ欄ニハ當日不合格ト決定シタル額ヲ合算シテ記入スヘシ
 五 「減損」ノ欄ニハ藥品ノ試驗減、小分減、破損減等ノ數量ヲ記入スヘシ
 六 不合格品ヲ他人ノ手ニ渡シ處置シタルトキハ其ノ渡先ヲ記入スヘシ其ノ減損シタルトキハ

名	品	試	驗		格		不		品	其	數	量
			合	不	合	不	受	入				
日												
月												

藥品名	受		入		賣		渡		製藥濟 量總 現在品 計
	前日ヨ リ繰越	受	入	先	量	賣	渡		

備考

一 倉庫營業者運送取扱人其ノ他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘカラス若己ニ受入レタル藥品ヲ上記ノ者ニ寄託スルトキハ「賣渡」ノ欄ニ數量及寄託先ヲ記入スヘシ
 二 藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキ亦前號ニ準ス但シ受寄者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘシ
 三 受入レタル藥品ヲ返戻シ、廢棄シ又ハ他ノ方

法ニ依リ處置シタルトキハ「賣渡」ノ欄ニ其ノ數量及處置方法ヲ記入スヘシ其ノ減損シタルトキ亦同シ
 四 同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其ノ都度受拂數量等ヲ記入スルモ差支ナシ
 五 同一種類ノ藥品ヲ數回受入レタル場合ニハ「現在殘高」ノ欄ニハ其ノ數回分ノ物ヲ合算シテ記入スヘシ
 六 此帳簿ハ精製原料ヲモ記入スヘシ

何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑取締ニ關スル件

(明治四十四年十月
內務省令第十八號)

第一條 藥劑師、藥種商又ハ製藥者何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑(藥局方ニ記載シタル藥品ノ中含ム以テ新ニ製造發賣シ又ハ輸入發賣セムトスルトキハ見本品ヲ添ヘ其成分(製劑ハ分量トモ)成分不明ナルモノハ其本質及製造法ノ要旨ヲ記載シ地方長官(東京府ニ在リテハ警察總監)ニ届出ヘシ
 前項ノ藥品又ハ製劑ト同一品ニシテ名稱若ハ製造法又ハ製造元ヲ異ニスルモノニ關シテ亦前項ニ同シ
 第二條 何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑ハ容器又ハ包紙ニ其成分、成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ販賣又ハ授與スルトコトヲ得ス但シ名稱若ハ製造法又ハ製造元ヲ異ニスル場合ヲ除ク外本令施行前ヨリ發賣シ來レルモノニ關シテハ此限ニ在ラス

第三條 本令ニ違背シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 明治四十年十二月內務省令第二十八號ハ之ヲ廢止ス

藥品巡視規則

(明治二十二年三月
內務省令第四號)

第一條 衛生官吏警察官吏及ヒ藥劑師ヲ以テ監視員ト爲シ藥局及ヒ藥品ヲ販賣又ハ製造スル場所ヲ巡視セシムヘシ
 第二條 監視員藥局ヲ巡視スルトキハ左ノ各項ヲ一藥品
 一 藥品營業並藥品取扱規則第十二條第十三條第二十八條第二十九條第三十六條第三十七條ノ事項
 二 調劑錄
 第三條 監視員藥品ヲ販賣又ハ製造スル場所ヲ巡視スルトキハ左ノ各項ヲ検査スヘシ

一藥品

- 二藥品營業並藥品取扱規則第二十二條第二十八條第二十九條第三十六條第三十七條ノ事項
- 第四條 監視員ハ公私立病院及醫師ノ調劑所ニ臨ミ藥品ヲ検査スルコトアルヘシ
- 第五條 第二條第三條ノ外ニ於テ藥品ヲ貯藏スル場所アレハ其場所ニ就キ検査スルコトアルヘシ
- 第六條 巡視ノ期日ハ豫メ告示セス其時間ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ間トス
- 第七條 監視員ハ必要量ノ藥品ヲ掲歸シテ検査スルコトアルヘシ
- 第八條 監視員ノ検査ニ消費シタル藥品ハ其代價ヲ請求スルコトヲ得ス

醫療用藥品検査證明ヲ業務トス

ル者取締ノ件

(明治三十年九月 内務省令第二十六號)

藥劑師、化學者及會社等ニシテ醫療用藥品ノ検査證明ヲ業務トスル者ハ藥品ノ性状品質日本藥局方ニ記載アルモノハ該局方、記載ナキモノハ其ノ據ル所ノ外國藥局方ノ所定ニ適合スルモノニアラザ

本令ニ違背シタル者ハ拾圓以内ノ罰金ニ處ス
本令ハ明治三十年六月一日ヨリ施行ス

傳染病研究所痘苗、血清等販賣

規程

(大正四年九月 文部省令第十三號)

第一條 傳染病研究所ニ於テ製造販賣スル痘苗、血清等ハ左ノ各種トス

- 痘苗
- 「デフテリア」血清
- 「デフテリア」抗毒素
- 破傷風血清
- 腸窒扶私血清
- 赤痢血清(多價)
- 虎列刺血清
- 「ベスト」血清
- 飯匙蛇毒血清
- 連鎖球菌血清
- 流行性腦脊髄膜炎菌血清
- 肺炎雙球菌血清
- 「インフルエンザ」菌肺炎雙球菌混合血清

レハ試験濟印紙ヲ貼付シ又ハ適合ノ證明ヲ與フルコトヲ得ス違背シタル者ハ貳圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ爾後検査證明ノ業務ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ停止禁止ノ命令ニ背キ検査證明ヲ爲シタル者ハ五圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

藥品ノ封緘並藥品飲食物ノ検査

營業者取締ノ件

(明治三十年三月 内務省令第二號)

藥品ノ封緘ニ印紙ヲ貼付スル者ハ明治二十年六月内務省告示第二號衛生試驗所検査印紙ト同色若クハ之ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ用ヒ封緘ヲ爲スコトヲ得ス

藥品其ノ他飲食物等ノ検査ヲ以テ營業トスル者ハ其ノ検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試驗所又ハ同音ノ文字ヲ使用スルコトヲ得ス

本令施行前其ノ検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試驗所又ハ同音ノ文字ヲ使用シタル者ハ本令施行ノ日ヨリ改稱スヘシ

健康馬血清

黃疸出血性ビスロヘータ血清(ワイル氏病原血清)

- 「ワベルクリン」菌
- 丹毒連鎖球菌「ワクチン」
- 腸窒扶私「ワクチン」
- 「バラチフス」A菌「ワクチン」
- 「バラチフス」B菌「ワクチン」
- 「バラチフス」菌混合「ワクチン」
- 腸窒扶私「バラチフス」菌混合「ワクチン」
- 赤痢「ワクチン」
- 虎列刺「ワクチン」
- 「ベスト」「ワクチン」
- 「インフルエンザ」菌肺炎雙球菌混合「ワクチン」
- 狂犬病「ワクチン」
- 腸窒扶私診斷液
- 「バラチフス」A型診斷液
- 「バラチフス」B型診斷液

第二條 前條ノ痘苗、血清等ノ賣渡ヲ受ケムトス

ル者ハ傳染病研究所ニ請求スヘシ但シ痘苗ヲ除クノ外血清等ノ賣渡ヲ受クルコトヲ得ル者ハ官衙、公署、公共團體、醫師、藥劑師又ハ藥種商ニ限ル

第三條 外國ヨリ痘苗、血清等ノ請求アリタルトキハ本邦ノ供給ニ妨ナキ場合ニ限り之ニ應スルモノトス

第四條 痘苗、血清等ノ定價ハ左ノ如シ但シ本邦及支那ニ限リ運送賃ヲ要セス

痘苗 一具(五人分) 金 七 錢
「デフテリア血清」

液体「デフテリア」血清

第一號	一壇 (五〇〇立方セシメット)	金四拾五錢
第二號	一壇 (一〇〇立方セシメット)	金九 拾 錢
第三號	一壇 (一〇〇立方セシメット)	金壹圓三拾五錢
第四號	一壇 (一〇〇立方セシメット)	金貳圓七拾錢
第五號	一壇 (一〇〇立方セシメット)	金四圓五拾錢
乾燥「デフテリア」血清	一壇 (免疫單位)	金四圓五拾錢

「デフテリア」抗毒素

第一號	一壇 (一〇〇立方セシメット)	金八 拾 錢
第二號	一壇 (二〇〇立方セシメット)	金壹圓六拾錢
虎列刺血清	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金參圓六拾錢
「ベスト」血清	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金參圓六拾錢
飯匙蛇毒血清	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金參圓六拾錢
連鎖球菌血清	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金參圓六拾錢
流行性腦脊髄膜炎血清	一壇 (二五〇立方セシメット)	金壹圓八拾錢
肺炎雙球菌血清	一壇 (二〇〇立方セシメット)	金壹圓八拾錢
「インフルエンザ」菌肺炎雙球菌血清	一壇 (二〇〇立方セシメット)	金壹圓八拾錢
健康馬血清	一壇 (二五〇立方セシメット)	金八 拾 錢
黃疸出血性スビロヘータ血	一壇 (二〇〇立方セシメット)	金貳圓五拾錢
病原血清	一壇 (三、〇立方セシメット)	金壹圓八拾錢
「ツベルクリ」菌血清	一壇 (三、〇立方セシメット)	金壹圓八拾錢
丹毒連鎖球菌血清	一壇 (五、〇立方セシメット)	金八 拾 錢

甲種	第一號一壇 (二、〇立方セシメット)	金七圓五拾錢
	第二號一壇 (三、〇立方セシメット)	金拾壹圓二拾五錢
	第三號一壇 (四、〇立方セシメット)	金拾 五 圓
乙種	第一號一壇 (三、〇立方セシメット)	金六 圓
	第二號一壇 (四、五立方セシメット)	金九 圓
	第三號一壇 (六、〇立方セシメット)	金拾 貳 圓
丙種	第一號一壇 (四、〇立方セシメット)	金四圓五拾錢
	第二號一壇 (六、〇立方セシメット)	金六圓七拾五錢
	第三號一壇 (八、〇立方セシメット)	金九 圓
破傷風血清	一壇 (免疫單位)	金九 圓
液体破傷風血清	一壇 (一〇〇立方セシメット)	金壹 圓
第一號	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金四 圓
第二號	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金四 圓
乾燥破傷	一壇 (免疫單位)	金拾 圓
風血清	一壇 (免疫單位)	金拾 圓
腸窒扶私血清	一壇 (二〇〇立方セシメット)	金壹圓六拾錢

「赤痢血清(多價)」

腸窒扶私「ワクチン」	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
「バラチフス」A	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
「バラチフス」B	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
「バラチフス」C	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
混合「ワクチン」	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
「ラチフス」菌混	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
「ラチフス」菌	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
赤痢「ワクチン」	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
虎列刺「ワクチン」	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
「ベスト」「ワクチン」	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹 圓
「インフルエンザ」菌肺炎雙球菌混合「ワクチン」	一壇 (四〇〇立方セシメット)	金壹圓五拾錢
狂犬病「ワクチン」	一人分	金五 圓
腸窒扶私診斷液	一壇 (二〇〇立方セシメット)	金七拾五錢
「バラチフス」A	一壇 (二〇〇立方セシメット)	金七拾五錢
「バラチフス」B	一壇 (二〇〇立方セシメット)	金七拾五錢
「バラチフス」C	一壇 (二〇〇立方セシメット)	金七拾五錢

一時ニ多量ノ痘苗、血清等ノ賣渡ヲ請求スルモ
ノニ對シテハ便宜數具又ハ數壇ヲ取纏メタル容
器ヲ以テ賣渡スコトヲ得

第五條 市町村(之ニ準スヘキ)ニ於テ施行スル種痘
ニ要スル痘苗ノ代價ハ前條定價ノ半額トス

藥劑師(現ニ藥品營業ヲ爲スモノ)藥種商ニ賣渡ス場合ニハ痘
苗血清等ヲ通シテ前條定價ノ二割ヲ減スヘシ

傳染病研究所長ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ特
約販賣人ニ指定シタル藥劑師(現ニ藥品營業ヲ爲スモノ)藥種
商ニ賣渡ス場合ニハ痘苗、血清等ヲ通シ前條定
價ノ三割迄ヲ減スルコトヲ得

傳染病研究所長ハ左ノ場合ニ限り血清等ノ定價
ヲ減シ之ヲ賣渡スコトヲ得

一 傳染病研究所ニ於テ其ノ効用ヲ周知セシムル
爲血清等ノ應用ヲ希望スルトキハ定價ノ五割
減

二 道、府、縣、郡、市町村(之ニ準スヘキ)衛生組合又
ハ衛生會ニ於テ血清等ヲ購入シ無代價又ハ購
入代價以內ヲ以テ患者ニ供給スルトキハ定價
ノ二割減

六十日內ニ其ノ殘品ヲ傳染病研究所ニ送付スヘシ
傳染病研究所ハ前項ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ九十
日內ニ於テ一回又ハ數回ニ其ノ代品ヲ交付スヘシ

有効期間經過ノ血清無料引換ノ件

(明治四十三年五月衛生局通牒第
三五五號衛生局長通牒)

傳染病研究所ニ於テ賣捌キタル左記血清ニシテ使
用前効力持續期間(試驗月日後一箇年)ヲ經過シタ
ルモノアルトキハ同所ニ於テ無料ヲ以テ其ノ引換
ノ請求ニ應スルコトニ相成候間御承知相成度此段
及通牒候也

追テ効力持續期間經過後二ヶ月ヲ過キ若クハ封
緘其ノ他異狀アルモノハ本文ノ例ニ依ルノ限ニ
無之尙ホ交換ニ要スル運送賃等ハ請求者ノ負擔
ニ有之候此段申添候

- 一 液体デフテリア血清
- 一 液体破傷風血清
- 一 腸窒扶私血清
- 一 赤痢血清
- 一 虎列刺血清

第六條 痘苗、血清等ノ代價ハ現金ヲ以テ納付ス
ヘシ但シ電報爲替、郵便爲替、代金引換郵便又ハ
爲替手形ヲ以テ送金スルコトヲ得

代金ヲ代金引換郵便ニ依リ送付スル場合ニ於テ
ハ代金ト共ニ取立金送達料ヲ送付スヘシ

第七條 痘苗、血清等賣渡請求數量ニ對シ納付ノ
代價ニ過不足アルトキハ代價相當ノ數量ヲ送付
スルモノトス但シ一具若ハ一壇ノ代價ニ充タザ
ル端數ハ切捨トス

附則

本令ハ大正四年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年內務省令第十六號傳染病研究所痘苗
血清類賣捌規則ハ之ヲ廢止ス

大正三年九月二十日ヨリ本令施行ノ日ノ前日マテ
ノ間ノ試驗日附アル血清等ノ賣渡ヲ受ケタル者ニ
シテ其ノ殘品ノ引換ヲ請求スルモノニハ其ノ舊定
價ニ相當スルマテ新定價ニ依リ算出シタル數量ヲ
交付スヘシ但シ一壇ノ定價ニ充タザル端數ハ切捨
トス

前項ノ請求ヲ爲サントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ

- 一 ベスト血清
- 一 飯匙蛇毒血清
- 一 連鎖球菌血清

阿片法

(明治三十年三月
法律第二十七號)

第一條 阿片ヲ製造セムトスル者ハ地方長官ノ許
可ヲ受クヘシ

第二條 阿片製造人ハ地方長官ノ定ムル期日迄ニ
毎年其ノ製造シタル阿片ヲ政府ニ納付スヘシ

前項ノ阿片ハ政府ニ於テ試驗ヲ施シ其ノ莫見比
涅含量所定ノ度ニ適スルモノニハ賠償金ヲ交付
シ其ノ不適品ハ無償ニナ燒却ス

第三條 阿片ハ政府ニ於テ醫藥用品及製藥用品ニ
限リ封緘ヲ施シ之ヲ賣下ケ又ハ交付スルモノト
ス

阿片ハ政府ノ賣下ケタルモノ又ハ交付シタルモ
ノニ非サレハ之ヲ賣買、授與、所有又ハ所持ス
ルコトヲ得ス

第三條ノ二 阿片ハ內務大臣ノ許可ヲ受ケタル場
合ヲ除クノ外之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第四條 第二條ニ依リ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ

莫見比涅含量及賠償金額並ニ第三條ニ依リ賣下クヘキ醫藥用阿片ノ價格ハ內務大臣之ヲ告示ス賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫見比涅含量ヲ増加シ又ハ賠償金額ヲ低減セムトスルトキハ一箇年以前ニ告示スヘシ

第五條 醫藥用阿片ハ地方長官ヲシテ其ノ管内藥劑師藥種商中相當ノ人員ヲ限リ醫藥用阿片販賣人ヲ指定シテ賣下ケシム

第六條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者醫藥用阿片ヲ要スルトキハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ證明ヲ受ケ醫藥用阿片販賣人ニ賣渡ヲ請求スヘシ
醫藥用阿片販賣人販賣用ノ阿片ヲ販賣ノ目的以外ニ供セムトスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第六條ノ二 地方長官必要ト認ムルトキハ內務大臣ノ認可ヲ受ケ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ對シ醫藥用阿片ヲ賣下クルコトヲ得
第七條 醫藥用阿片ハ第六條第一項若ハ前條ニ依

三四

ル場合又ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外醫師齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第七條ノ二 醫藥用阿片販賣人ハ第六條第一項ニ依リ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ醫藥用阿片ノ賣渡ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條ノ三 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ超エテ醫藥用阿片ヲ販賣スルコトヲ得ス
第八條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ノ容器ヲ開披シ若ハ改装シ又ハ封緘ヲ破毀スルコトヲ得ス

醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ニシテ封緘ノ無効トナリタルモノ又ハ容器ヲ改装シタルモノヲ販賣スルコトヲ得ス
第八條ノ二 製藥用阿片ノ賣下ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ニ依リ賣下ヲ受ケタル阿片ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ讓受タルコトヲ得ス
第八條ノ三 官廳又ハ官立ノ病院若ハ學校ニ於テ

阿片ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付ヲ受クヘシ

第九條 第三條第二項又ハ第三條ノ二ニ違背シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

阿片ヲ輸入シタル者罰則前項ニ同シ
第十條 第三條第二項ニ違背シテ所有又ハ所持スル阿片ハ之ヲ沒收ス

第十條ノ二 第一條、第六條第二項、第七條、第七條ノ二、第七條ノ三、第八條又ハ第八條ノ二第二項ニ違背シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二條第一項ニ違背シタル者ハ參百圓以下ノ罰金ニ處ス
第十二條 削除

第十二條ノ二 藥品營業者又ハ阿片製造人未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ

在ラス

第十二條ノ三 藥品營業者又ハ阿片製造人ハ其ノ代理人戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第十二條ノ四 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ犯罪ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ五 第十二條ノ二又ハ第十三條ノ三ニ依ル場合ニ於テハ懲役禁錮又ハ拘留ニ處スルコトヲ得ス
第十二條ノ六 第十二條ノ二乃至第十二條ノ四ノ規定ハ第九條ノ犯罪ニ付テ之ヲ適用ス

第十三條 阿片製造人又ハ醫藥用阿片販賣人此ノ法律又ハ其ノ施行ニ關スル規則ニ違背シタルトキハ地方長官ハ其ノ許可又ハ指定ヲ取消スコトヲ得
附則

第十四條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施

行ス

第十五條 此ノ法律施行ノ日現ニ阿片製造人タルノ許可ヲ有スル者ハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十六條 此ノ法律施行以前地方廳ニ預リ置キタル阿片ハ之ヲ燒却ス

第十七條 明治十一年布告第二十一號藥用阿片賣買並ニ製造規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片卸賣人タル者ハ第五條ニ依リ指定ヲ受ケタル醫藥用阿片販賣人ト看做ス

本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片卸賣人ニ非サル藥劑師又ハ藥種商ニシテ醫藥用阿片ヲ所有スルモノハ本法施行ノ日ヨリ三十日內ニ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ買上ヲ請求シ又ハ醫藥用阿片販賣人、醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ讓渡スルコトヲ得

阿片法施行規則 (大正八年六月 內務省令第四號)

第一條 阿片製造ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ住所、職業及履歷ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第二條 阿片製造人ハ地方長官ノ定ムル期日迄ニ毎年罌粟栽培ノ場所及反別ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ場所又ハ反別ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ速ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第三條 阿片製造人阿片ヲ政府ニ納付セムトスルトキハ其ノ住所、氏名及阿片ノ數量ヲ記シタル納付書ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

現品ニハ製造人ノ住所、氏名及阿片ノ數量ヲ記シタル木札ヲ付スルコトヲ要ス

第四條 地方長官阿片ノ納付ヲ受ケタルトキハ納付書ヲ添ヘ速ニ之ヲ東京又ハ大阪衛生試驗所ニ送付スヘシ

衛生試驗所阿片ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ莫兒比涅含量ヲ試驗シ賠償金交付ノ手續ヲ爲スヘシ但シ五匁未滿ノ納付品ニハ試驗ヲ施スコトヲ

要セス

第五條 政府ニ於テ賣下ケ又ハ交付スル醫藥用阿片ハ第一號(五グラム入)、第二號(二十五グラム入)及第三號(四百五十グラム入)ノ容器ニ納メ

每容器ニ定價ヲ附シ大阪衛生試驗所ノ證紙ヲ以テ之ヲ封緘ス

第六條 醫藥用阿片販賣人ハ其ノ營業所ニ醫藥用阿片販賣所タル旨ヲ標示スヘシ

第七條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ會計年度ニ依リ毎半年ニ賣下ヲ受クヘキ醫藥用阿片ノ數量ヲ豫定シ容器ノ種類及其ノ箇數ヲ記シ二月前ニ地方長官ニ賣下ヲ請求スヘシ但シ必要アルトキハ其ノ事由ヲ具シ臨時請求スルコトヲ得

第八條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ其ノ數量、使用ノ目的並業務所、職業、氏名及年月日ヲ記シ捺印シタル賣渡請求書ニ付數量五十グラム以下ナルトキハ所轄警察官署、五十グラムヲ超ユルトキハ地方長官ノ證明ヲ受ケ其ノ道府縣內ノ醫藥用阿片販賣人ニ提出シ賣渡ヲ受クヘシ

調劑用トシテ第一號(五グラム入)一箇ヲ要スル場合ハ前項ノ證明ヲ受ケタルコトヲ要セス但シ一年ヲ通シ五箇ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條 公立ノ病院若ハ學校又ハ法人ニ於テ調劑用トシテ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス學術研究ヲ爲ス者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキ亦同シ

第十條 醫藥用阿片販賣人ハ醫藥用阿片ヲ其ノ道府縣以外ニ於テ使用スル者ニ販賣シ又ハ之ヲ其ノ道府縣以外ニ搬出スルコトヲ得ス

第十一條 醫藥用阿片販賣人ハ外國ニ在ル帝國臣民タル醫師、齒科醫師、獸醫又ハ藥劑師ニ於テ調劑用ニ供スル場合ニ限り內務大臣ノ許可ヲ受ケ醫藥用阿片ヲ輸出スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ醫藥用阿片ノ數量、使用ノ目的、輸出先、使用者ノ業務所、職業及氏名ヲ具シ使用者業務所地ノ帝國官憲ノ證明アル注文書ヲ添ヘ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ申請スヘシ

第十二條 醫藥用阿片販賣人阿片法第六條第二項

ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ醫藥用阿片ノ數量
及使用ノ目的ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ
第十三條 阿片製造人其ノ住所若ハ氏名ヲ變更シ
廢業シ又ハ死亡シタルトキハ本人、戶主若ハ相
繼人ニ於テ十日内ニ地方長官ニ届出ツヘシ醫藥
用阿片販賣人其ノ營業所若ハ氏名ヲ變更シ又ハ
死亡シタルトキ亦同シ
第十四條 醫藥用阿片販賣人醫藥用阿片販賣業ヲ
廢止セムトスルトキハ地方長官ニ其ノ指定ノ取
消ヲ申請スヘシ

第十五條 阿片製造人廢業シ若ハ死亡シタルトキ
又ハ醫藥用阿片販賣人其ノ指定ノ取消ヲ受ケタ
ルトキハ本人、戶主若ハ相繼人ニ於テ三十日内
ニ既製ノ阿片又ハ販賣殘餘ノ醫藥用阿片ノ買上
ヲ地方長官ニ請求スヘシ但シ相繼人阿片製造ノ
許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十六條 醫藥用阿片販賣人死亡シタルトキハ戶
主若ハ相繼人ヨリ三十日内ニ販賣殘餘ノ醫藥用
阿片ノ買上ヲ地方長官ニ請求シ又ハ其ノ道府縣
内ノ醫藥用阿片販賣人ニ讓渡スルコトヲ得

醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者廢業シ
若ハ死亡シタルトキハ本人、戶主若ハ相繼人ヨ
リ三十日内ニ使用殘餘ノ醫藥用阿片ノ買上ヲ地
方長官ニ請求シ又ハ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑
師又ハ製藥者ニ讓渡スルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ讓渡シタル場合ニ於テ八十
日内ニ其ノ數量ヲ具シ地方長官ニ届出ツヘシ
第九條ニ掲ケタル者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スル事
業ヲ廢止シタルトキ使用殘餘ノ醫藥用阿片ニ付
亦前二項ニ準ス

第十七條 前二條ノ規定ニ依ル手續ハ戶主若ハ相
繼人不在又ハ未定ナルトキハ其ノ財産ヲ管理ス
ル者ニ於テ之ヲ爲スヘシ
第十八條 地方長官醫藥用阿片販賣人ヲ指定シ若
ハ其ノ指定ヲ取消シタルトキハ之ヲ告示スヘシ
醫藥用阿片販賣人ノ營業所若ハ氏名ノ變更又ハ
死亡ノ届出ヲ受ケタルトキ亦同シ
第十九條 官廳、官立ノ病院若ハ學校ニ於テ醫藥
用阿片ヲ要スルトキハ大阪衛生試驗所ニ其ノ交
付ヲ請求スヘシ

第二十條 醫藥用阿片販賣人ハ第八條ノ賣渡請求
書ヲ醫師、齒科醫師、獸醫又ハ藥劑師ハ阿片法第
七條ノ處方箋ヲ其ノ日附ヨリ十年間保存スヘシ

第二十一條 藥劑師及製藥者ハ帳簿ヲ備ヘ製劑用
ニ供シタル醫藥用阿片ノ數量、製劑ノ品名及年
月日ヲ記入シ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘ
シ醫師、齒科醫師、獸醫又ハ第九條ニ掲ケタル者醫
藥用阿片ヲ製劑用ニ供シタルトキ亦同シ

第二十二條 醫藥用阿片販賣人ハ帳簿ヲ備ヘ醫藥
用阿片ノ受拂高、受拂年月日及賣渡請求人ノ職
業、氏名ヲ記入シ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存
スヘシ
第二十三條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ會計年度
ニ依リ毎年度ノ醫藥用阿片受拂高ヲ年度經過後
三十日内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十四條 地方長官ハ衛生官吏又ハ警察官吏ヲ
シテ阿片製造ノ場所ヲ巡視セシメ又ハ第二十條
乃至第二十二條ノ書類帳簿ヲ検査セシムルコト
ヲ得
第二十五條 阿片法及本令中地方長官ノ職務ハ東

京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

第二十六條 第二條、第六條、第十三條、第十五條、
第十六條第三項、第二十三條又ハ附則第三項ノ
規定ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス
第二十七條 第十條、第二十條乃至第二十二條ノ
規定ニ違背シタル者又ハ第二十四條ノ規定ニ依
ル巡視若ハ検査ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金
ニ處ス

附則

本令ハ大正八年法律第四十三號施行ノ日ヨリ之ヲ
施行ス(大正八年八月一日ヨリ施行)
阿片法附則第三項ノ規定ニ依ル醫藥用阿片ノ買上
價格ハ大正八年三月内務省告示第十八號ニ掲ケタル
定價ニ依ル
阿片法附則第三項ノ規定ニ依リ醫藥用阿片ヲ讓渡
シタル場合ニ於テハ十日内ニ其ノ數量ヲ具シ地方
長官ニ届出ツヘシ

阿片法令施行細則

(大正八年八月
縣令第五十六號)
第二條 阿片法第二條ノ規定ニ依ル阿片納付期日

ハ毎年九月三十日限リトス

第二條 阿片法施行規則(以下單ニ規)第二條第一項ノ規定ニ依ル届出期日ハ毎年三月三十一日限トス

第三條 規則第六條ノ規定ニ依ル標示ハ別記第一號雜形ノ標札ヲ製シ店頭看易キ場所ニ掲クヘシ
第四條 規則第八條及第九條ノ規定ニ依リ證明ヲ受ケムトスル者ハ證明申請書ニ賣渡請求書ヲ添付スヘシ

第五條 規則第十五條及第十六條ノ規定ニ依ル阿片ノ買上請求書ニハ其ノ數量及事由ヲ記載シ現品ハ露出又ハ破損セサル様堅牢ナル容器ニ收メ買上請求者ノ住所氏名並阿片ノ數量ヲ記シタル木札ヲ附スヘシ

第六條 規則第二十一條ノ規定ニ依ル帳簿ニハ其

(別記第二號様式) (醫藥用阿片受拂簿)

年	月	日	受	入	入	先	容器ノ種類	數量

ノ規定事項ノ外製劑中ノ阿片含量及製劑ノ數量ヲ記入スヘシ

第七條 規則第二十二條ノ規定ニ依ル帳簿ハ別記第二號様式、規則第二十三條ノ規定ニ依ル受拂表ハ同第三號様式ニ依ルヘシ

第八條 阿片法令ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
第九條 第六條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(別記第一號雜形)
縦二尺

横五寸
醫藥用阿片販賣所一氏 名

前年度ヨリ越高	何グラム入	何	何
三重縣廳ヨリ拂下	何グラム入	何	何

年月日	住	賣	先	容器種類	數量	容器種類	數量	殘	高
	所	渡							
	郡市町村大字名			何グラム入	何	何グラム入	何		

(別記第三號様式)

(甲)(乙)ニ様ヲ作製シ之ヲ一冊トシ(甲)ハ「受入」(乙)ハ「拂出」ノ索耳ヲ付スルコト

自大正 年 月 日		至大正 年 月 日		醫藥用阿片受拂表	
前年度ヨリ越高	受	入	計	拂	出
容器種類	數量	容器種類	數量	容器種類	數量
何グラム入	何	何グラム入	何	何グラム入	何
何	何	何	何	何	何
何	何	何	何	何	何
何	何	何	何	何	何
何	何	何	何	何	何
何	何	何	何	何	何
何	何	何	何	何	何

右之通相違無之候也

年月日

住所

知事宛

醫藥用阿片販賣人氏

名

賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比
混含量及其賠償金額

阿片法第四條ニ依リ大正八年度以後賠償金ヲ交付
スヘキ阿片ノ莫兒比混含量及其賠償金額左ノ通改
正ス

賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量

阿片百分中莫兒比混含量二分以上

阿片賠償金額

阿片百分中莫兒比混含量二分以上三分未滿ノ

モノ百々ニ付金拾壹圓

同三分以上十一分未滿ハ一分ヲ増ス毎ニ金貳
圓十一分以上ハ一分ヲ増ス毎ニ金壹圓ヲ加フ

但シ五々未滿ノ納付品ハ莫兒比混含量ニ拘
ハラス百々ニ付金拾圓ノ割ヲ以テ賠償金ヲ
交付ス

政府ニ於テ賣下クヘキ阿片ノ價

格並定價

(大正八年三月
內務省告示第十八號)

政府ニ於テ賣下クヘキ阿片ノ價格並定價左ノ通り
相定メ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

阿片賣下價額

第一號 五グラム入 金五拾錢

第二號 二十五グラム入 金貳圓五拾錢

第三號 四百五十グラム入 金四拾貳圓五拾錢

阿片定價

第一號 五グラム入 金六拾錢

第二號 二十五グラム入 金參圓

第三號 四百五十グラム入 金五拾圓

製藥用阿片賣下ニ關スル件

(大正六年八月
內務省令第六號)

製藥用阿片賣下ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 製藥用阿片ハ「モルヒネ」其ノ他ノ阿片ア
ルカロイド又ハ其誘導體若ハ製品ノ製造販賣ヲ
目的トスル株式会社ニシテ內務大臣ノ指定シタ
ルモノニ限り之ヲ賣下クルモノトス

第二條 前條ノ指定ヲ受ケムトスル會社ハ左ノ事
項ヲ具シ內務大臣ニ申請スヘシ

一定款

二製造所ノ位置

三阿片ヲ原料トスル製造品ノ種類、一箇年ノ製
造總定數量

四業務執行者及主任技術者ノ氏名履歷

前項各號ノ事項ニ變更ヲ要スルトキハ內務大臣

ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 製藥用阿片ノ賣下ヲ受ケムトスルトキハ
會社ハ其ノ數量ヲ具シ東京衛生試驗所長ニ請求
スヘシ

前項ノ賣下代價ハ東京衛生試驗所長之ヲ定ム

第四條 會社ハ帳簿ヲ備ヘ製藥用阿片ノ買受、用
途及製造品ニ關スル事項ヲ明記スヘシ

前項ノ帳簿ハ三年間之ヲ保存スヘシ

第五條 製藥用阿片ハ第二條ノ規定ニ依リ指定ヲ
受ケタル株式会社間ニ限り內務大臣ノ認可ヲ受
ケ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得

第六條 內務大臣ハ會社ニ對シ阿片ヲ原料トスル
製造品ノ製造販賣狀況ノ報告ヲ命シ又ハ官吏ヲ
シテ之ヲ検査セシムルコトヲ得

第七條 會社ニ於テ阿片ヲ原料トスル製造品ノ製
造販賣ヲ廢止シ又ハ會社カ解散シ若ハ內務大臣
ノ指定ヲ取消サレタルトキハ製藥用阿片ノ殘餘
ハ十日内ニ東京衛生試驗所長ニ買戻ヲ請求スヘ
シ

前項ノ買戻代價ハ東京衛生試驗所長之ヲ定ム

第八條 會社ニシテ兩片法又ハ本令ノ規定ニ違背シタルトキ若ハ內務大臣ノ命令ヲ遵守セザルトキハ內務大臣ハ其ノ指定ヲ取消スコトアルヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「モルヒネ」「コカイン」及其鹽類

ノ取締ニ關スル件

(大正九年十二月內務省令第四十一號)

第一條 「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類ヲ輸入又ハ移入セムトスル者ハ左記各號ノ事項ヲ具シ業務所所在地地方長官ヲ經由シ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一 品名及數量

二 出荷人ノ氏名又ハ商號及業務所所在地

三 輸入又ハ移入ノ豫定期日

四 輸入港名又ハ移入港名

前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クヘシ但シ第三號豫定期日ノ變更三十日內ニ係ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類ヲ輸

出又ハ移出セムトスル者ハ左記各號ノ事項ヲ具

シ且荷受人カ其ノ輸入又ハ移入ニ付輸入地又ハ移入地當該官憲ノ許可ヲ受ケタルモノナルコトノ證明ヲ添ヘ業務所所在地地方長官ヲ經由シ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一 品名及數量

二 荷受人ノ氏名又ハ商號及業務所所在地

三 輸出又ハ移出ノ豫定期日

四 輸出港名又ハ移出港名

前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クヘシ但シ第三號豫定期日ノ變更三十日內ニ係ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 前二條ノ規定ニ依リ「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類ノ輸入、移入又ハ輸出、移出ノ許可ヲ受ケタル者其ノ輸入、移入又ハ輸出、移出ヲ爲シタルトキハ十日內ニ品名及數量ヲ業務所所在地地方長官ニ届出ツヘシ

第四條 藥劑師又ハ製藥者ニシテ讓渡ノ目的ヲ以

テ「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類ヲ製造セ

ムトスルモノハ左記各號ノ事項ヲ製造所所在地

地方長官ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更セムトスル

トキ亦同シ

一 品名

二 原料ノ種類

三 二年間ノ製造豫定數量

四 製造所所在地

第五條 前條ノ藥劑師又ハ製藥者ハ毎年十二月末

日迄ニ製造シタル「モルヒネ」「コカイン」及其

ノ鹽類ノ品名、數量並原料ノ種類、數量、受入先

ヲ翌年二月末日迄ニ製造所所在地地方長官ニ届

出ツヘシ

第六條 「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類ヲ輸

入、移入若ハ輸出、移出スル者又ハ藥品營業者ハ

帳簿ヲ備ヘ「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類

ノ受拂ニ付其ノ品名、數量、年月日、受入先及

拂出先ノ住所又ハ業務所、職業並氏名又ハ商號

ヲ記入シ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ但

シ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ニ依リ讓渡

シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條 地方長官ハ衛生官吏又ハ警察官吏ヲシテ

前條ノ帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得

第八條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者

ハ三月以下ノ懲役ニ處ス

第九條 第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下

ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第十條 第三條、第五條若ハ第六條ノ規定ニ違反

シタル者、第七條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミタル

者又ハ第十五條第二項若ハ第十七條ノ規定ニ違

反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條 「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類ノ

陸揚又ハ積戻ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ輸入、

移入又ハ輸出、移出ト看做ス

第十二條 本令ノ規定ハ左記各號ニ掲クルモノニ

之ヲ準用ス但シ第四條ノ規定ハ藥劑師其ノ調劑

用トシテ製造スル製劑ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 「デアセチールモルヒネ」「エチールモルヒネ

」「コカイン」「エタゴニン」及其ノ鹽類

ニ千分中二分以上ノ「モルヒネ」若ハ「エチール

モルヒネ、千分中一分以上ノ「デアセチール
モルヒネ」若ハ「コカイン」又ハ千分中六分以
上ノ「コブアイン」ヲ檢出スル藥品
三内務大臣ニ於テ前各號ニ掲タルモノト同效力
ヲ有スト認ムル藥品
第十三條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リ
テハ警視總監トス

附 則

第十四條 本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行
ス

第十五條 本令公布前買付契約ヲ爲シタルコトノ
證アル「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類又ハ
第十二條各號ニ掲タルモノニシテ本令施行ノ際
現ニ輸送ノ途ニ在ルモノハ第一條ノ規定ニ拘ラ
ズ之ヲ輸入又ハ移入スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ヲ爲シタルトキ
ハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第十六條 本令施行前大正三年ハ内務省令第十八
號ニ依リ「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類又
ハ第十二條各號ニ掲タルモノノ輸出又ハ積戻ニ

付内務大臣ノ爲シタル許可ハ本令ニ依ル輸出ノ
許可ト看做ス

第十七條 「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類又
ハ第十二條各號ニ掲タルモノヲ輸入、移入若ハ
輸出、移出スル者又ハ藥品營業者ニシテ本令施
行ノ際現ニ「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類
又ハ第十二條各號ニ掲タルモノヲ所有スルモノ
ハ其品名及數量ヲ本令施行ノ日ヨリ三十日內ニ
業務所所在地地方長官ニ届出ツヘシ

「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類
ノ取締ニ關スル省令施行方ノ件

通 牒

(大正十年一月)
(海關第八一二號)

大正九年十二月内務省令第四十一號「モルヒネ」
「コカイン」及其ノ鹽類ノ取締ニ關スル件施行ニ關
シテハ營業者ヲシテ左記ノ通取扱ハシメラルヘク
此段及通牒候也

一省令第六條ニ依リ備付スヘキ帳簿ハ別記様式
ニ依リ調製シ「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽
類並第十二條各號ニ該當スルモノハ各品名毎

類ハ所轄警察官署ヲ經由セシムルコト

ニ口座ヲ設ケ記入セシムルコト
一省令ニ依リ内務大臣又ハ當廳へ提出スヘキ書
別記様式

受 年 月 日	品 名	受 入 數 量	拂 出 數 量	残 高	受		先
					住 所 又 ハ 業 務 所	職 業	
							氏 名 又 ハ 商 號

第一條	藥劑師試驗ハ毎年二回之ヲ行フ
第二條	試驗ヲ施行スヘキ地方及試驗期日ハ文部大臣之ヲ告示ス
第三條	學說試驗ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ
第四條	藥劑師試驗ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ修業年限三箇年以上ノ藥學校ヲ卒業シタルモノニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス
第五條	試驗ヲ受ケントスル者ハ受驗願書(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ毎年一月、六月中ニ試驗ヲ受クヘキ地方長官ニ提出スヘシ但シ實地試驗ノミヲ受ケントスル者ハ居住地ノ地方長官ニ提出スヘシ
第六條	一履歷書(第二號書式)
第七條	二戸籍謄本
第八條	三第四條ノ要件ニ關スル當該學校長ノ證明書

雜

藥劑師試驗規則

(大正二年九月 文部省令第二十九號)

第一條 藥劑師試驗ハ毎年二回之ヲ行フ
 試驗ヲ施行スヘキ地方及試驗期日ハ文部大臣之ヲ告示ス

第二條 試驗ヲ分テ學說試驗及實地試驗トス
 學說試驗ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

- 物理學
- 化學
- 藥用植物學
- 生藥學
- 製藥化學
- 衛生化學
- 藥局方(藥劑師ニ關スル法規ヲ含ム)
- 實地試驗ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ
- 分析學(定性、定量)
- 藥品鑑定(顯微鏡的檢查ヲ含ム)
- 製藥化學
- 調劑學

衛生化學

學說試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ實地試驗ヲ受クルコトヲ得ス

第三條 學說試驗及實地試驗ハ分テ之ヲ受クルコトヲ得

第四條 藥劑師試驗ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ修業年限三箇年以上ノ藥學校ヲ卒業シタルモノニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 試驗ヲ受ケントスル者ハ受驗願書(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ毎年一月、六月中ニ試驗ヲ受クヘキ地方長官ニ提出スヘシ但シ實地試驗ノミヲ受ケントスル者ハ居住地ノ地方長官ニ提出スヘシ

- 一履歷書(第二號書式)
- 二戸籍謄本
- 三第四條ノ要件ニ關スル當該學校長ノ證明書

四寫眞 手札形(縦約四寸横約二寸五分)トシ出願前六箇月以
内ニ脱帽ニテ撮影シタルモノニシテ其裏面ニハ出願
シタル試験ノ種類、撮影年月日、族籍、氏名ヲ記載ス
ヘシ

地方長官ハ前項ノ書類ヲ調査シ二十日以内ニ之
ヲ文部大臣ニ進達スヘシ

第六條 試験ヲ出願スルモノハ手数料トシテ金拾
圓(學說試験ト實地試験トヲ分テ出願スル者ハ
各七圓)ヲ納付スヘシ

第七條 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ附與
ス

第八條 合格證書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ合
格證明書ノ下付ヲ出願スルコトヲ得

前項合格證明書ノ下付ヲ出願スル者ハ手数料ト
シテ金壹圓ヲ納付スヘシ

第九條 手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ
願書ニ貼付シテ之ヲ納付スヘシ

既納ノ手数料ハ之ヲ還付セス

第十條 試験ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ハ受験
ヲ停止シ又ハ其ノ試験ヲ無効トシ尙期間ヲ定メ
テ試験ヲ受クルコトヲ許ササルコトアルヘシ

附則

本令ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治二十二年內務省令第三號藥劑師試驗規則ハ本
令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

大正三年ヨリ大正九年六月三十日マテノ間ニ於テ

明治二十二年內務省令第三號藥劑師試驗規則ニ依

リ學說試験ヲ受ケタル者ハ本令第四條ニ該當セザ

ル者ト雖大正十三年十二月三十一日マテ本令ニ依

リ試験ヲ受クルコトヲ得但シ大正九年十二月三十

一日マテニ文部大臣ニ登錄ヲ申請シタル者ニ限ル

明治二十二年內務省令第三號藥劑師試驗規則ニ依

リ受験シ學說試験ニ合格シタル者又ハ前項ニ該當

スルモノニシテ大正十三年十二月三十一日マテニ

本令ニ依ル學說試験ニ合格シタル者ハ大正十六年

十二月三十一日マテ本令ニ依リ實地試験ヲ受クル
コトヲ得

第一號書式 (用紙美濃紙)

藥劑師試驗願
本籍
居所
族稱
收入印紙

試驗ノ種類

學說試驗、實地試驗又ハ學試實地試驗

受験地 氏名 年月日生

私儀右藥劑師試驗相受度履歷書、戶籍謄本及寫
眞相添へ此段相願候也

年 月 日 右 氏 名 印

文部大臣宛

第二號書式 (用紙美濃紙)

履歷書

一何年何月何中學校(高等女學校)ニ入學何年何月
卒業

一何年何月何藥學校ニ入學何年何月卒業

一何年何月藥劑師試驗ヲ受ケ學說試験ニ合格
右之通相違無之候也

年 月 日 右 氏 名 印

內務省通牒要項

一鐵製圓筒中ニ濃縮シタル酸素瓦斯(約九十九ブ
ロセント)ハ藥品營業者ニ非サレハ吸入用酸素
瓦斯ト稱シ醫療用ニ販賣スルコトヲ得ス

一藥種商ノ支店ニ於テハ藥劑師ヲ置クニ非サレハ
指定藥品ノ販賣授與ヲ爲スコトヲ得ス

一法人ノ藥種商ハ藥劑師ヲ備入ル、ニ非サレハ例
へ指定藥品販賣資格アル藥種商ヲ備入ル、ト雖
指定藥品ヲ販賣スルコトヲ得ス

一御種人參廣東人參等ノ民間藥ハ藥品營業者ニ非
サルモ單ニ強壯劑トシテ販賣スルハ差支ナシ

一衛生組合ハ藥品營業並藥品取扱規則第三十條ニ
依リ傳染病豫防消毒ノ爲ニ使用スル石炭酸昇汞
等ノ毒劇藥ヲ購入メルコトヲ得

一昇汞、昇汞水、鹽酸及フォルマリンハ蠶病豫防ノ
爲メ蠶種製造者又ハ養蠶業者ニ對シ藥津第三十
條ニ依リ職業上必要ト認メ販賣スルハ差支ナシ

一フォルマリソハ清酒釀造業者ニ對シ職業上必要
ト認ムヘキモノニアラス

一亞砒酸ハ果樹栽培上害蟲驅除藥トシテ販賣スル

ハ差支ナシ

一毒藥硝酸ストリキニテヲ野鼠驅除用トシテ農
會ニ對シ農業上必要ト認メ販賣スルハ差支ナシ
一精製綿ト同一ノ品質ヲ有スルモノハ之ト混同セ
サル名稱ヲ附ストキハ藥品營業者以外ノ者ト雖
公衆ニ販賣シテ差支ナシ
一開局セル藥劑師ノ外ハ藥局ナル名稱ヲ使用スル
コトヲ得ス
一指定藥品販賣資格アル藥種商一旦廢業スルトキ
ハ該資格消失スルモ他府縣ニ移動セムトシ手續
上廢業スル場合ハ其ノ資格存續ス

日本藥局方記載藥品名

アセトアニリド
粗製木醋
稀醋酸
アセチールサリチール酸
安息香酸
樟腦酸
流動石炭酸
アセトン
醋酸
氷醋酸
亞砒酸
硼酸
石炭酸
防疫用石炭酸

クローム酸
ヂエチールバルビツール酸
鹽酸
稀靑酸
硝酸
稀硝酸
油酸
稀磷酸
サリチール酸
硫酸
稀硫酸
酒石酸
安息香豚脂
含水ラノリン
エーテル
麻酔用エーテル
クロールエチール
寒天
タンニン酸アルブミン
蘆薈
枸橼酸
沒食子酸
稀鹽酸
乳酸
粗製硝酸
發煙硝酸
磷酸
ピクリン酸
ステアリン酸
粗製硫酸
タンニン酸
トリクロール醋酸
無水ラノリン
豚脂
醋酸エーテル
ブロームエチール
鹽酸エチールモルヒネ
アガリチン
純アルコホル
明礬

枯礬

アムモニアクム
ブロームアムモニウム
クロールアムモニウム
苦扁桃
亞硝酸アミール
砒石解毒劑
アンチピリン
塩酸アポモルヒネ
石灰水
防疫用石炭酸水
桂皮水
クレゾール水
橙花水
フォルマリリン水
杏仁水
蕎麥水
硝酸銀
熔製硝酸銀
硫酸アルミニウム
安息香酸アムモニウム
炭酸アムモニウム
スルフォイヒチオール酸
アムモニウム
甘扁桃
澱粉
枸橼酸カフェインアンチ
ピリン
サリチール酸アンチピリン
アムモニウム
石炭酸水
クロロフォルム水
常水
蒸餾水
茴香水
薄荷水
バクチ水
コロイド銀
硝酸銀加硝石
プロテイン銀

阿魏

コバイバルサム
トルーバルサム
石油ベンチン
ペンツオール
次炭酸蒼鉛
次硝酸蒼鉛
トリプロム石炭酸蒼鉛
硼砂
海葱
サリチール酸ナトリウム
カフェイン
クロール石灰(晒粉)
煨製石灰
クロールカルチウム
乳酸カルチウム
煨製硫酸カルチウム
ブローム樟腦
膠囊
骨炭末
硫酸アトロピン
ペルバルサム
ペンツアルデヒド
安息香
次沒食子酸ヨード蒼鉛
次沒食子酸蒼鉛
次サリチール酸蒼鉛
白陶土
ブローム
安息香酸ナトリウムカフ
エイン
カフエイン
硫化石灰
沈降炭酸カルチウム
次亞磷酸カルチウム
沈降磷酸カルチウム
精製樟腦
カントリス(豆蔻糖)
コバイバル膠囊
丁香(丁香)

阿仙藥

白蠟

蔞酸セリウム

引赤紙

枸橼酸鐵キニーネ

硫酸キニーネ

抱水クロラール

麻酔用クロロフォルム

鹽酸コカイン

磷酸コデイン

魚膠

カンタリスコロヂウム

ヨードフォルムコロヂウム

橙皮

キノ皮

肉桂

コンヅランゴ皮

石榴皮

カスカラサグラダ

(ラムヌスプルシナ皮)

彈力ゴム

黃蠟

鯨蠟

エチール炭酸キニーネ

鹽酸キニーネ

タンニン酸キニーネ

クロロフォルム

クリサロピン(精製ゴア末)

臘脂虫(コセニル)

コニアク

コロヂウム

彈力コロヂウム

コロフォニウム

カスカリラ皮

桂皮

枸橼皮

フラングラ皮

キラヤ皮

粗製タレゾール

精製白堊

銅礬

煎劑

デアスターゼ

油糖劑

複方セナナ砥劑

硬膏劑

カンタリス硬膏

單鉛硬膏

松脂硬膏

サリチール酸石鹼硬膏

(ビツク硬膏)

乳劑

越幾斯劑

蘆薈越幾斯

カスカラサグラダ流動越幾斯

キノ流動越幾斯

コロムボ越幾斯

黃連越幾斯

林檎鐵越幾斯

ゲンチアナ越幾斯

サフラン

硫酸銅

鹽酸デアセチールモルヒネ

ヂメチールアミドアンチピリン

砥劑

鹽酸エメチン

英法絆創膏

水銀硬膏

複鉛硬膏

石鹼硬膏

莫若硬膏

肝油乳劑

流動越幾斯劑

印度大麻越幾斯

キノ越幾斯

コロシント越幾斯

コンヅランゴ流動越幾斯

華澄茄越幾斯

綿馬越幾斯

龍膽越幾斯

ハマメリス流動越幾斯

ヒヨス越幾斯

阿片越幾斯

大黃越幾斯

麥角越幾斯

番木鱉越幾斯

稠厚牛膽

酒石酸鐵カリウム

枸橼酸鐵

乳酸鐵

還元鐵

次炭酸鐵

粗製硫酸亞酸化鐵(絲鑿)

カミルレ花

コソ花

チキタリス葉

ヒドラスチス流動越幾斯
甘草越幾斯
クワソシア越幾斯
荳蔻越幾斯(若木越幾斯)
麥角流動越幾斯
蒲公英越幾斯
枸橼酸鐵アムモニウム
含糖炭酸鐵
含糖ヨード鐵
鐵粉
過クロール鐵
硫酸亞酸化鐵
乾燥硫酸亞酸化鐵
シナ花
ラヘンデル花
オイカリブス葉
ヒヨス葉
薄荷葉
サルフィア葉
セソナ葉

曼陀羅葉

フォルマリン

未熟橙實

小豆蔻

華澄茄

杜松實

ワニルラ

五倍子

グリセリン

精製綿(脫脂綿)

ヨードフォルム綿

止血綿

炭酸グアヤコール

グツタベルカ

苦艾

ロベリア草

ウワウルシ葉
アニス實
蕃椒
コロシント實
茴香
胡椒
ガルバヌム
ゼラチン(白阿膠)
硼酸綿
昇汞綿
サリチール酸綿
グアヤコール
アラビアゴム
精製グツタベルカ
印度大麻草
當藥
水蛭
水銀
赤色ヨード汞(過ヨード汞)
蒸氣製甘汞

黄色ヨード汞(亞ヨード汞) 油酸汞
 黄色酸化汞(黄降汞) 赤色酸化汞(赤降汞)
 白降汞 サリチール酸汞
 赤色硫化汞(朱) 浸劑
 複方センナ浸 ヨードフォルム
 ヨード 苛性カリ
 酒石酸カリウムナトリウム 重炭酸カリウム
 重酒石酸カリウム(セニエツト遠) ブロームカリウム
 炭酸カリウム(精製酒石) 粗製炭酸カリウム
 クロールカリウム クロール酸カリウム
 ヨードカリウム 硝酸カリウム
 過マンガン酸カリウム スルフオグアヤコールカ
 硫化カリウム(硫肝) 硫酸カリウム
 酒石酸カリウム カマラ
 クレオソート 炭酸クレオソート
 ラクチールフェネチヂン イスランド苦
 燕窩木 クワツシア木(苦木)
 白 檀 サツサフラス木
 枸エン酸リモナーデ 塩酸リモナーデ

擦劑
 石灰擦劑 アムモニア擦劑
 石鹼樟腦擦劑 クロロフォルム擦劑
 醋酸アムモニウム液 醋酸アルミニウム液
 醋酸アムモニウム液(オホアルドック) クレゾール石鹼液
 枸エン酸鐵液(ミンアレル精) 過クロール鐵液
 硫酸酸化鐵液 滅菌ゼラチン液
 グツタベルカ液 過酸化水素液
 複方ヨード液(トラウマチン) カリ油液
 醋酸カリウム液(ルゴール液) 亞砒酸カリウム液
 生理クロールナトリウム液(生理食鹽水) 次醋酸鉛液(鉛糖)
 稀次醋酸鉛液(生理食鹽水) リンゲル液
 炭酸リチウム(ゴラド水) 石松子
 煖性マグネシア 炭酸マグネシウム
 沸騰枸エン酸マグネシウム 硫酸マグネシウム(瀉利糖)
 マンナ 蜂蜜 薄荷腦
 精製蜂蜜 薄荷腦
 メチレン青 メチルスルフォナール
 鉛丹 塩酸モルヒネ

硫酸モルヒネ 麝香
 アラビアゴム漿 サレツブ漿
 トラガント漿 ミルラ
 ナフタリン ナフトール(メタナフトール)
 醋酸ナトリウム 安息香酸ナトリウム
 重炭酸ナトリウム ブロームナトリウム
 炭酸ナトリウム 粗製炭酸ナトリウム
 乾燥炭酸ナトリウム クロールナトリウム(食鹽)
 ヨードナトリウム 硝酸ナトリウム
 燐酸ナトリウム サリチール酸ナトリウム
 スルフオ石炭酸ナトリウム 硫酸ナトリウム(芒硝)
 乾燥硫酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム
 苛性ナトロン 扁桃油
 落花生油 橙皮油
 橙花油 ベルガモット油
 カカオ脂 カヤブテ油
 樟腦オレーフ油 カンタリス油
 丁香油(丁香油) クロロフォルム油
 桂皮油 枸橼油(レモン油)
 巴豆油 オイカリブツス油

茴香油 大風子油
 肝油 ラヘンデル油
 亞麻仁油 薄荷油
 オレーフ油 杏仁油
 蓖麻子油 薔薇油
 迷迭香油 白檀油
 胡麻油 揮發芥子油
 テレピン油 精製テレピン油
 チミアン油 山茶油
 阿片 バンクレアチン
 塩酸バラアミノベンツオイルヂエチールアミノエ
 タノール
 流動パラフィン 固形パラフィン
 バスタ劑 タールバスタ(多硫膏)
 錠劑 アセチールサリチール酸錠
 タンニン酸錠 アンチピリン錠
 次硝酸蒼鉛錠 塩酸キニーネ錠
 塩酸コカイン錠 昇汞錠
 甘汞錠 吐根錠
 ヨードカリウム錠 塩酸モルヒネ錠

サリチール酸ナトリウム錠 阿片吐根錠
 サントニン錠 健胃錠
 含糖ベブシン フエナセチン
 フェノールフタレイン タンニン酸フェニールヂ
 サリチール酸フェニール ヒドロヒナツオリン
 サリチール酸フェニールグリン(サリチール酸エゼリン)
 硫酸フェイゾスチグミン 塩酸ピロカルピン
 丸 劑 亞砒酸丸
 蘆薈丸 蘆薈鐵丸
 蘆薈ヤラツバ丸 規鐵丸
 炭酸グアヤコール丸 クレオソート丸
 炭酸クレオソート丸 複方大黃丸
 樺木タール 杜松木タール
 木タール 醋酸鉛(鉛糖)
 炭酸鉛 酸化鉛(密陀僧)
 タマリンド 精製タマリンド
 散 劑 沸騰散
 芳香酸 ドーフル散
 ゴム散 小兒散(苦土大黃散)
 複方甘草散 複方大黃散

サリチール滑石散 健胃散 五八
 亞鉛華澱粉 ビオリタニン青
 ビロガロール(無性没食子酸)黃蜀葵根
 アルテア根 コロムボ根
 ゲンチアナ根 龍膽
 吐根 甘草
 遠志 サルサ根
 セネガ根 蒲公英
 燕窩木脂 ヤラツバ脂
 松脂 ボドファイルム脂
 レゾルチン 黃連
 綿馬根 ヒドラステス根
 イリス根 大黃
 蓼若根 續草根
 莖 莖 生薑
 茨 莖 溶性サツカリン
 サツカリン 乳糖
 白糖 乳糖
 人工カルルス泉鹽 サンダラツク
 サントニン ヤラツバ石鹼
 カリ石鹼 藥用石鹼

綠石鹼 飽和劑
 ブローム水素酸スコボラミン 牛脂
 麥角 コルヒクム子
 亞麻仁 肉豆蔻
 カラベル豆 杏仁
 芥子 ストロファンツス子
 番木籠(馬錢子) デフテリア血清
 破傷風血清 舍利別劑
 黃蜀葵舍利別 アルテア舍利別
 橙皮舍利別 桂皮舍利別
 ヨード鐵舍利別 吐根舍利別
 マンナ舍利別 薄荷舍利別
 遠志舍利別 大黃舍利別
 覆盆子舍利別 セネガ舍利別
 センナ舍利別 單舍利別
 生薑舍利別 茶 劑
 酒精 酒 劑
 エーテル精(ホフマン液) 亞硝酸エチール精
 芳香アムモニア精 アムモニア茴香精(甘硝石精)
 芳香精 樟腦精(カンフル丁酸)

クロロフォルム精 桂皮精
 枸橼精 稀酒精
 茴香精 ラヘンデル精
 薄荷精 迷迭香精
 石鹼精 芥子精
 吐酒石 金硫黃
 硝酸ストリキニーネ 流動蘇合香
 精製流動蘇合香 甘草羔
 スルフオナール 精製硫黃
 沈降硫黃 昇華硫黃
 坐 劑 グリセリン坐劑
 阿片坐劑 莖若坐劑
 滑石 精製滑石
 アセチールタンニン 硼酸ガーゼ
 精製ガーゼ 昇汞ガーゼ
 ヨードフォルムガーゼ サリチール酸ガーゼ
 テレピンチーナ 抱水テルピン
 サリチール酸ナトリウムテオブロミン
 テオファイルリン チモール
 丁酸劑 アコニツト丁酸
 五九

複方蘆薈丁幾
 芳香丁幾
 阿魏丁幾
 安息香丁幾
 カンタリス丁幾
 阿仙藥丁幾
 キナ丁幾
 複方クロロフォルムモルヒネ丁幾
 コルヒクム丁幾
 コロムボ丁幾
 デギタリス丁幾
 林檎鐵丁幾
 複方ゲンチアナ丁幾
 瘧瘡木丁幾
 ヨード丁幾
 ロベリア丁幾
 阿片丁幾
 タワツシア丁幾(苦木丁幾)
 水製大黃丁幾
 ストロファンツス丁幾
 若味丁幾
 酸性芳香丁幾(芳香磺酸)
 橙皮丁幾
 印度大麻丁幾
 蕃椒丁幾
 カスカリラ丁幾
 複方キナ丁幾
 複方キノ丁幾
 桂皮丁幾
 コロシント丁幾
 サフラン丁幾
 エーテル性鐵丁幾
 五倍子丁幾
 龍膽丁幾
 吐根丁幾
 稀ヨード丁幾
 ミルラ丁幾
 阿片安息香丁幾
 大黃丁幾
 莨菪丁幾
 番木鱉丁幾

六〇
 生薑丁幾
 トラガント
 アコニツト根
 サレツブ根
 軟膏劑
 コロイド銀軟膏(クレア軟膏)
 樟腦軟膏
 グリセリン軟膏
 白降汞軟膏
 黃降汞軟膏
 ヨードカリウム軟膏
 莨菪軟膏
 強發泡膏
 ウイルキンソン軟膏
 亞鉛華軟膏
 黃色ワセリン
 葡萄酒
 コルヒクム酒
 鐵酒
 エーテル性蘆薈丁幾
 唐大黃
 鹽酸トロバコカイン
 ヤラツバ根
 ツベルクリン
 硼酸軟膏
 カンタリス軟膏
 ヘブラ軟膏
 水銀軟膏
 赤降汞軟膏
 木タール軟膏
 單軟膏
 弱發泡膏
 ウイルソン軟膏
 白色ワセリン
 酒劑
 キナ酒
 コンヅランゴ酒
 吐根酒

芳香阿片酒
 クロール亞鉛
 スルフォ石炭酸亞鉛
 纈草酸亞鉛
 ペブシン酒
 酸化亞鉛(亞鉛華)
 硫酸亞鉛(皓礬)

法定藥品名及慣用藥品名

アセチールサリチール酸
 デエチールバルビツール酸
 鹽酸エチールモルヒネ
 タンニン酸アルブミン
 スルフォイヒヂオール酸アムモ
 ニウム
 枸橼酸カフェインアンチピリン
 サリチール酸アンチピリン
 プロテイン銀
 次没食子酸ヨード蒼鉛
 次没食子酸蒼鉛
 トリブROOM石炭酸蒼鉛
 エチール炭酸キニーネ
 鹽酸デアセチールモルヒネ
 アスピリン
 ヴエロナール
 デオニン
 タンナルビン
 イヒチオール
 ミグレニン
 サリピリン
 プロタルゴール
 アイロール
 デルマトール
 キセロフォルム
 オイヒニン
 鹽酸ヘロイン

日本藥局方藥品極量表

(大人ニ對スル藥品一回及一日ノ極量)

藥品名
 アセトアニリド
 亞砒酸
 石炭酸
 一回ノ極量
 〇、三グラム
 〇、〇〇五
 〇、一
 一日ノ極量
 一、〇グラム
 〇、〇一五
 〇、三
 六一

デメチールアミドアンチピリン
 ヘキサメチレンテトラミン
 スルフォグアヤコールカリウム
 ラクチールフェネチデン
 メチールスルフォナール
 鹽酸バラアミノペンツオイル
 デエチールアミノエタノール
 タンニン酸フェニールヂヒドロ
 ヒナツオリン
 サリチール酸フェニール
 アセチールタンニン
 サリチール酸ナトリウムテオブ
 ロミン
 ビラミドン
 ウロトロピン
 チオコール
 ラクトフェニン
 トリオナール
 ノゾオカイン
 タンニン酸オレ
 キシン
 ザロール
 タンニゲン
 デウレチン

デエチールバルビツール酸	〇、五	一、〇
稀靑酸	〇、一	〇、三
塩酸エチールモルヒネ	〇、〇三	〇、一
アガリチン	〇、一	
枸椽酸カフエイン	一、〇	三、〇
アンチピリン	一、〇	三、〇
アンチピリン	一、〇	三、〇
サリチール酸アンチピリン	一、〇	三、〇
塩酸アポモルヒネ	〇、〇二	三、〇
杏仁水	二、〇	六、〇
バクチ水	二、〇	六、〇
硝酸銀	〇、〇三	〇、一
硫酸アトロピン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
海葱	〇、二	一、〇
安息香酸ナトリウムカフエイン	一、〇	三、〇
サリチール酸ナトリウムカフエイン	一、〇	三、〇
カフエイン	〇、五	一、五
プローム樟腦	〇、三	一、〇
カンタリス	〇、〇三	〇、一
樟酸セリウム	〇、三	〇、一

抱水クロラール	二、〇	六、〇
塩酸コカイン	〇、〇五	〇、一五
磷酸コデイン	〇、一	〇、三
硫酸銅	一、〇	
塩酸デアセチールモルヒネ	〇、〇〇五	〇、〇一五
デメチールアミドアンチピリン	〇、三	一、〇
塩酸エメチン	〇、〇五	〇、一五
印度大麻越幾斯	〇、一	〇、三
コロシント越幾斯	〇、〇五	〇、一五
綿馬越幾斯		一、〇
ヒヨス越幾斯	〇、一	〇、三
阿片越幾斯	〇、一	〇、三
眞若越幾斯	〇、〇五	〇、一五
麥角越幾斯	〇、三	一、〇
番木龍越幾斯	〇、〇五	〇、一
デキタリス葉	〇、二	一、〇
ヒヨス葉	〇、三	一、〇
眞若葉	〇、一五	〇、五
曼陀羅葉	〇、二	〇、六
グアヤコール	〇、三	一、〇

ロベリア草	〇、一	〇、三
プローム水素酸ホマトロピン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
昇汞	〇、〇二	〇、〇六
赤色ヨード汞	〇、〇二	〇、〇六
黄色ヨード汞	〇、〇二	〇、〇六
サリチール酸汞	〇、〇二	〇、〇六
ヨードフォルム	〇、二	〇、六
ヨード	〇、〇二	〇、六
クレオソート	〇、五	一、五
ラクチールフェネチヂン	〇、七	二、〇
亞硫酸カリウム液	〇、五	一、五
メチールスルフォナール	一、〇	三、〇
塩酸モルヒネ	〇、〇三	〇、一
硫酸モルヒネ	〇、〇三	〇、一
巴豆油	〇、〇五	〇、一五
阿片	〇、一五	〇、五
フェナセチン	一、〇	三、〇
麟	〇、〇〇一	〇、〇〇三
サリチール酸フィゾスチグミン	〇、〇〇一	〇、〇〇三

硫酸フィゾスチグミン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
塩酸ピロカルピン	〇、〇二	〇、〇四
醋酸鉛	〇、一	〇、三
ドーフル散	一、〇	三、〇
眞若根	〇、一	〇、三
ヤラツバ脂	〇、五	一、五
ポドフィールム脂	〇、一	〇、三
サントニン	〇、一	〇、三
プローム水素酸スコボラミン	〇、〇〇五	〇、〇一五
麥角	一、〇	五、〇
番木龍	〇、一	〇、二
吐酒石	〇、一	〇、三
硝酸ストリキニーネ	〇、〇〇五	〇、〇一五
スルフォナール	一、〇	三、〇
サリチール酸ナトリウム	一、〇	三、〇
テオブロミン	〇、〇	三、〇
テオフィルリン	〇、五	一、五
アコニツト丁幾	〇、五	一、五
カンタリス丁幾	〇、二	〇、六
コルヒクム丁幾	二、〇	六、〇

コロシント丁幾
 チキタリス丁幾
 ヨード丁幾
 ロベリア丁幾
 阿片丁幾
 莨菪丁幾
 ストロファンツス丁幾
 番木鱈丁幾
 塩酸トロバコカイン
 コルヒタム酒
 芳香阿片酒
 硫酸亞鉛

一回ノ極量	一日ノ極量
一、〇	三、〇
一、五	五、〇
〇、二	〇、六
一、〇	三、〇
一、五	五、〇
〇、五	一、五
一、〇	二、〇
〇、一	〇、三
二、〇	六、〇
一、五	五、〇

日本薬局方外薬品極量表

薬品名	一回ノ極量	一日ノ極量
アセトン	〇、五〇	三、〇〇
アセトピリン	一、〇〇	五、〇〇
コルヒタム醋(一：一〇)	二、〇〇	五、〇〇
デキタリス醋(一：一〇)	二、〇〇	五、〇〇

カインチン酸	〇、一〇	〇、二五
キナ酸	一、〇〇	一〇、〇〇
クレゾチン酸	〇、五〇	五、〇〇
クベピン酸	一、〇〇	五、〇〇
ヂチオサリチール酸	一、〇〇	一、五〇
没食子酸	〇、三〇	一、〇〇
ブrooms水素酸	〇、五〇	二、〇〇
チアン水素酸(2%)	〇、〇七	〇、三〇
ヨード水素酸	〇、三〇	一、二〇
ヨード酸	〇、三〇	一、二五
キノ鞣酸	〇、五〇	二、〇〇
メコニン酸	〇、五〇	五、〇〇
オスミン酸	〇、〇一	〇、〇三
鞣酸	〇、三〇	一、五〇
サントニン酸	〇、一〇	〇、八五
スタレロチン酸	〇、〇六	〇、〇二五
琥珀酸	〇、五〇	二、〇〇
ワレリアン酸	〇、五〇	二、〇〇
アコニワト葉	〇、一〇	〇、五〇
アコニチン	〇、〇〇五	〇、〇二五

硝酸アコニチン	〇、〇〇五	〇、〇〇三
アドニチン	〇、〇三	〇、一〇
アドレナリン	〇、〇〇〇一	
エスタリン	〇、五〇	五、〇〇
酪酸エチールエーテル	〇、五〇	三、〇〇
蟻酸エチールエーテル	〇、五〇	三、〇〇
亞硝酸エーテル	〇、五〇	三、〇〇
エトキシカフエイン	〇、六〇	二、〇〇
エチレンクロリッド	一、〇〇	三、〇〇
ブroomsエチール	一、〇〇	五、〇〇
クロールエチール	一、〇〇	五、〇〇
ヨードエチール	一、二〇	五、〇〇
アグリソ	一、〇〇	四、〇〇
アミールアルコール	〇、二〇	一、〇〇
ブチレンアルコール	一、〇〇	三、〇〇
アロイン	〇、三〇	〇、六〇
アルノール	〇、五〇	二、〇〇
醋酸アルミニウム	一、〇〇	五、〇〇
硫酸アルミニウム	一、〇〇	五、〇〇
チアンアムモン	〇、〇三	〇、一〇

ヨードアムモン	〇、五〇	二、〇〇
磷酸アムモニウム	二、〇〇	一〇、〇〇
ロダンアムモン	〇、五〇	五、〇〇
アミグタリン	〇、〇三	〇、一〇
アナルゲン	一、〇〇	三、〇〇
アネモニン	〇、〇三	〇、一〇
アネワン	〇、五〇	一、〇〇
アニリン	〇、一〇	〇、三〇
硫酸アニリン	〇、一〇	〇、三〇
アニリピン	〇、五〇	一、〇〇
アンチセブシン	〇、〇五	〇、二〇
アンチバステミン	〇、〇五	〇、二〇
アンチタルミン	〇、二〇	〇、八〇
アピオール	〇、三〇	一、五〇
アポコデイン	〇、〇二	〇、一〇
硫化水素水	〇、五〇	一〇、〇〇
メチールブroomsアボモ	〇、〇二	〇、〇六
アルブチン	一、〇〇	四、〇〇
カゼイン銀	〇、三〇	〇、六〇
枸橼酸銀	〇、〇三	〇、一五

チアン銀	〇、〇〇五	〇、〇二
乳酸銀	〇、〇三	〇、一五
酸化銀	〇、一〇	〇、五〇
アルゴニン	〇、三〇	〇、六〇
アザブロール	一、〇〇	四、〇〇
アザリン	〇、二〇	一、〇〇
アスバラギン	〇、一〇	〇、三〇
アトロピン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
サリチール酸アトロピン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
ワレリアン酸アトロピン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
塩化金ナトリウム	〇、〇五	〇、〇〇三
塩化金	〇、〇三	〇、一〇
バプチシン	〇、〇三	〇、一〇
クロールバリウム	〇、二〇	〇、六〇
硝酸バリウム	〇、二〇	〇、六〇
ベンツアニリド	〇、五〇	二、〇〇
ベンツオール	二、〇〇	六、〇〇
ベンツオナフトール	〇、〇五	二、〇〇
ベンツオバラクレゾール	〇、二五	〇、七五
ベンツゾール	〇、二五	二、五〇

ベルベリン	〇、一〇	〇、五〇
塩酸ベルベリン	〇、一〇	〇、五〇
ベトール	〇、五〇	二、〇〇
ワレリアン酸ビスマート	〇、三〇	一、五〇
ボルドグルチン	四、〇〇	一二、〇〇
ボルネオール	〇、五〇	三、〇〇
プロモフォルム	〇、五〇	一、五〇
プローム	〇、〇五	〇、一〇
ブルチン	〇、一〇	〇、二〇
塩酸ブルチン	〇、〇六	〇、三〇
ブリオニン	〇、二〇	三、〇〇
プチールタロラールヒド	一、五〇	四、〇〇
ラート	〇、一〇	〇、三〇
硫酸カドミウム	〇、一〇	〇、三〇
カインチン	〇、五〇	三、〇〇
モノブroomsカムフォル	〇、三〇	一、二〇
カンナビノン	〇、二〇	〇、四〇
タンニン酸カンナビン	一、〇〇	二、〇〇
カンタリゲン	〇、〇〇五	一、〇〇
硫化炭素	〇、三〇	一、五〇

ヘキサクロールエタン	〇、五〇	二、〇〇
ツエトラリン	〇、五〇	五、〇〇
ヘリドニン	〇、〇五	〇、二五
硫酸ヘリドニン	〇、一〇	二、一〇
タンニン酸ヘリドニン	〇、〇五	〇、二〇
ヒナフトール	〇、五〇	五、〇〇
ヒニングリセリンフォス	〇、三〇	一、〇〇
フアイト	二、〇〇	一五、〇〇
ヒノイデン	一、〇〇	二、〇〇
ヒノリン	一、〇〇	二、〇〇
サリチール酸ヒノリン	一、〇〇	四、〇〇
酒石酸ヒノリン	二、〇〇	四、〇〇
クロラールアミド	三、〇〇	六、〇〇
クロラールチアンヒドラ	〇、〇二	〇、一〇
クロラールフォルムアミド	四、〇〇	八、〇〇
クロラールイミド	一、五〇	五、〇〇
クロロヂイン	一、五〇	六、〇〇
クロラローゼ	〇、五〇	三、〇〇
チンヒヨニン	一、〇〇	五、〇〇
硫酸チンヒヨニン	一、〇〇	五、〇〇
チトロフエン	〇、五〇	六、〇〇

コカイン	〇、一〇	〇、三〇
コセニール	〇、二〇	〇、五〇
コデイン	〇、一〇	〇、三〇
塩酸コデイン	〇、一〇	〇、三〇
枸橼酸カフェイン	〇、二〇	〇、六〇
ワレリアン酸カフェイン	〇、五〇	二、〇〇
桂皮酸ナトリウムカフェ	〇、五〇	一、五〇
イン	〇、五〇	一、五〇
コルヒチン	〇、〇二	〇、〇五
コラルゴール	〇、〇三	〇、一五
コロチンチヂン	〇、〇一	〇、〇五
コロチンチン	〇、四〇	〇、八〇
コニドリン	〇、〇五	〇、〇二
コニイン	〇、〇二	〇、〇二
ブrooms水素酸コニイン	〇、〇二	〇、〇六
コンワラマリン	〇、〇五	〇、二〇
コトイン	〇、一〇	〇、三〇
コルヌチン	〇、〇五	〇、二〇
コリアミルチン	〇、〇〇一	〇、〇一
クレザロール	〇、五〇	二、〇〇

クロトンクロラールヒド	〇、二〇	一、五〇
ラート	〇、二〇	一、五〇
クベピン	一、〇〇	五、〇〇
醋酸銅	〇、一〇	〇、五〇
酸化銅	〇、〇八	〇、四〇
クラリン	〇、〇三	〇、一〇
クスバリン	〇、五〇	五、〇〇
硫酸ダツウリン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
デルフイニツ	〇、〇〇五	〇、〇二
デガールン	一、二〇	一
デギタレイン	〇、〇五	〇、二〇
デギタリン	〇、〇〇二	〇、〇一
デギタリン(結晶)	〇、〇〇一	〇、〇〇二
デギトキシソ	〇、〇〇二	〇、〇〇一
ドルミオール	一、〇〇	五、〇〇
ヅポイマン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
ユラテリン	〇、〇一	〇、〇五
エメチソ	〇、〇一	〇、〇三
鹽酸エメチソ	〇、〇五	〇、一〇
ユルゴチニソ	〇、〇〇一	〇、〇一五

エビリヂソ	〇、〇〇五	〇、〇一五
オイカリブトル	〇、二〇	一、〇〇
オイフオリソ	〇、五〇	一、五〇
エボニイミン	〇、二五	一、〇〇
エキザルヂソ	〇、五〇	二、〇〇
アンゲリカ越幾斯	〇、五〇	三、〇〇
アルニカ越幾斯	〇、六〇	三、〇〇
カラバル越幾斯	〇、〇三	〇、一六
カスカリラ越幾斯	一、〇〇	五、〇〇
ヘリドニン越幾斯	〇、五〇	二、〇〇
チギタリス越幾斯	〇、二〇	一、〇〇
ゲルゼミウム越幾斯	〇、三〇	一、五〇
ロベリア越幾斯	〇、二〇	〇、八〇
サピナ越幾斯	〇、二〇	一、〇〇
セチガ越幾斯	〇、五〇	〇、五〇
ストラモニー越幾斯	〇、一〇	〇、四〇
フェラチソ	〇、五〇	二、〇〇
フェリピリン	〇、五〇	〇、二〇
フェロピリン	〇、五〇	〇、二〇
ヨード鐵	〇、〇六	〇、二〇

鞣酸亞酸化鐵	〇、三〇	〇、六〇
フォルムアニリド	〇、二五	一、〇〇
フクシン	〇、二五	〇、五
ガルロプロモトル	〇、一〇	三、〇〇
鹽酸ゲルゼミウム	〇、〇〇五	〇、〇一五
メオゾト	〇、二〇	〇、六〇
グワヤアセチソ	〇、五〇	三、〇〇
磷酸グワヤエール	〇、二五	〇、六〇
サリチール酸グワヤコール	一、〇〇	六、〇〇
ヘマルプミン	一、〇〇	四、〇〇
ヘマトキシリン	〇、二〇	〇、五〇
ヘモガロール	〇、五〇	二、〇〇
ヘモール	〇、四〇	一、五〇
ヘレニン	〇、三〇	一、〇〇
ヘレフロレイン	〇、〇二	〇、〇八
ヒヨス草	〇、五〇	一、五〇
ロベリア草	〇、三〇	一、〇〇
補酸ホモアトロピン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
硫酸ホモアトロピン	〇、〇〇一	〇、〇〇三
セドラセチソ	〇、二〇	〇、四〇

醋酸々化水銀	〇、〇五	〇、二〇
醋酸亞酸化水銀	〇、一〇	〇、三〇
蛋白水銀溶液(1%)	二、〇〇	一
二臭化水銀	〇、〇三	〇、一〇
カルポール水銀	〇、〇三	〇、一〇
チアン水銀	〇、〇二	〇、〇六
沒食子酸水銀	〇、〇五	〇、二〇
硝酸水銀	〇、〇二	〇、〇五
オレイシ酸水銀(15%)	〇、〇二	一
黑色亞酸化水銀	〇、一〇	〇、五〇
ヘプトソ水銀	〇、〇三	〇、一〇
磷酸水銀	〇、〇八	〇、二五
磷酸亞酸化水銀	〇、〇八	〇、二五
サリチール酸水銀	〇、〇三	〇、一〇
琥珀酸水銀	〇、〇三	〇、一〇
硫酸水銀	〇、〇二	〇、〇五
黑色硫化水銀	〇、七五	二、〇〇
赤色硫化水銀	〇、七五	二、〇〇
ゾゾドール水銀	〇、〇五	〇、一五
タンニン酸水銀	〇、〇五	〇、一五

鹽酸ヒドラスチン	〇、一〇	〇、三〇
ヒドラスチニン	〇、〇三	〇、一〇
ヒドロヒノン	〇、五〇	一、〇〇
ヒヨスチアミン	〇、〇〇	〇、〇〇
ヨード水素酸ヒヨスチア	〇、〇〇	〇、〇〇
ミン	〇、〇〇	〇、〇〇
ヒブナール	二、〇〇	〇、〇〇
ヒブノール	〇、五〇	一、五〇
インデゴ	三、〇〇	一五、〇〇
イヒチオール亜鉛	〇、〇三	〇、〇六
イリヂン	〇、二〇	〇、五〇
ヤラビン	一	〇、五〇
ヨドール	〇、二〇	〇、六〇
ヨドフェニン	〇、二〇	一、〇〇
ヨドビイリン	一、五〇	四、〇〇
カイリン	一、〇〇	四、〇〇
亞砒酸カリウム	〇、〇一	〇、〇四
重クロム酸カリウム	〇、〇一	〇、〇三
カンタリヂン酸カリウム	〇、〇五	〇、〇三
チアンカリウム	〇、〇三	〇、一〇
フェルリチアンカリウム	〇、二〇	〇、六〇

フェルロチアンカリウム	〇、一〇	一、〇〇
オスミン酸カリウム	〇、〇一	〇、〇五
ピクリン酸カリウム	〇、五〇	二、〇〇
ロダンカリウム	〇、五〇	五、〇〇
クレザロール	〇、二五	二、〇〇
ラクトフェニン	一、〇〇	六、〇〇
ペロステール溶液	〇、一〇	〇、五〇
炭酸リチウム	〇、三〇	一、五〇
塩化リチウム	〇、一五	一、〇〇
リセトール	〇、五〇	一、五〇
マラキン	一、五〇	六、〇〇
メントール	一、〇〇	五、〇〇
メタセチン	〇、五〇	二、〇〇
鹽酸メチラミン	〇、五〇	四、〇〇
メチルサリチル酸	〇、六〇	一、八〇
ミグロール	〇、五〇	一、五〇
モルフィン	〇、〇二	〇、一〇
醋酸モルフィン	〇、〇三	〇、一〇
フタル酸モルフィン	〇、〇三	〇、一〇
硫酸モルフィン	〇、〇三	〇、一〇

七〇

麝香	〇、五〇	一、五〇
ムスカリン	〇、〇三	〇、一〇
ナフタリン	一、〇〇	四、〇〇
ベタナフトール	一、〇〇	四、〇〇
ナルツエイン	〇、一〇	〇、三〇
ナルコチン	〇、二五	一、〇〇
亞砒酸ナトリウム	〇、〇〇	〇、〇〇
石炭酸ナトリウム	〇、一〇	〇、二〇
チアンナトリウム	〇、〇三	〇、一〇
セダンナトリウム	〇、五〇	五、〇〇
カコヂール酸ナトリウム	〇、二〇	〇、二五
亞硝酸ナトリウム	〇、二〇	〇、六〇
ピクリン酸ナトリウム	〇、五〇	二、〇〇
サントニン酸ナトリウム	〇、二〇	一、〇〇
次亞硫酸ナトリウム	二、〇〇	八、〇〇
ノイロヂン	一、五〇	三、〇〇
ニコチン	〇、〇〇	〇、〇〇
糖酸ニコチン	〇、〇〇	〇、〇〇
ニトロダリセリン	〇、〇〇	〇、〇〇
アプシント油	〇、二〇	〇、八〇

苦扁桃油	〇、〇五	〇、一五
アニス油	〇、二〇	〇、八〇
アルニカ油	〇、二〇	〇、八〇
阿魏油	〇、二〇	〇、八〇
カヤブテ油	一、〇〇	五、〇〇
カルダモム油	〇、二〇	〇、八〇
カスカリラ油	〇、二〇	〇、八〇
カモミルレ油	〇、二〇	〇、八〇
コバイバ油	一、〇〇	五、〇〇
コリアンデル油	〇、二〇	〇、八〇
クベピン油	〇、五〇	五、〇〇
クミン油	〇、二〇	〇、八〇
オイカリプト油	〇、二〇	〇、八〇
ガウテリイ油	〇、二〇	〇、八〇
インペラトール油	〇、二〇	〇、八〇
ラウロツユラス油	〇、〇五	〇、一五
マデヨラン油	〇、二〇	〇、八〇
メリツサ油	〇、二〇	〇、八〇
ミレフアリー油	〇、二〇	〇、八〇
ミルラ油	〇、二〇	〇、八〇

七一

オリガヌム油	〇、二〇	〇、八〇
ペテロゼリン油	〇、二〇	〇、八〇
フェランドリー油	〇、二〇	〇、八〇
鱗油(1:1000)	一、〇〇	三、〇〇
ピンベネル油	〇、二〇	〇、八〇
サビナ油	〇、二〇	〇、八〇
サルビア油	〇、二〇	〇、八〇
サンタール油	一、〇〇	三、〇〇
芥子油	〇、〇一	〇、〇五
チミアン油	〇、二〇	〇、八〇
ツエドリアア油	〇、二〇	〇、八〇
生薑油	〇、二〇	〇、八〇
タンニン酸オレキシ	〇、五〇	一、〇〇
オルレアン	三、〇〇	六、〇〇
ババベリン	〇、〇三	〇、一〇
塩酸ババベリン	〇、〇五	〇、一五
バラコトイン	〇、三〇	一、〇〇
バラアルデヒド	五、〇〇	一〇、〇〇
バルテニン	〇、二〇	一、五〇
ベルレチエリン	〇、四〇	五、〇〇

タンニン酸ベルレチエリン	〇、五〇	五、〇〇
塩酸ベレイリン	一、五〇	五、〇〇
ベヒニン	〇、〇六	〇、二〇
塩酸フェノール	一、〇〇	五、〇〇
ナリチール酸フェノール	一、〇〇	三、〇〇
ビクトロキシ <small>(ザロコール)</small>	〇、〇六	〇、〇二
ビベラチン	二、〇〇	六、〇〇
ビベリン	〇、六〇	一、二〇
塩化白金	〇、〇二	〇、〇六
ヨード鉛	〇、一〇	〇、五〇
硝酸鉛	〇、一〇	〇、五〇
ボドフイリン	〇、二〇	〇、六〇
ボドフイロトキシ	〇、二〇	〇、六〇
ブノイドモルフィン	一、〇〇	五、〇〇
焦性没食子酸	〇、〇六	〇、三〇
ビリヂン	〇、〇五	〇、三〇
クエブラチン	〇、一〇	〇、三〇
ザバチリン	〇、〇五	〇、二〇
ザリチン	二、〇〇	一〇、〇〇
ザリピリン	一、〇〇	四、〇〇

七二

ザロフエーン	一、〇〇	五、〇〇
スカモニン	〇、八〇	一、六〇
グラニン	〇、一〇	〇、五〇
ゾムナール	一、〇〇	三、〇〇
硫酸スバルテイン	〇、一〇	〇、三〇
スベルミン	一、〇〇	四、〇〇
クロール錫	〇、〇五	〇、五〇
ストロファンチン	〇、〇五	〇、〇二
ストリヒニン	〇、〇七	〇、〇二
スチブチン	〇、〇五	〇、二五
タトロナール	二、〇〇	四、〇〇
テバイン	〇、一〇	〇、三〇
タンノコール	一、〇〇	四、〇〇
テルビノール	〇、三〇	一、〇〇
テルビン	〇、三〇	一、〇〇
ナリチール酸テオブロミン	〇、五〇	二、〇〇
チオルフォルム	〇、三〇	一、二〇
ゲルセミウム丁幾	一、〇〇	四、〇〇
麝香丁幾	三、〇〇	一〇、〇〇
海葱丁幾	一、〇〇	五、〇〇

麥角丁幾	二、〇〇	一〇、〇〇
ストラモニー丁幾	一、〇〇	三、〇〇
グエラトリ丁幾	〇、五〇	一、五〇
トリメチールアミン	〇、三〇	二、〇〇
塩酸トリメチールアミン	〇、五〇	四、〇〇
ウレタン	五、〇〇	八、〇〇
ウロセチン	一、〇〇	五、〇〇
ウロフエリン	一、〇〇	五、〇〇
吐根酒	一、〇〇	三、〇〇
吐石酒	一五、〇〇	一
キシロール	二、〇〇	五、〇〇
醋酸鉛	〇、一〇	〇、五〇
安息香酸鉛	〇、一〇	〇、五〇
プローム亜鉛	〇、二五	〇、五〇
炭酸鉛	〇、五〇	三、〇〇
乳酸鉛	〇、一〇	〇、三〇
磷酸鉛	〇、〇五	〇、一五
ナリチール酸鉛	〇、一〇	〇、五〇
タンニン酸鉛	〇、三〇	一、〇〇
ワレリアン酸鉛	〇、一〇	〇、五〇

七三

藥物用量 (各年齡用量概表)

十二歳以下ノ小兒ノ場合ニハ其年齡ニ十二ヲ加ヘタル數字ヲ以テ其年齡數ヲ除ス譬ハ三歳トスレバ3+(3+12)15即チ大人ノ五分ノ一ヲ其用量トナスガ如シ(ヨング氏)尙一般ニ六十五年以上七十年迄ハ凡三分ノ二、七十年乃至八十年ハ凡二分ノ一トス獨逸ニテハ二十五乃至五十歳ヲ以テ一〇〇用量ト定メ以下其年齡如何ニヨリ次表ノ如ク用量ヲ定ム

年齡(月)	用量	年齡	用量
1-1ヶ月	1.25-5.0	1-2ヶ月	25.0-32.5
1-2ヶ月	5.0-10.0	2-3ヶ月	32.5-40.0
2-3ヶ月	10.0-12.5	3-4ヶ月	40.0-45.0
3-5ヶ月	12.5-15.0	4-5ヶ月	45.0-50.0
5-7ヶ月	15.0-17.5	5-10ヶ月	50.0-62.5
7-9ヶ月	17.5-20.0	10-20ヶ月	62.5-87.5
9-11ヶ月	20.0-25.0	20-25ヶ月	87.5-100.0

其他家畜類ニ對スル一般用量ハ左表ノ如シ
 人1.0馬10.0牛15.0羊及豚20.0犬1-1.0猫1-1.0鳥類1/5
 (解毒藥略表)

解毒藥及其代用藥表

毒劇藥	解毒藥	代用解毒處置
青酸	クロール水	頭部冷罨法
青酸カリ	次亞クロール石灰水	冷水注湯
苦扁桃水	稀アムモニア水	刺戟性灌腸
杏仁水	此等ノ藥劑ハ内用ニ供シ又ハ其中ヨリ「クロール及アムモニア」ヲ注意シテ吸入セシメ後阿片及醋酸モルフィンノ適量ヲ與フベシ	
ラウリールケルス水		

砒石劑	砒石解毒劑 始メ毎半時後一時一食匙マグネシア乳(後ニアリ)	粘蛋液 石灰 牛乳白料
白砒石	硝酸ナトリウム 硫酸マグネシウム	粘液 木灰料
バリウム製劑	吐卵黃ト「テレピン油」同量ヲ煨製マグネシア及クロール水トノ合劑 次亞クロール石灰液 次亞クロール石灰 塩酸 四〇〇、〇	粘液 麥粉 冷水 卵黃ト「テレピン油」及水ノ合劑ヲ每一時間 ニ一茶匙
植物塩基	タンニン酸ノ適宜 ヨードアミール	
水銀製劑	鐵粉七及硫黃四分ノ合劑若ハ鐵粉、銀箔蜂蜜ノ合劑	麥粉
鹽硝酸	マグネシア乳(後ニアリ)	石液 白液 粘液 牛液 冷水 誘導
鹽硫酸	煨製マグネシア水	液性 含油 液聖
鹽磷酸	煨製マグネシア水	液性 含油 液聖
鹽植酸	煨製マグネシア水	液性 含油 液聖
濃植酸	煨製マグネシア水	液性 含油 液聖

魚毒	蛇咬傷	蜂、蟻、咬刺傷	植物毒	強麻酔	炭酸アルカリ	煨製石灰	眼内射入
炭酸アムモニウム液 樟腦及阿片ヲ合劑 但脂肪油ヲ禁忌ス	アムモニウム水、苛性カリ、硝酸又ハ過マンガン酸カリヲ以テ局部腐蝕	アンモニア水	硫酸亞鉛(吐劑) タネン酸、枸橼酸 クアロール、次亞クロール 珈琲、アムモニア 及芥子精ノ刺戟性塗擦	稀醋酸 枸橼酸汁	單含利別 硫酸ナトリウム 重炭酸ナトリウム 粘液一滴入	粘液一滴入	粘液一滴入
額部 蝨 蟻 蜂 毒			額部ニ冷水ヲ注シ、 冷水中ニ浸シ、 阿片中毒ノ時ニハ 注射器ヲ用テ下 等ヲ用ユベシ	油製乾劑 稀醋酸 脊髓ノ蒸氣ヲ吸入	粘液一滴入	粘液一滴入	粘液一滴入

火酒飲用其嗅用	脚部温浴	含蛋白飲料	麥粉粥	植物酸類	揮發油	ブローム及其製劑	金製劑	硫化水素	炭酸化炭素	クロール瓦斯
酒精吸入或ハ甘硝石精ノ嗅用 酒精内用又ハエーテル精ヲ砂糖ト共ニ内用	アムモニウム水ノ嗅入 岩酸アムモニウム同量ノ枸橼酸水ヲ和ス (二十分毎ニ一食匙ヅ、) 一%ノエルゴチン溶液 (二十分毎ニ半茶匙ヅ、)	新鮮ノ空氣 甘硝石精ノ嗅入 クロール石灰	マグネシウム酸乳 稀澱粉糊	多量ノ油製乳劑 醋五〇、〇水二〇〇、〇 單含利別五〇、〇 ヲ混和シ其半量ヲ服シ 殘量ヲ毎五分時一食匙ヅ、	嘔烟多量ニ因スル 「ニコチン」ノ惡心	動物毒 乾腸毒 毒肉	吐劑及下劑 珈琲 タネン酸	植物酸類		

修酸	白石灰 水				
石炭酸	多量ノ油製乳劑				
蒼鉛製劑	タンニン酸	重炭酸ナトリウム			
アルコホル	吐 アムモニア水ノ嗅入劑 醋數滴ヲ水ニ稀釋シテ服用	曹達水 セハ冷水ノ飲用			
エーテル	亞麻仁油又ハ石灰水若クハ「グリセリン」 ノ塗擦、酒精若クハ重炭酸ナトリウムヲ 浸漬 コロヂウム塗抹				
火傷					
輕症					

注意

凡ソ中毒ニ罹リタルトキハ先ヅ吐劑ヲ用ヒ又ハ咽喉ニ指ヲ插入シテ催吐セシメ速ニ其毒物ヲ胃中ヨリ排出セシムルコトヲ勉ムベシ
マグネシア乳トハ煨製マグネシア二分蒸餾水十分トヲ混ジ之ヲ煮沸シタル後白糖末十二分橙花四分ヲ加ヘタルモノナリ
急速ヲ要スルトキハ煨性マグネシア一分蒸餾水六分ヲ混シタルモノヲ代用スルモ可ナリ

日本藥局方藥品貯藏法

本表ニハ第四改正日本藥局方所定ノ貯藏法ヲ分類セリ
△印ハ毒藥 ○印ハ劇藥

(一) 光ヲ遮リ貯フベキモノ

(イ) 單ニ「光」遮リ貯フベシト規定セルモノ

- 安息香酸
- 防痙用石炭酸
- 杏仁水
- コロイド銀
- 硝酸銀加硝石
- 次サリチール酸蒼鉛
- タンニン酸キニーネ
- フオルマリソ
- 赤色ヨード汞
- 蒸氣製甘汞
- 油酸汞
- 赤色酸化汞
- 枸橼酸鐵液
- 甘汞錠
- △サリチール酸フイソスチグミン
- 流動石炭酸
- △稀靑酸
- バクチ水
- 硝酸銀
- 熔製硝酸銀
- 枸橼酸鐵キニーネ
- 糖酸ヂアセチールモルヒネ
- グアヤコール
- 甘汞
- 黄色ヨード汞
- △黄色酸化汞
- 白降汞
- ナフトール
- サントニン錠

ビロガロール

○サントニン

(ロ) 密閉スベキモノ

○石炭酸

昇汞綿

過マンガン酸カリウム

ヨードフオルムガーゼ

(ハ) 壇中ニ殆ト全滿密栓シテ貯フベキモノ

テレピン油

(ニ) 壇中ニ容レ密栓スベキモノ

沒食子酸

プロテイン銀

△塩酸エメチン

酒石酸鐵カリウム

乳酸鐵

△昇汞錠

(ホ) 壇中ニ容レ硝子栓ヲ以テ密閉スベキモノ

過クローレル鐵

過クローレル鐵液

(ヘ) 硝子器中ニ密閉シ冷處ニ貯フベキモノ

複方ヨード液

- 亞硝酸アミール
- (ト) 罎中ニ容レ密栓シ冷處ニ貯フベキモノ
ベルガモット油 白檀油
- (チ) 一年以上ニ過ク可カラザルモノ (濕氣及光ヲ遮リ貯フ)
- デギタリス葉及粉末
- (二) 冷暗處ニ貯フベキモノ
- (イ) 單ニ冷暗處ニ貯フベシト規定セルモノ
- 乾燥デフテリヤ血清 ○乾燥破傷風血清
- (ロ) 一年以上ニ過ク可カラザルモノ
- 液体デフテリア血清 ○液体破傷風血清
- ツベルクリン
- (ハ) 罎中ニ容レ密栓スベキモノ
エーテル 過酸化水素液
- (ニ) 小罎中ニ容ルベキモノ
含糖ヨード鐵
- (ホ) 褐色小罎中ニ殆ド全滿シ密栓スベキモノ
麻酔用エーテル ○プロームエチール
- 麻酔用クロロフォルム
- (ヘ) 硝子器中ニ密閉スベキモノ

- クロールエチール
- (三) 水ヲ滿タセル罎中ニ沈メ硝子栓ヲ以テ栓塞シ鐵葉器中ニ納メ貯フベキモノ
△磷
- (四) 冷陰處ニ貯フベキモノ
丁幾劑酒劑
- (五) 硝子器或ハ甕器中ニ密閉シ冷處ニ貯フベキモノ
越幾斯劑
- (六) 冷乾處ニ貯フベキモノ
複方センナ砥劑
- (七) 冷處ニ貯フベキモノ
(イ) 善ク乾燥セル器中ニ全滿スベキモノ
舍利別劑
- (ロ) 罎中ニ容レ密閉スベキモノ
醋酸エーテル 石油ベンチン
精製樟腦 コロヂウム
- カンタリスコロヂウム 彈力コロヂウム
ヨードフォルムコロヂウム (遮光)
精製蜂蜜 エーテル精
- (ハ) 罎中ニ容レ硝子栓ヲ以テ密閉スベキモノ

- 發烟硝酸 アムモニア水
- プローム
- (ニ) 密閉シテ貯フベキモノ
クロール石灰
- (ホ) 硝子管中ニ熔閉スベキモノ
滅菌セラチン液
- (ヘ) 器中ニ密閉スベキモノ
タールバスタ
- (八) 密閉シテ貯フベキモノ
- 海葱 煨製石灰
- 煨製硫酸カルチウム ○カンタリス
- 丁香 引赤紙
- 硼酸綿 石炭酸綿
- サリチール酸綿 煨性マグネシア
- 錠劑 硼酸ガーゼ
- サリチール酸ガーゼ
- (九) 罎中ニ容レ密栓スベキモノ
- 油酸 純アルコール
- 枯礬 安息香酸アムモニウム (器中密閉)
- 炭酸アムモニウム 阿魏

- ペンツアルデヒード
- 硫化石灰 ベンツオール
- 乳酸カルチウム 硫酸キニーネ
- 抱水クロール ○塩酸コカイン
- 銅礬 デアチターゼ
- 還元鐵 硫酸亞酸化鐵
- 乾燥硫酸亞酸化鐵
- 苛性カリ 酒石酸カリウムナトリウム
- ヨードカリウム 炭酸カリウム
- 粗製炭酸カリウム 硫化カリウム
- クレオソート 石鹼樟腦擦劑
- グツタベルカ液 ○次醋酸鉛液
- 沸騰枸橼酸マグネシウム 薄荷腦
- 醋酸ナトリウム プロームナトリウム
- 炭酸ナトリウム 乾燥炭酸ナトリウム
- ヨードナトリウム 硝酸ナトリウム
- 磷酸ナトリウム サリチール酸ナトリウム
- 硫酸ナトリウム 乾燥硫酸ナトリウム
- 次亞硫酸ナトリウム スルフオ石炭酸ナトリウム
- 苛性ナトロン △巴豆油

- バンクレアチン
- ドーフル酸
- △糖酸ビロカルビン
- 藥用石鹼
- 亞硝酸エチール精
- 樟腦精
- 桂皮精
- 稀酒精
- ラベンデル精
- 迷迭香精
- アセチールタンニン(全滿)
- ナリチール酸ナトリウムナオブロミン
- クロール亞鉛
- スルフオ石炭酸亞鉛
- (十) 壺中ニ容レ硝子栓ヲ以テ密閉スベキモノ
- 氷醋酸
- クローム酸
- 鹽酸
- 硝酸
- 磷酸
- 硫酸
- 稀硫酸
- 含糖ベブシン
- 小兒散
- 溶性サツカリン
- 酒精
- 芳香精
- クロロフォルム精
- 枸櫞精
- 茴香精
- 薄荷精
- 芥子精
- 粗製硫酸
- トリクロール醋酸

- ヨード
- 芳香アムモニア精
- 酸性芳香丁幾
- 稀ヨード丁幾
- (一) 褐色壺中ニ容レ密栓スベキモノ
- タンニン酸
- (二) 無色硝子壺ニ容レ鐵線ヲ投テ密栓スベキモノ
- ヨード鐵舍利別
- (三) 除濕器ニ於テ乾燥シ器中ニ密閉スベキモノ
- 麥角
- (四) 乾處ニ貯フベキモノ
- 英法絆創膏
- (五) 蠟紙ニ包ミ揮發性ノ藥物ヲ含有スルモノ
- ハ尙鐵葉器中ニ容レ冷乾處ニ貯フベキモノ
- 硬膏劑
- 硫酸酸化鐵液
- アムモニア茴香精
- ヨード丁幾

藥劑師住所變更届

- 一、本籍
- 一、舊住所
- 一、新住所

年月日

右

氏名 ㊦

知事宛

注意 法人ニ在リテハ其名稱、事務所々在地、代表者及主任者ノ氏名ヲ掲記シ定款及主任者ノ履歷書ヲ添附ノコト

本籍 住所 族稱

氏名

年月日生

- 一、學業(何年何月何學校卒業)
- 一、職業(藥品取扱ニ關スル自己ノ經歷及現在ノ職業等ヲ掲記スルモノトス)

右ノ通相違無之候也

氏名 ㊦

藥種商(製藥者)免許鑑札下付願

- 一、氏名
- 一、年 齡
- 一、變更年月日
- 一、藥局開設ノ有無(藥局開設又ハ藥局開設セス)
- 一、免許證寫 別紙ノ通(他府縣ヨリ本縣へ轉住セル者)
- 右及御届候也
- 年月日
- 知事宛
- 本籍
- 住所
- 氏名
- 年月日生

- 一、營業所ノ位置(製藥者ニ在リテハ製藥場トモ)
- 一、製藥品目(製藥者ノ場合)
- 右者藥種商(製藥者)營業致度候ニ付免許鑑札下付相成度別紙履歷書相添へ此段相願候也

藥種商(製藥者)鑑札書換申請書

前住所
前營業所
新住所
新營業所

氏名

年月日生

右ハ何月何日住所營業所ヲ肩書地ニ變更候ニ付鑑札書換下付相成度別紙鑑札相添此段申請候也

年月日

右

氏名 印

知事宛

氏名變更ニ付鑑札書換申請書

一、舊氏名

一、新氏名

今般右ノ通變更致候ニ付鑑札書換下付相成度鑑札並戸籍謄本(又ハ抄本)相添此段申請候也

年月日

住所

氏名 印

知事宛

工業藥法令

工業藥法令

毒物劇物營業取締規則

(明治四十五年五月
內務省令第五號)

第一條 本令ニ於テ毒物劇物ト稱スルハ醫藥以外ノ用ニ供セシムル目的ヲ以テ販賣スル毒性又ハ劇性ノ物品ニシテ別ニ指定シタルモノヲ謂フ
明治二十二年(三月)法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十五條ニ依リ定メラレタル毒藥劇藥ノ品目ニ該當スル物品ニシテ前項ノ指定ヲ受ケサルモノハ醫藥用品(同法第二十六條但書及第二十七條但書ノ場合ヲ含ム)ノ外之ヲ貯藏、陳列、販賣又ハ讓與スルコトヲ得ス

第二條 毒劇物營業ヲ爲サムトスル者ハ地方長官(東京府ハ警視廳
監以下之ニ依リ)ノ許可ヲ受クヘシ

藥劑師、藥種商又ハ製藥者毒劇物營業ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ニ届出ヘシ

第三條 未成年者、瘋癲白痴者其ノ他毒劇物ノ取扱ヲ爲スニ堪ヘスト認ムヘキ者及法人ハ其ノ取扱ヲ爲サシムル爲地方長官ノ許可ヲ得タル營業

管理人ヲ置クニ非サレハ毒劇物營業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 毒物劇物ハ堅牢ナル容器又ハ被包ニ容レ之ヲ密閉シ其ノ容器又ハ被包ニ醫藥用外ノ四字及其ノ品名並毒物ニハ毒物ノ二字劇物ニハ劇物ノ二字ヲ明記スヘシ
前項ノ文字ハ其ノ品名ヲ除ク外毒物ニ付テハ赤地ニ白色、劇物ニ付テハ白地ニ赤色ヲ以テ記載スヘシ

第五條 毒物ハ他ノ物品ト區別シ貯藏、陳列スヘシ劇物ニ付テ亦同シ

毒物ヲ貯藏、陳列スル場所ニハ鎖鑰ヲ施シ其ノ外部ニ醫藥用外毒物ノ六字ヲ明記スヘシ

第六條 毒物劇物ヲ取扱フニハ專用ノ器具ヲ備ヘ毒物又ハ劇物ノ文字ヲ其ノ器具ニ明記スヘシ

第七條 毒劇物營業者毒物劇物ヲ交付スルニハ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ營業所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及第四條所定ノ文字ヲ明記スヘシ

シ但毒劇物營業者ニ交付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

飲食物用容器ハ之ヲ前項ノ容器ニ充用スルコトヲ得ス

第八條 毒劇物營業者ハ業務上、學術上又ハ技藝上必要アリト認ムル者ヨリ左ノ各號ノ一ニ依リ其ノ從事スル業務、學術若ハ技藝ヲ證明シ且ツ品名、數量、使用ノ目的、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及職業ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣讓與スルコトヲ得ス

一 毒劇物營業者知人ノ證明

二 官公署又ハ學校ノ證明其ノ他徵證トナルヘキ官公文書

毒劇物營業者自己ノ知人ニ毒物劇物ヲ販賣讓與スル場合ニ付テハ前項ノ證明ヲ要セス
家事上必要ナル毒物劇物ニシテ別ニ指定スルモノニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セス
前項ノ毒物劇物ハ品名、數量、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記シ捺印シタル

證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

第一項及第四項ノ證書ハ其ノ日附ヨリ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第九條 毒劇物營業者ハ毒物劇物ノ販賣讓與ヲ受ケムトスル者前條ノ要件ヲ具備スルモ十四歳未満ノ者又ハ不安心ト認ムヘキ者ニハ之ヲ交付スルコトヲ得ス

第十條 毒劇物營業者官公署、官公立ノ學校及製造所等ニ對シ毒物劇物ヲ販賣讓與スル場合ニハ第八條ノ手續ヲ要セス毒劇物營業者ノ間ニ於テ販賣讓與スル場合ニハ第八條ノ證書ヲ要セス

第十一條 卸賣用ノ毒物劇物ニ付テハ其ノ容器又ハ被包ニ品名ヲ記シ若ハ錯誤ヲ來ササル文字又ハ記號ヲ使用スル限リ第四條ノ容器又ハ被包ノ記載ニ關スル規定ヲ適用セス

前項ノ毒物ヲ貯藏スル場所ニ付テハ第五條第二項ノ規定ヲ適用セス

第十二條 地方長官ハ吏員ヲシテ毒物劇物ヲ製造、貯藏又ハ販賣スル場所ヲ巡視セシムルコト

ヲ得

第十三條 地方長官ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ノ毒物劇物ヲ收去スルコトヲ得

前項ニ依リ收去ヲ執行スル場合ニ於テハ明治三十三年內務省令第十號第二條第三條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 毒劇物營業者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

地方長官ハ毒劇物營業者ノ業務ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第十五條 本令ノ執行ニ關シ當該吏員ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

毒劇物ノ容器又ハ被包ニ虛偽ノ記載ヲナシタル者若ハ第一條第二項第八條第一項又ハ第四項ニ違背シタル者ハ罰前項ニ同シ

第十六條 第二條ノ許可ヲ受ケス若ハ其ノ届出ヲ

爲サスシテ毒劇物營業ヲ爲シタル者、禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者、第四條、第五條、第七條、第八條第五項、第九條ニ違背シタル者又ハ毒劇物ノ容器若ハ被包ニ誤記ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

第十八條 毒劇物營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 毒劇物營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第二十條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令發布ノ際現ニ毒物劇物ノ營業ヲ爲ス者ハ本令
施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ地方長官ニ届出テ毒物
劇物ノ營業ヲ爲スコトヲ得

毒物劇物品目表附(註解)(明治四十五年五月
内務省令第六號)

毒 物

チアン水素酸、チアンカリウム其ノ他チアン化合
物並製劑但ベルリン藍色素、黄色血濁鹽及赤色血
濁鹽ヲ除ク

(註)

- 一、チアン水素酸(青酸、チアン水素)
- 二、チアンカリウム(青酸加里又ハ青酸劊)
- 三、チアン化合物

チアンアムモニウム チアン亞鉛 チアン
水銀 チアン銀 チアン金 チアン白金
チアン銅 鹽化チアン(クロールチアン)
チアン酸カリウム 硫チアンカリウム 硫
チアンアムモニウム(ロダンアムモニウム)

九〇

硫チアン水銀(ロダン水銀) 硫チアン銀
(ロダン銀) ニトロブルシツトナトリウム
四、製劑 チアン水素酸ヲ含ム稀青酸、チアン
カリウムヲ含ム鍍金液ノ如キモノ
五、除外物 ベルリン藍色素(フェルロチアン
鐵、ベレンス又ハキンペロ) 可溶性ベルリ
ン藍色素 赤色血濁鹽(赤色青酸カリ、フェ
ルリチアンカリウム) 黄色血濁鹽(黄色青
酸カリ、フェルロチアンカリウム)ハ尋常物
ナリ

磷、硫化磷並其ノ製劑

(註)

- 一、磷(黃磷) 赤磷ハ尋常物ナリ
 - 二、三硫化磷
 - 三、五硫化磷
 - 四、製劑 磷、硫化磷ヲ含ムモノ例之「コン
モンセン」ス、猫イラズ、ラツトリン、キルラ
ツト等ノ如キ殺鼠劑之ニ屬ス
- 可溶性ウラニウム鹽類並ウラニウム含有ノ著色料
(註)

一、可溶性ウラニウム鹽類

亞クロールウラニウム クロールウラニウ
ム 硝酸ウラニウム 硫酸ウラニウム

二、着色料

ウラニウム黄 亞酸化ウラニウム(硝子、陶
器ノ黑色ニ用ユ) 酸化ウラニウム(硝子ヲ
黄綠色ノ螢石彩ヲ與フルニ用ユ)
フルオール水素酸

(註) 弗化水素

砒素其ノ化合物並製劑及砒素含有著色料

(註)

一、砒素

亞砒酸(無色亞砒酸、白砒石、譽石) 砒酸

三クロール砒素 五ヨード砒素 三プロ
ム砒素 三ヨード砒素 亞砒酸カリウム
砒酸カリウム 砒酸ナトリウム 砒酸亞酸
化鐵 砒酸酸化鐵 亞砒酸銅(エメラルド
又ハシユワインフルド綠、シニール氏綠色
素、花綠青ノ主成分ヲナス)

- 三、製劑 砒石殺鼠劑及含砒殺蠅劑等ナリ
- 四、砒素含有著色料

砒素含有トアレトモ砒素又ハ砒素化合物ヲ
含有スル着色料ヲ毒物ト認メラル從テ砒素
化合物ノ部ニ記セル花綠青、鷄冠石、石黃等
ヲ含有シタル繪具ハ毒物ニ屬ス

水銀化合物及水銀含有著色料但亞クロール汞、黄
色ヨード汞、油酸汞、白降汞、雷汞、チアン酸水
銀朱ヲ除ク

(註)

一、化合物

昇汞(猛汞、過クロール汞)赤色ヨード汞

九一

黃色酸化汞(黃降汞) 赤色酸化汞(赤降汞)
硝酸亞酸化汞 硝酸々化汞 硫酸亞酸化汞
硫酸々化汞

二、水銀含有著色料 水銀含有トアルモ水銀化
合物ヲ含有スル着色料ナリ勿論朱ハ除外セ
ラル

三、亞クロール汞ハ劇物ニ屬ス 黃色ヨイド汞
油酸汞 白降汞ハ醫藥用劇藥 チアン酸水
銀ハ同毒藥ニ屬シ何レモ醫藥用品ノ外許ナ
レス

雷汞ハ銃砲火工品取締規則ニテ嚴重ナル取
締アルヲ以テ此規則ニ依ラス

劇物

バリウム化合物但硫酸バリウムヲ除ク

(註)
一、バリウム化合物ノ主ナルモノ
鹽化バリウム 苛性バリウム 硝酸バリウ
ム(硝酸重土) 過酸化バリウム(過酸化重
土) クロール酸バリウム 硫酸バリウム 炭
過クロール酸バリウム

トアルモ全ク別種ノ物ニシテ此藤黄ハ「ガ
ルチニア、バイブライイ及ガルチニア、モレ
ラ」ナル植物ヨリ生ズル護謨樹脂ナリ
二、製劑、藤黄ヲ含有スル品ナリ
銅化合物但雷銅ヲ除ク

(註)
一、銅化合物ノ主ナルモノ

亞クロール銅(鹽化第一銅)、クロール銅(鹽
化第二銅、鹽化銅)亞酸化銅(酸化第一銅)酸
化銅(酸化第二銅)
硫酸銅(丹礬、膽礬)硝酸銅
炭酸銅(礬基性炭酸銅、人造孔雀石)岩綠青、
岩紺青、岩白綠青、岩群青、白綠青等ヲ主成
分ヲ爲ス

硫化銅(銅黑、硫化第二銅)
醋酸銅(綠青、奈良綠青、岩綠青、煉綠青、板
流綠青、粒綠青、粉綠青、生綠青等ノ主成分
ヲ爲ス)
クローム酸銅

二、雷銅ハ銃砲火工品取締規則ニ依ル

酸バリウム 硫化バリウム

二、硫酸バリウムハ白色劑トシテ工業用ニ使用
スルモ不溶性ニシテ毒性無キ故毒劇物ニ
屬セス醫藥用トシテモ劇藥ニアラス
パラフェニールンヂアミン其ノ鹽類及製劑

(註)

一、パラフェニールンヂアミン

二、其鹽類
鹽酸パラフェニールンヂアミン
臭化水素酸パラフェニールンヂアミン
ヨイド水素酸パラフェニールンヂアミン

三、製劑 單純品又ハ種々ナル配合染料トシテ
「ウルゾールフアロール」等ノ名稱ニテ輸入
シ主トシテ羊毛、毛皮、皮革等ノ染料ニ供ス
又白髮染ニハ之ヲ含有スルモノアリ例之バ
ナイス、二羽ガラス、千代ぬれば等ノ等ノ如
シ

藤黄並其ノ製劑

(設)

一、藤黄。石黄雌黄等ト同一ナリト誤解スルコ
ト

硫化炭素

(註) 二硫化炭素

硫酸並硫酸含有物但十プロセント以下ヲ含有スル
モノヲ除ク

(註)

一、硫酸

二、十プロセント即チボーメー氏ノ約九度以下
ノモノハ劇物ニアラス

(註)

カリウム
金屬元素ノ一種ニシテ「ボツタシウム」トモ云フ
苛性カリ並其ノ製劑但五プロセント以下ヲ含有ス
ルモノヲ除ク

(註)

一、苛性カリ(腐蝕加里、抱水加里、抱水剝篤亞私)
一、製劑 製劑ハ即チ含有品ニシテ五%以下ノ
モノハ劇物トセス單純ナル苛性カリノ水
溶液ニテ五%ノモノハボーメー氏ノ約六度
ナリ
苛性ナトリウム並其ノ製劑但五プロセント以下ヲ

含有スルモノヲ除ク

(註)

苛性ナトリウム(腐蝕ナトロン、含水ナトロン、苛性曹達)製劑ハ含有品ニシテ五%以下ノモノハ劇物ニアラス單純ナル苛性曹達ノ水溶液ノ五%ノモノハボーデー氏ノ約八度ナリ

(註)

一、カドミウム(金屬元素ノ一ナリ)

二、化合物ノ主ナルモノ

酸化カドミウム 水酸化カドミウム

硫酸カドミウム 硫化カドミウム

硝酸カドミウム 炭酸カドミウム

塩化カドミウム 臭化カドミウム

ヨードカドミウム

ヨード並其ノ製劑

(註)

一、ヨード

二、ヨード製劑「ヨード」ノ含有品ナリ「ヨード」ノ化合物ニアラス例之バ「ヨードカリウム」

「ヨードフォルム」ノ如キ化合物ニシテ醫藥用ノ劇藥ニ屬スルモノハ毒劇物トシテ取扱フコトヲ得ズヨード丁幾ハ化合物ニアラス製劑ニ屬スル故醫藥用外ノ劇物トナスヲ得

(註)

烟草(葉ノミニアラズ)ニテ製シタルモノ例之ハ

烟草エキスノ類之ニ屬ス

ナトリウム

(註)

ナトリウム 金屬元素ノ一ナリ

鉛化合物但炭酸鉛ヲ除ク

(註)

一、鉛化合物ノ主ナルモノ

鹽化鉛 臭化鉛 沃度化鉛 酸化鉛(密陀

僧、金密陀、銀密陀)

鉛丹(光明丹、長吉丹、赤鉛丹、鉛華、國丹、洋

丹)

過酸化鉛 硫酸鉛 硝酸鉛 硫化鉛 クロ

ロム酸鉛(クロム橙黃、鑛黃、鉛黃、クロ

ム朱)及クロム黃(新黃)綠朱等

一、クロム酸カリウム(黃色クロム酸カリウム)

二、重クロム酸カリウム(赤色クロム酸カリウム、酸性クロム酸カリウム)

三、製劑ハクロム酸カリウム、重クロム酸カリウムノ含有品ナリ

クレオソート

(註)

(木材防腐等ニ使用スル粗製品ナリ)

ブローム

(註) (臭素ナル元素ナリ)

ブローム水素酸

(註) 臭素水素酸

塩酸並其ノ含有物但クロール水素十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

(註)

一、塩酸(クロール水素瓦斯ヲ水ニ吸收セシメタルモノナリ)

二、製劑(塩酸ノ含有品ナリ)

三、塩酸十%即チボーデー氏ノ約六度半以下ノ

ノ主成分ヲ爲ス

醋酸鉛

二、炭酸鉛ハ毒性比較的少キノミナラズ塩基性炭酸鉛ハ所謂鉛白トシテ古來白粉ノ原料ト

ナシ今尙此含鉛白粉ノ跡ヲ絶タズ現在モ之

ヲ放任シアル程ナルヲ以テ茲ニ除外シテ劇

物トセザルナリ

クロール酸カリウム並其ノ製劑但クロール酸塩ヲ

主トセル爆發藥ヲ除ク

(註)

一、クロール酸カリウム(塩酸加里、塩劑)

二、製劑ハ含有品ナリ

三、クロール酸塩ヲ主トセル爆發藥ハ銃砲火工

品取締規則ニ依ルベキモノトシテ除外セラ

ル

クロール酸

(註) 無水クロール酸、三酸化クロール

クロール酸カリウム、重クロール酸カリウム並其

ノ製劑

(註)

モノハ劇物トセス
アニリン並其ノ化合物

(註)

一、アニリン(亞尼林、アニリン油)

二、アニリン化合物ノ主ナルモノ
塩酸アニリン
硝酸アニリン
硫酸アニリン
砒酸アニリン

三、アニリン色素ノ如キ誘導体ハ茲ニ含まス從
テ劇物ニアラス

亞クロール汞並其ノ製劑

(註)

一、亞クロール汞(甘汞、輕粉、カROMEル)

二、製劑 甘汞、輕粉ノ配伍品ナリ

亞鉛鹽類並其ノ製劑但炭酸亞鉛、酸化亞鉛、雷酸亞鉛ヲ除ク

(註)

一、亞鉛化合物ノ主ナルモノ
クロール亞鉛(塩化亞鉛) 硫酸亞鉛(皓礬)

硝酸亞鉛 臭素化亞鉛 ヨード亞鉛 砒酸

亞鉛 乳酸亞鉛 タローム酸亞鉛

二、製劑 右ノ如キ化合物ノ配伍品ナリ

三、炭酸亞鉛、酸化亞鉛ハ毒性ナキ爲メ除外サ
レ又雷酸亞鉛ハ銃砲火工品取締規則ニ依ル
ベキモノニシテ毒劇物ヨリ除外セラル

アムモニア水但アムモニア十プロセント以下ヲ含
有スルモノヲ除ク

(註)

一、アムモニア水(アムモニア瓦斯ヲ水ニ吸收
セシメラルモノ)

二、アムモニア十%即チボーメー氏約十度(水
ヨリ輕キ方ノ)以下ノモノハ劇物トセス、
金鹽類但雷金ヲ除ク

(註)

一、金鹽類ノ主ナルモノ
鹽化金(クロール金) 臭化金 鹽化金ナト
リウム 鹽化金カリウム

二、雷金ハ雷汞ト同理由ニ依リ除外セラル
銀鹽類但クロール銀、雷銀ヲ除ク

(註)

ヲ配伍シタル疊洗液ナド之ニ屬ス
重砒酸カリウム
ヒドロオキシールアミン其ノ化合物並製劑

(註)

一、ヒドロオキシールアミン(還元劑トシテ用
ユルモノナリ)

二、化合物ノ主ナルモノ
鹽酸ヒドロオキシールアミン

三、製劑 之等ヲ配伍スルモノナリ
石炭酸並其ノ化合物但五プロセント以下ヲ含有ス
ルモノヲ除ク

(註)

一、石炭酸

二、含有物之ヲ含有スルモノニシテ五%即チ二
十倍以下ノ含有物ハ劇物トセス
スルフオナール其ノ誘導体並製劑

(註)

一、スルフオナール

二、其ノ誘導体
トリオナール タトロナール

(註)

一、銀鹽類ノ主ナルモノ
硝酸銀(地獄石) 硝酸銀加硝石 熔製硝酸
銀 ブローム銀(臭化銀) ヨード銀(沃度
銀) 硫酸銀 砒酸銀

(註)

一、硝酸

二、其含有物(王水)
十%即チボーメー氏約七度半以下ヲ含有ス
ルモノハ劇物トセス
砒酸並其ノ製劑

(註)

一、砒酸

二、其製劑ハ之ヲ含有スルモノニシテ例之砒酸

(註)

三、製劑 之等ヲ配伍セルモノ
錫鹽類

(註) 錫鹽類ノ主ナルモノ

亞タロール錫(二塩化錫) クロール錫(四塩
化錫) 亞酸化錫 無水錫酸(二酸化錫) 一硫
化錫 二硫化錫

發烟硫酸

(註) 濃硫酸中無水硫酸ヲ含有スルモノニシテ「ノル
ドホイゼル硫酸」トモ稱ス
ニトロベンツオール

(註) 一人人工苦扁桃油或ハ「ミルバン油」
粗製フォルマリン

クロロフォルム

クロールエチール

(註) 一塩化エタン
クロール醋酸類

一塩化醋酸(モノクロール醋酸)

二塩化醋酸(ヂクロール醋酸)
三塩化醋酸(トリクロール醋酸)等

ブROOMエチール
(註) 一臭化エタン
アンチモニウム化合物並其ノ製劑但金硫黄ヲ除ク

(註) 一、アンチモニウム化合物ノ主ナルモノ
三塩化アンチモン 五塩化アンチモン
三酸化アンチモン(酸化アンチモン)

アンチモン酸 三硫化アンチモン
酒石酸アンチモニールカリウム(吐酒石)

二、製劑 之等ノ配伍品ナリ
三、除外物 金硫黄(五硫化アンチモン)ハ尋常
物ナリ

毒物劇物營業取締規則施行細則

(明治四十五年六月
三重縣令第三一號)

第一條 規則(毒物劇物營業取締規則ヲ謂フ以下
做之) 第二條第一項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ
左ノ事項ヲ具シ願出スヘシ但シ規則第三條ニ該

當スルモノニ在リテハ第三號ノ事項ヲ具スルヲ
要セス

一、族籍住所氏名生年月日(法人ニ在テハ其ノ名稱事
務所所在地代表者ノ氏名)

二、營業所所在地
三、履歷書

四、營業管理人ヲ置クコトヲ要スルトキハ其ノ
住所氏名

第二條 規則第二條第二項ノ届書ニハ住所氏名
(法人ニアリテハ其ノ名稱事務所所在地代表者
ノ氏名) 及營業所所在地ヲ記シ免狀又ハ免許鑑
札寫ヲ添付スヘシ

第三條 規則第三條ノ營業管理人タラムトスルモ
ノハ願書ニ族籍住所氏名生年月日ヲ記シ履歷書
ヲ添へ願出許可ヲ受クヘシ

第四條 支店ヲ設ケムトスルトキハ其ノ所在地ヲ
記シ營業管理人ヲ定メ届出ツヘシ但シ許可ヲ受
ケ營業管理人ヲ置カサルコトヲ得

第五條 毒劇物營業者又ハ營業管理人左ノ各號ノ
一ニ該當スルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘ
シ但シ第五號ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル

届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一、營業管理人ヲ變更シタルトキ又ハ新ニ之ヲ
置キタルトキ

二、族籍住所氏名營業所所在地ヲ變更シタルト
キ

三、支店ヲ廢止シ又ハ其ノ所在地ヲ變更シタル
トキ

四、廢業又ハ休業復業シタルトキ

五、死亡シタルトキ
第六條 毒劇物營業者ハ左記様式ノ看板ヲ店頭ニ
掲タヘシ

長二尺五寸
毒劇物營業
何之誰
寸七巾

第七條 營業管理人ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラ
レタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ不正ノ行爲アリ
タルトキ其ノ他業務ニタヘスト認ムルトキハ其
ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第八條 毒劇物營業者又ハ營業管理人ニシテ行術

不明トナリタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 本則ニ依ル願届書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十條 第四條乃至第六條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ明治四十五年七月一日ヨリ施行ス

家事毒劇物品目

毒物劇物營業取締規則第八條第二

項ノ毒物劇物指定ノ件(明治四十五年五月内務省令第七號)

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、燐ヲ含有スル殺鼠用製劑

一、煙草製劑又ハ亞クロール汞ヲ含有スル驅蟲用製劑

製劑

一、バラフエニールンヂアミンヲ含有スル染毛用製劑

製劑

一、消火器用ノ硫酸又ハ塩酸

工業用酒精類其ノ他酒精含有飲料

戻税法

(明治三十九年四月法律第四十六號)

第一條 造石税又ハ出港税納付済ノ酒精ヲ命令ノ

定ムル所ニ依リ命令ヲ以テ定メタル工業ノ用ニ

供スル者ハ政府ノ承認ヲ得テ毎回一石以上ノ酒

精ヲ使用スルトキニ限り其造石税又ハ出港税ニ

相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第二條 造石税又ハ出港税納付済ノ酒精酒類其他

ノ酒精含有飲料ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ヲ

以テ定メタル政府ノ工業用ニ供給スル者ハ毎回

一石以上ノ供給ヲ爲ストキニ限り其造石税又ハ

出港税ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スル

コトヲ得

第三條 前二條ノ請求ハ酒精酒類其ノ他酒精含有

飲料ノ使用又ハ供給後一年ヲ經過シタルトキハ

之ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 第一條ノ酒類ニ對シ政府ハ命令ノ定ムル

所ニヨリ其變性ヲ命スルコトヲ得

第五條 第一條ノ請求ヲ爲サントスルモノハ申請

書ニ造石税又ハ出港税ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第二條ノ請求ヲ爲サントスルモノハ申請書ニ造

石税又ハ出港税ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書

類及酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ政府ニ供給

シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要

ス

第六條 詐偽其他不正ノ所爲ヲ以テ造石税又ハ出

港税ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求シタル

者ハ其ノ造石税又ハ出港税ノ五倍ニ相當スル罰

金ニ處ス但シ參拾圓ヲ下ルコトヲ得ス

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料

戻税法施行規則(明治三十九年四月勅令第八六號)

第一條 酒精ヲ左ノ物品製造ニ使用シタルトキハ

工業用ニ供シタルモノトシ工業用酒精酒類其ノ

他酒精含有飲料戻税法第一條ニ依リ金額下付ノ

請求ヲ爲スコトヲ得

火藥 尼斯 依的兒 石險 單寧酸 龍腦

食醋 セルロイド コロヂオン(瓦斯マントル、

寫真材料、寫真製版、擬革又ハ帽子製造用ニ供ス

ルモノニ限ル) バラフエニールンヂアミン(バ

ラミン) 外國ニ輸出スル香水其ノ他ノ化粧液

酒精ヲ左ノ用途ニ供シタルトキ亦前項ニ同シ

蒸汽々罐燃料 セルロイド加工用 樟腦精製

用 外國ニ輸出スル擬眞珠製造用

第二條 酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ政府ノ火

藥製造用又ハ煙草醱酵用ニ供給シタル者ハ工業

用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法第二條ニ

依リ金額下付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三條 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税

法第一條ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲ス爲メ酒精

使用ノ承認ヲ受ケントスル者ハ其使用スヘキ數

量、使用ノ目的、場所及ヒ日時ヲ定メ所轄稅務署

ニ申請スヘシ

第五條 酒精ヲ第一條ノ工業用ニ使用スルニ際シ

作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ稅務署

ニ申出テ其ノ數量及ヒ含有純酒精ノ容量ノ檢定

ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テハ分離シタル酒精ノ數量ヲ控

除シタルモノヲ以テ使用數量トス
 第六條 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法ニ依リ金額ノ下付ヲ請求スル申請書ハ所轄稅務署ニ提出スヘシ
 酒精ヲ外國ニ輸出スル香水其ノ他ノ化粧液又ハ擬真珠ノ製造用ニ供シ金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ添附スヘシ
 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法第一條ニ依リ金額ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ第一項ノ申請書ニ酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ政府ノ火藥製造用又ハ煙草醱酵用ニ供給シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ

第七條 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法ニ依リ金額ノ下付ノ請求ヲ爲サントスル者ハ少クモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
 一 酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ノ數量、他ヨリ引取タルモノニ在リテハ引取ノ日及ヒ其ノ引取先
 二 使用シタル酒精ノ數量、使用ノ目的及ヒ使

雜

內務省通牒要項

- 一 毒劇物中「アニリン其他ノ化合物」ハアニリン直ノ化合物例之「硫酸アニリン」ノ如キモノヲ指定セルモノニシテ「アニリン色素」ノ如キ誘導物ヲ含有ムモノニ非ラス
- 二 顏料中洋朱ト稱シ鉛丹ヲ配合セルモノハ鉛化合物トシテ劇物ノ取扱ヲナスヘシ
- 一 砒素含有蠟取紙ハ蠟ノ驅除ヲ必要トスル業務假令菓子商、料理屋、飲食店等ニ對シ業務上必要ト認メ販賣差支ナシ
- 一 果樹ノ害蟲驅除ニ毒物亞砒酸及青酸加里ヲ使用スルニハ危險豫防ノ施設完全ト認メラル、ニ於テハ使用差支ナシ
- 一 野鼠驅除ノ爲メ亞砒酸使用スルニハ其危險豫防ノ施設完全ト認ムルニ於テハ差支ナシ
- 一 重格魯謨酸加里液ニ硫酸ヲ加ヘタルモノヲ點燈又ハ呼鈴ニ使用スル電池用トシテ業務上必要ト認メ販賣スルハ差支ナシ

用ノ日
 三 政府ニ供給シタル酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ノ數量及供給ノ日
 四 製品アルトキハ其種類、數量及其製造ノ日
 五 作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ其ノ數量及含有純酒精ノ容量
 第八條 當該官吏ハ第一條ノ工業用ニ酒精ヲ使用スル者營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

一 毒劇物專用ノ秤量器ハ秤量セムトスル物品ノ完全ナル被包又ハ其他ノ容器ニ納メタルモノヲ秤量スル場合ニ於テハ毒劇物ノ秤量ニ兼用スルモ差支ナシ

自然發火性藥物

- 一、硝子容器ニ滿セル「エーテル(電氣?)」
- 一、物ヲ洗滌スル時ノ「ベンチン(電氣?)」
- 一、新ラシク製粉セル「木炭」
- 一、新ラシク消化セル「石灰」
- 一、粉末トセル「コロホニウム」
- 一、密接シテ貯藏セル「油紙」

毒物劇物營業届

本籍
 住所
 藥劑師(藥種商又ハ製藥者)氏名
 年月日生
 一、營業所々在地

右者毒物劇物營業致候條別紙免狀(鑑札)寫相添へ此段及御届候也

年 月 日 右

知事宛 氏 名 ①

毒物劇物營業許可願

本籍 住所

氏 名 年月 日生

一、營業所ノ位置
右者毒物劇物營業致候條ニ付許可相成度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日 右

知事宛 氏 名 ①

注意 法人ニ在ラテハ其名稱、事務所々在地、代表者及營業管理人ノ住所氏名ヲ掲記シ履歷書添付ス

履 歷 書

本籍 住所 族稱

氏 名 年月 日生

一、學業(何年何月何學校卒業)
一、職業(藥品又ハ毒物劇物取扱ニ關スル自己ノ經歷及現在ノ職業ヲ掲記スルモノトス)
右ノ通相違無之候也

年 月 日 右

氏 名 ①

毒物劇物廢業(休業)届

住所 營業所

藥劑師(藥種商、製藥者) 氏 名

一、廢業(休業)年月日
右者毒物劇物廢業(休業)致候條此段及御届候也

年 月 日 知事宛 右 氏 名 ①

賣藥法令違反條項別

(自大正八年三月年間至大正十年三月年間)

違反條項	資格別	藥劑師	醫師	獸醫	藥劑師使用者	賣藥法第十四條該當者	賣藥法第十五條該當者	計
賣藥法第二條		二				二四		三〇
同 第五條		一				一		二
賣藥法施行細則 第八條		三				一九		二三
同 第十七條		一				一		二
計		七	二		四五	四五	四	五八

賣藥法令

賣藥法令

賣藥法

(大正三年三月 法律第十四號 改正大正五年六月 法律第四十一號)

第一條 本法ニ於テ賣藥營業者ト稱スルハ賣藥ヲ調製又ハ輸入若ハ移人シテ販賣スル者ヲ謂フ原料品ニ加工セスシテ賣藥ト爲スモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ賣藥ノ調製ト看做ス

第二條 賣藥營業者賣藥ヲ發賣セムトスルトキハ方名、原料品名及其ノ分量、調製ノ方法、用法、用量並効能ヲ記載シ主タル營業所所在地ノ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ日本藥局方ニ記載セサル原料品ヲ使用セムトスル者ハ其見本品ヲ提出スヘシ

第三條 賣藥營業者二箇所以上ノ營業所ヲ設ケタルトキハ營業所毎ニ所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第四條 賣藥ニハ毒藥、劇藥及其性狀又ハ配伍ノ結果ニ由リ危害ヲ生スルノ虞アル藥品ヲ使用ス

ルコトヲ得ス但シ毒藥、劇藥ハ其ノ用法、用量ニ依リ行政官廳ニ於テ危害ヲ生スルノ虞ナシト認メタルモノハ此限リニ在ラス

第五條 賣藥ノ原料品ハ日本藥局方ニ記載スルモノハ其ノ所定ノ性狀品質之ニ記載セサルモノハ第二條第二項ノ見本品ト同様ノ性狀品質ヲ具備スルヲ要ス

第六條 藥劑師、藥劑師ヲ使用スル者又ハ醫師ニ非サレハ賣藥ヲ調製シテ販賣スルコトヲ得ス但シ獸醫ニシテ家畜用ノ賣藥ヲ調製販賣スルハ此限リニ在ラス

第七條 賣藥免許ハ前條ニ掲クル者ニ限リ之ヲ讓受ケ又ハ相續スルコトヲ得

第八條 賣藥ノ効能ニ關シテハ文書、言語其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス免許ヲ得タル事項ヲ説明スルノ外之ヲ誇張シテ公示スルコトヲ得ス

第九條 賣藥ニ關スル廣告、賣藥ノ容器若ハ被包

又ハ賣藥ニ添附シ若ハ添附セスシテ頒布スル文書ニハ左記ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ス

- 一 猥褻ニ渉ル記事又ハ圖畫
- 二 避妊又ハ墮胎ヲ暗示スル記事
- 三 虛偽誇大ノ證明若ハ醫師其ノ他ノ者カ効能ヲ保證シタルモノト世人ヲシテ誤解セシムルノ虞アル記事
- 四 醫治ノ無効ヲ暗示シ或ハ醫師ヲ誹謗スルカ如キ記事

第十條 地方長官ハ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ賣藥營業者ニ對シ其免許ヲ得タル事項ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十一條 賣藥營業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル處分ニ違反シタル者ニ付地方長官ハ其免許ヲ取消スコトヲ得

第十二條 行政官廳ハ當該官吏ヲシテ賣藥ヲ調製シ若ハ販賣スル場所ニ臨檢セシメ又ハ賣藥ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ニ限リ當該官吏ヲシテ賣藥又ハ其原料品ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

第十四條 第二條第一項若ハ第五條ノ規定又ハ第十條ノ處分ニ違反スル賣藥ハ地方長官其ノ所有者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直接ニ廢棄シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スル虞ナキ方法ニ依リ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第十五條 第二條第一項、第五條若ハ第六條ノ規定又ハ第十條ノ處分ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 第八條若ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ當該官吏ノ臨檢若ハ檢査ヲ拒ミタル者ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第三條又ハ第二十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十八條 賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ

第二十二條 賣藥規則ハ之ヲ廢止ス他ノ法令中賣藥規則トアルハ本法ヲ指シタルモノト看做ス

第二十三條 従前ノ規定ニ依リ受ケタル賣藥免許ハ之ヲ本法ニ依リ受ケタル賣藥免許ト看做ス

第二十四條 本法公布ノ際現ニ賣藥營業者タル者ハ第六條又ハ第七條ノ規定ニ拘ラス賣藥ヲ調製シテ販賣シ又ハ賣藥免許ヲ讓受ケ若ハ相續スルコトヲ得但シ賣藥ヲ輸入又ハ移入シテ販賣スル者又ハ法人ハ此限リニアラス

第二十五條 本法公布前免許ヲ受ケタル賣藥ニシテ毒藥、劇藥又ハ藥品營業並ニ藥品取扱規則ノ指定藥品ヲ含有セサルモノニ付テハ第六條及第七條ノ規定ヲ適用セス

第二十六條 第三條及第二十條ノ届出ハ賣藥税法ノ適用ニ付テハ之ヲ免許ト看做ス

○勅令第六十號 (大正三年八月十二日)
賣藥法ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

賣藥法施行規則

(大正三年八月
內務省令第十六號)

第一條 賣藥發賣免許ノ申請書ニハ賣藥法第二條

法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス

賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者、其ノ代理人戶主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第十九條 明治二十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 輸出又ハ移出スル賣藥ニ付テハ第二乃至第十一條、第十四條及第十五條ノ規定ヲ適用セス其取締上必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

前項ノ賣藥ヲ調製セムトスル者ハ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ニ掲ケタル事項ノ外氏名、生年月又ハ法人ノ名稱、住所及營業所(調製又ハ販賣ノ場所ヲ云フ)ヲ記載シ賣藥法第六條又ハ第二十四條規定ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第二條 地方長官賣藥法第二條ノ規定ニ依リ賣藥發賣免許ヲ與フルトキハ別記雛形ノ賣藥免許證ヲ下付ス

第三條 免許事項變更ノ申請書ニハ變更セムトスル事項、方名、氏名又ハ法人ノ名稱及住所ヲ記スヘシ但シ方名ヲ變更セムトスル場合ニ於テハ免許證ヲ添付スヘシ

方名變更ノ免許ヲ與フルトキハ免許證ヲ書換下付ス

第四條 前條第二項規定ノ場合ヲ除クノ外賣藥免許證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證ヲ添ヘ三十日以内ニ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ其ノ書換ヲ申請スヘシ但シ賣藥法第二十五條規定ノ賣藥ヲ除クノ外賣藥免許ヲ讓受ケ又ハ相續シタル場合ニ於テハ賣藥法第六條又ハ第二十四條規定ノ資格ヲ證スル書面

ヲ添付スヘシ

第五條 賣藥ニ關シ左ノ手数料ヲ徵收ス
 一發賣免許手数料 一方ニ付金壹圓
 二變更免許手数料 一方ニ付金七拾錢
 三免許證再下付又ハ書換手数料 一方ニ付金五拾錢

第三條第二項規定ノ書換ニ付テハ前項第二號規定ノ手数料ヲ徵收シ前項第三號規定ノ書換手数料ハ之ヲ徵收セス

第六條 地方長官ハ賣藥法第二條第二項ノ規定ニ依リ賣藥營業者ノ提出シタル見本品ノ性状品質ヲ記シ保存スヘシ

第七條 賣藥法第三條規定ノ届出ハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

賣藥發賣免藥申請書ニ記載セル營業所ニシテ主タル營業所所在地ノ道府縣ト同一區域内ニ在ルモノニ付テハ其ノ申請書ニ於ケル營業所ノ記載ヲ以テ賣藥法第三條規定ノ届出ト看做ス

賣藥營業者其ノ營業所ヲ變更シ又ハ廢止シタルトキハ十日以内ニ營業所所在地ノ地方長官ニ届出

スヘシ

第八條 賣藥營業者二箇以上ノ調製所ヲ設ケタルトキハ藥劑師若ハ醫師タル營業者又ハ賣藥法第二十四條規定ノ營業者カ自ラ管理スル一箇所ヲ除クノ外調製所毎ニ藥劑師ヲ置キ管理ヲ爲サシムヘシ但調製所所在地地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ賣藥法第二十五條規定ノ賣藥ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

賣藥營業者前項規定ノ藥劑師ヲ置キタルトキハ其氏名ヲ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第九條 賣藥營業者ハ賣藥法第六條又ハ本令第八條第一項ノ規定ニ依リ使用スル藥劑師ニ異動ヲ生シタルトキハ二十日以内ニ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第十條 賣藥法第六條又ハ本令第八條第一項ノ規定ニ依リ使用スル藥劑師ハ之ヲ使用スル賣藥營業者ノ營業所以外ニ於テ藥劑師ノ資格ニ伴フ業務ニ從事セサル者タルコトヲ要ス但シ地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第十一條 賣藥免許證ヲ毀損シ又ハ亡失シタルト

キハ其ノ事由ヲ記シ三十日以内ニ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ再下付ヲ申請スヘシ但シ毀損ノ場合ニハ毀損シタル免許證ヲ添付スヘシ

亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ提出スヘシ

第十二條 賣藥營業者廢業シタルトキハ三十日以内ニ免許證ヲ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ返納スヘシ

賣藥營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキハ戶籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務者ヨリ前項ノ規定ニ準シ其手續ヲ爲スヘシ

第十三條 賣藥ヲ請賣セムトスル者ハ營業所毎ニ地方行政廳ニ届出ツヘシ

第十四條 賣藥請賣營業者廢業シ又ハ氏名若ハ法人ノ名稱又ハ住所ヲ變更シタルトキハ地方行政廳ニ届出ツヘシ

第十五條 賣藥營業者並賣藥請賣營業者自ラ行商シ又ハ賣子ヲシテ行商セシメムトスルトキハ地方行政廳ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ廢止シタルトキ

亦同シ

第十六條 賣藥營業者免許ヲ取消サレタルトキハ
請賣營業者亦其ノ賣藥ヲ販賣スルコトヲ得ス

第十七條 賣藥ノ發賣ヲ免許シタルトキ又ハ賣藥
法第三條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ免許

若ハ届出事由發生ノ年月日、方名、氏名、生年月
日又ハ法人ノ名稱、住所及營業所ヲ、賣藥請買

若ハ賣藥行商ノ届出アリタルトキハ届出事由發
生ノ年月日、氏名又ハ法人ノ名稱、住所及營業

所ヲ當該地方行政廳ヨリ所轄稅務署ニ通知スヘ
シ其異動アリタルトキ亦同シ

第十八條 行政官廳賣藥法第十二條ノ規定ニ依リ
當該官吏ヲシテ臨檢又ハ檢査ヲ爲サシムルトキ

ハ制服ヲ著スル者ノ外別記雛形ノ證票ヲ携帶セ
シムヘシ

第十九條 賣藥法第十三條ノ規定ニ依リ物品ヲ收
去スルトキハ當該官吏ハ營業者ニ證書ヲ交付ス

ヘシ若シ營業者ノ求アルトキハ事實ノ許ササル
場合ヲ除クノ外其ノ物品ノ一部ニ封緘ヲ施シ之
ヲ交付スヘシ

一一一

第二十條 賣藥法第十二條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ
檢査ハ日出前日没後ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス

但シ營業時間中ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 第八條第一項第十條第十六條ノ規定
ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處

ス

第二十二條 第四條第七條第三項第八條第二項第
九條第十一條乃至第十五條ノ規定ニ違反シタル

者ハ科料ニ處ス

附則
第二十三條 本令ハ賣藥法施行ノ日ヨリ之ヲ施行
ス

(別記雛形) 用紙厚紙 豎五寸三分(曲尺) 横三寸九分(曲尺)

契	合	第 賣藥免許證 號
一方 名	住所 氏名(又ハ法人ノ名稱) 生年月	
右賣藥發賣ヲ免許ス	大正 年 月 日	應府縣廳印

幅五厘

電紋幅一分

豎 二寸五分
横 一寸五分

表 賣藥檢査員之證

裏	應府縣名 廳印
---	---------

備考

輸入又ハ移入スル賣藥ハ方名ノ肩ニ其ノ國名、製造者氏名又ハ法人ノ名稱ヲ記入スヘシ
又家畜牛馬等ニ用フル賣藥ハ方名ノ下()ノ内ニ牛馬用等朱書スヘシ

一一三

輸出又ハ移出賣藥取締ニ關スル件

(大正三年九月勅令第二百號)

第一條 賣藥法第二十條第二項ノ規定ニ依ル届書ニハ同法第二條第一項ニ掲ケタル事項氏名生年月又ハ法人ノ名稱、住所營業所及輸出先ヲ記載スヘシ

前項ニ掲ケタル事項ヲ變更シタルトキハ十日内ニ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二條 輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業ヲ相續ニ依リ承繼シタル者又ハ廢業シタルモノハ三十日内ニ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

營業讓渡ノ場合ニ於テハ讓渡人及讓受人連署ヲ以テ前項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ營業ヲ承繼スル者ナキトキハ戶籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務者ヨリ第一項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ

第三條 地方長官ハ輸出又ハ移出スル賣藥ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ其所有者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ若クハ直接廢棄シ

證スル書面ハ左ノ各號ニ據ルヘシ

一 藥劑師ニ在リテハ藥劑師免狀寫

二 藥劑師ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記シ藥劑師ト連署シタル書面及藥劑師免狀寫

三 醫師ニ在リテハ醫師免許證寫

四 賣藥法第二十四條規定ノ資格ヲ有スル者ニ在リテハ賣藥法公布前ニ受ケタル賣藥營業免許證(二枚以上ヲ有ス)寫又ハ賣藥法公布ノ際賣藥營業者タリシコトヲ證スルニ足ルヘキ書面

第二條 賣藥ヲ輸入又ハ移入シテ販賣セムトスル者ノ免許申請書ニハ規則第一條ニ掲ケタル事項ノ外其ノ製造地及製造者ノ氏名法人ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スヘシ

第三條 規則第四條ノ規定ニ依ル申請書ニハ賣藥免許證記載事項ノ變更ニシテ讓受ニ係ルトキハ其ノ賣藥ノ免許事項ヲ記載シ且ツ讓渡人連署シ相續又ハ氏名變更ニ係ルトキハ戶籍謄本又ハ抄本ヲ添附スヘシ

第四條 規則第五條規定ノ手数料ハ收入印紙ヲ用

其他必要ナル處分ヲ爲シ又ハ營業ヲ禁止シ若クハ停止スルコトヲ得但所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スル虞ナキ方法ニ依リ處置センコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第四條 第一條若クハ第二條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ第三條ノ規定ニ依リ營業禁止若クハ停止ノ處分ヲ爲シタルトキハ届出事由發生又ハ處分ノ年月日、方名、氏名、生年月、又ハ法人ノ名稱及營業所ヲ示シテ之ヲ當該地方長官ヨリ所轄稅務署ニ通知スヘシ

第五條 第三條ノ規定ニ依ル營業禁止又ハ停止ノ處分ニ違反シタルモノハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス第一條第二項又ハ第二條ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

附則 本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

賣藥法施行細則

(大正三年九月勅令第三百號)

第一條 賣藥法施行規則(以下單ニ規)第一條及第四條但書ノ規定ニ依ル申請書ニ添附スヘキ資格ヲ

ヒ之ヲ申請書ニ貼付スヘシ

第五條 規則第七條第一項及第三項ノ規定ニ依ル届書ニハ事由發生ノ年月日、方名、氏名、生年月又ハ法人ノ名稱、住所及營業所ヲ記載スヘシ

第六條 規則第八條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ申請書ニ各調製所ノ位置距離及作業ノ種類ヲ詳記スヘシ

規則第八條第二項ノ規定ニ依ル届出ハ事實ノ生シタル日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スヘシ

第七條 規則第十條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ申請書ニ藥劑師ノ從事セムトスル業務及業務所ヲ記載シ且ツ其ノ藥劑師ト連署スヘシ

第八條 規則第十三條ノ規定ニ依ル届書ハ別記第一號様式ニ據リ營業所所在地ノ郡市長ニ提出スヘシ

第九條 賣藥請賣營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事由及事由發生ノ年月日ヲ記シ十日内ニ營業所所在地ノ郡市長ニ届出ツヘシ但シ第四號ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル死亡又ハ失踪

ノ届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 規則第十四條ニ該當スルトキ

二 營業所ヲ變更シタルトキ

三 請賣賣藥ノ方名ニ異動ヲ生シタルトキ

四 死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テ他ノ道府縣ニ係ルトキハ前項期間内ニ舊營業所所在地ノ郡市長ニ之ヲ届出ツヘシ

第十條 規則第十五條ノ規定ニ依ル届書ハ賣藥營業者並賣藥請賣營業者自ラ行商スル場合ニ於テハ別記第二號様式、賣子ヲシテ行商セシムル場合ニ於テハ別記第三號様式ニ依リ營業所所在地ノ郡市長ニ之ヲ提出スヘシ

第十一條 郡市長ニ於テ前條届出ヲ受ケタルトキハ別記第一號雛形ノ賣藥行商届濟證ヲ交付スヘシ

第十二條 本縣管内ニ於テ賣藥ヲ行商スル者ハ其ノ營業中賣藥行商届濟證ヲ携帯スヘシ

第十三條 賣藥行商者ハ當該官吏又ハ公吏ヨリ賣藥行商届濟證ノ提示ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ム

業所ノ見易キ場所ニ別記第二號雛形ノ標札ヲ掲クヘシ

第十八條 大正三年勅令第二百號第一條及第二條ノ規定ニ依ル届書ニハ事由發生ノ年月日ヲ附記シ氏名ノ變更及相續ノ場合ニ於テハ月籍謄本又ハ抄本ヲ添附スヘシ

第十九條 賣藥法令ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ營業所所在地ノ郡市長ヲ經由スヘシ

第二十條 第六條第二項第九條第十二條第十三條第十五條第十七條第二十二條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

第二十一條 本令ハ賣藥法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

賣藥規則施行手續及明治二十五年三重縣令第三十九號ハ之ヲ廢止ス

第二十二條 本令施行ノ際現ニ賣藥請賣營業ヲ爲ス者及賣藥營業者並賣藥請賣營業者自ラ行商シ又ハ賣子ヲシテ行商セシムル者ニシテ引續キ其ノ業ヲ營マムトスルトキハ第八條及第十條ノ規

コトヲ得ス

第十四條 賣藥行商届濟證ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ營業所所在地ノ郡市長ニ届出テ再交付ヲ受クヘシ但シ毀損ノ場合ハ毀損シタル届濟證ヲ添附スヘシ

第十五條 賣藥營業者並賣藥請賣營業者自ラ行商シ又ハ賣子ヲシテ行商セシムル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事由及事由發生ノ年月日ヲ記シ十日内ニ賣藥行商届濟證ヲ添へ營業所所在地ノ郡市長ニ届出ツヘシ

一 亡失シタル賣藥行商届濟證ヲ發見シタルトキ

二 賣藥行商届濟證ニ記載セル事項ニ異動ヲ生シタルトキ

三 行商ヲ廢止シタルトキ

第十六條 郡市長ニ於テ前條第二號ノ届出ヲ受ケタルトキハ賣藥行商届濟證ヲ書換又ハ訂正シテ交付スヘシ

第十七條 賣藥營業者並賣藥請賣營業者ハ其ノ營

定ニ從ヒ本令施行ノ日ヨリ三箇月内ニ届出ツヘシ

(様式各)

第一號雛形 用紙厚紙

賣藥行商届濟證

住所 郡市 町村大字 番

左記ノ賣藥行商届濟ナルコトヲ證ス 年 月 日

大正 年 月 日 三重縣

方名 賣藥營業者 同上營業所 行商届濟年月日

表 堅四寸 横五寸 (曲尺)

豎三尺

賣藥請賣營業 何之誰

賣藥檢查心得

(明治十九年三月 內務省訓令第三十二號)

(一) 毒藥及劇藥ニ屬スル藥品ハ之ヲ許可セス

◎毒藥ニ屬スルモノ

磷及其製劑、カンタリヂン、クラールレ(矢毒、ウーラ)揮發苦扁桃油及揮發ラウリール油、巴油豆、有毒植物原基殊ニ植物塩基及其塩類、勿拉篤里涅、實支答林、ブルシネ、古埤乙涅、コニ一ネ、エメチネ、コルヒチーネ、アコニチネ、亞篤魯必涅、莫兒比涅、亞刺莫兒比涅、ヒヨスチアミン、必魯加兒必涅、比蘇斯知僱密涅^リ、斯篤里幾尼涅

砒石及其化合物並ニ製劑

砒酸及其塩類、亞砒酸^{白砒}、霜及其塩類、法例兒水、沃度化砒^{アンソウ}液、沃度化砒素、硫化砒素、雄黃、礬石猛劇劑

寸七橫

第二號雛形 豎三尺 賣藥營業 何之誰

方名	賣藥營業者	同上營業所	行商年月日

白降汞、赤色沃度化汞、黃色沃度化汞、昇汞、黃色酸化汞(黃降汞)、赤色酸化汞(赤降汞)、硝酸汞、青化汞(氯化汞青酸汞)

青酸及其化合物並製劑

稀青酸、青化加留^{酸化加里}、青化亞鉛(青酸亞鉛)、加刺拔兒豆越幾斯篤拉屈篤

◎劇藥ニ屬スルモノ

印度大麻葉及其製劑、別刺敦那^其並ニ其製劑、番木鱉子及其製劑、巴豆及其製劑、麥奴及其製劑、ポトフキルリン、レボル根及其製劑、吐根及其製劑、毒高昔及其製劑、藤黃、實支多利斯葉及其製劑、硫酸粗製硫酸發烟硫酸、強安母尼亞水、嘉度密烏謨化合物(硫酸嘉度密烏謨、沃化嘉度密烏謨)、加刺拔兒豆、苛性加里、加里液、甘汞、輕粉、苛性那篤倫、那篤倫液、沃度及其製劑、沃度仿謨、沃度^{烏頭}類(沃度加留謨、沃度那篤倫、沃度鏡)、雙鸞菊根^{烏頭}及其製劑、苦扁桃水及老利兒結兒斯水、藜蘆根及其製劑、葯刺巴脂、葯刺巴根及其製劑、曼陀羅華子及葉並其製劑、羯答利斯^毒及其製劑、刺克丟加留謨(テリタキス)揮發

芥子油及其製劑、水銀及其製劑(碧九汞灰散等之ニ屬ス)、安知母紐謨加化合物(吐酒石黑硫化安知母紐謨金硫黃格魯兒化安知母紐謨酸化安知母紐謨)、結列阿會篤、貌羅謨(臭素)及其製劑、貌羅謨化糖類(貌羅謨加留謨(臭素加里)貌羅謨那篤倫謨(貌羅謨樟腦^{臭化}片^片貌羅謨酸及其鹽類(格羅謨酸加留謨)、格兒失屈謨子及其製劑、格魯聖篤實及其製劑、嚼囉仿謨及其製劑、コロダイン、抱水格魯刺兒、抱水ブチールコロラール、阿片及其製劑^{ドウフル氏散ラウダニニ}亞鉛化合物、(格魯兒亞鉛硫酸亞鉛草酸亞鉛醋酸亞鉛酸化亞鉛硫石炭酸亞鉛乳酸亞鉛)、薩比那葉及其製劑、薩比那油、鉛化合物並其製劑(醋酸鉛次醋酸鉛液鉛醋酸化鉛(密陀僧)過酸化鉛(丹)珊篤尼涅、魯別里亞草及其製劑、銅化合物及其製劑(硫酸銅次醋酸銅(綠青)酸化銅銅礬(神効石)硝酸銅硫酸銅安母紐謨(銅礬礬)、硝酸粗製硝酸發烟硝酸、王水、銀化合物並其製劑(結晶硝酸銀)熔製硝酸銀(地獄石)硝酸銀加硝石)、古紐謨草(失鳩答)及其製劑、鹽酸粗製鹽酸、金化合物(格魯兒化金格魯兒化金那

篤留謨)、拔留謨化學物(格魯兒化拔留謨硝酸拔留謨苛性重土)、蒼鉛化合物(次硝酸蒼鉛(硝酸ビスマット)炭酸蒼鉛(草酸蒼鉛)歐仿爾繆謨、非沃斯葉及子並其製劑、石炭酸粗製石炭酸、知母兒、亞硝酸アミール、格魯兒並格魯兒(格魯兒安母紐謨、格魯兒加留謨)、格魯兒化炭素、格魯兒化エチリール(和蘭液)、ヤボランデ葉及其製劑、トキシコデンドロン葉及其製劑、黃色及赤色血滴鹽、珈琲湯及其鹽類、スカンモニア根及脂並其製劑、蜀羊泉及其製劑、罌粟殼及其製劑、剝皮比爾林、揮發芥子油、佩答百兒加液

- (二)和漢藥中有毒ノ稱アル藥品ニシテ其毒藥タルヲ證明シタルモノ並ニ其性効不明ナルモノハ總テ之ヲ許可セス例令ハ
鈎吻、牽牛子、烏頭、附子、莨菪、大戟、澤漆、甘遂、續隨子、天南星、投木、莽艸、雲實、靈砂、斑猫、全蝎、瓜蒂、生々乳、雄黃、雌黃、芫花、輕粉
- (三)前各項ノ藥品中左ノ藥品ニシテ其用量左ノ制限ニ超ヘタルトキハ之ヲ許可スヘキモノ
○内用ニ許可スヘキモノ

吐根及其製劑 吐根 ○、〇六(一氏)製劑之ニ準ス已下倣之
沃度加留謨及沃度那篤留謨 一、〇(十五氏)
加糖沃度鐵 ○、三(四氏半)
葯刺巴脂及根(根)○、三(四氏半)(脂)○、一(一氏半)
金硫黃 ○、一(一氏半)
貌羅謨化加留謨貌羅謨化那篤留謨 一、五(二十二氏)
瑞篤寧 ○、一(一氏半)
次硝酸蒼鉛 ○、五(七氏半)
大戟 一分
續隨子 一分
牽牛子 一分
右共ニ大人一日ノ量トス但十五年已下滿七年迄ハ本量ノ半ハ滿七年以下滿四年迄ハ三分一滿四年已下滿二年迄ハ六分一滿二年以下ハ十分一トス
○外用ニノミ許可スヘキモノ
沃度及其製劑 外用百分一已下(使藥九十九分沃度一分浴過三千分一已下(比例已下ナルモノヲ注

- 沃度紡謨(膏) 二十分上以下
結列阿曹篤(膏) 二十分一以下
硫酸亞鉛(點眼用) 二百分一以下
酸化亞鉛(膏) 分量ニ拘ハラヌ
醋酸鉛(點眼用) 二百分一以下
炭酸鉛(膏) 分量ニ拘ハラヌ
過酸化鉛 分量ニ拘ハラヌ
酸化鉛
次醋酸銅(綠青、膏藥) 分量ニ拘ハラヌ
石炭酸(膏藥) 百分ノ二已下
知母兒(膏) 二十分一已下
- (四)毒性劇性ノ成分ヲ含有シ若シタハ其疑アル成分不明ノ天然物(動物植物礦物)ハ之ヲ許可セス
- (五)數品ノ配伍ニ由テ有害ノ物質ヲ生スルノ恐れアルモノ並ニ分解シ又ハ腐敗シ易キモノハ之ヲ許可セス
- 例令ハ次硝酸蒼鉛ニ酸類ヲ配伍シ沃度化鹽ニ過格魯兒化鐵ヲ配伍スルノ類
- (六)毒劇藥ノ外トモ有力藥品ノ内用劑ハ尋常醫用

一回ノ中等量ヲ以テ一日量トナスモノニアラサレハ之ヲ許可セス其許可スヘキモノ例令ヘハ
撒里失兒酸 ○、五(七氏半)
單寧酸(鞣酸) ○、三(四氏半)
撒里失兒酸那篤留謨二、〇(三十氏)
依的兒 二十滴
蘆薈 ○、五(七氏半)
安母尼亞護謨ゴム 一、〇(十五氏)
炭酸安母亞紐謨 ○、五(七氏半)
安母安亞水 十滴
海葱 ○、二(三氏)
樟腦(龍腦片腦) ○、二(三氏)
葛私篤留謨 ○、五(七氏半)
規尼涅鹽類 ○、五(七氏半)
蘆薈越幾斯 ○、二(五(四氏)
セメンシーナ 一、五(二十二氏)
格魯兒化鐵液 五滴
硫酸鐵 ○、一(一氏半)
炭酸乳酸枸橼酸等 ○、三(四氏半)
鐵鹽類 一、〇(十五氏)
旃那葉

大正四年十月以後ノ分ハ次例末尾ニ集載ス

大黃 二、〇(三十氏)下劑トシテ
 麝香 〇、二(三氏)
 阿魏 〇、五(七氏半)
 榮實 一分
 ゴア粉並クリサロ 一分ニ使劑百分以
 ビン 下ノモノ但外用
 右共大人ニ一日ノ量トス但シ十五年以下三項ノ
 年齢區別ニ據リ斟酌スヘシ
 (七)銅箔錫箔真鍮箔鉛丹ヲ衣トシタル丸藥ハ之レ
 ヲ許可セズ
 (八)薰烟劑吸入劑蒸氣浴等ノ如キ尋常ノ内用法外
 用法(塗擦點眼浴湯)ニ由ラサルモノハ之ヲ許可
 セズ
 (九)用法ヲ誤ルニ由テ危害ヲ招クノ恐レアルモノ
 ハ之レヲ許可セズ
 例ハハ劇藥並有力藥品ヲ配伍セルモノニシテ其
 劇藥有力藥ノ含量誤テ一貼若クハ一瓶ヲ頓服ス
 レハ危害ヲ招クノ恐レアルモノ
 (十)前諸項ノ制限ニ觸レサルモ其効能用法用量等
 ニ於テ不都合ノ慮アリト認ムルモノハ再調ヲ命
 スヘシ

(十一)専ラ滋養ニ供スル品類或ハ夏日飲料或ハ化
 粧水齒磨粉等ノ如キ間々ニ効能ヲ附シタルモ
 ノアルモ素ヨリ治療ヲ主トスルモノニ非ラサル
 ヲ以テ賣藥規則外トナスヘシ
 (十二)海水或ハ鑛泉ヲ採酌運搬シテ病者ヲ浴セシ
 ムルハ賣藥規則外タルヘシト雖トモ鑛泉中ノ固
 形物(俗間湯ノ花ト唱フル類)或ハ幾分ノ鑛泉ヲ
 混合シ或ハ藥物ヲ加フルモノハ既ニ全ク其全原
 泉ト性質効用ヲ異ニシ人造ニ歸スルヲ以テ別ニ
 湯名ヲ附シ規則ニ從テ鑑札ヲ受ケシム
 (十三)電氣浴ノ如キハ専ラ醫師ノ施治ニ屬スルヲ
 以テ藥湯ニ準シ許可スルノ限リニ非ラス

賣藥檢查心得以外許否決定藥品

明治十年一月賣藥規則發布以來今日迄檢查心得以
 外ノ藥品ニシテ道廳府縣ノ伺出テニ依リ内務省ニ
 於テ其許否ヲ定メ通牒セラレタル藥品府縣年月左
 ノ如シ而シテ最初ノ通牒ニ係ルモノハ明治二十四
 年七月「アンチピリン」及「アンチヘンジリン」ノ許可
 分量ヲ各府縣ニ通牒セラレタルヲ嚙矢トス(但シ

大正四年十月以後ノ分ハ次例末尾ニ集載ス

賣藥並賣藥部外品配伍許否藥品例

藥品名	許否	摘	要	應府縣	伺定年月
オヒタルガン	許可	有色瓶ニ入レ千倍點眼水		埼玉	明治四三、四
イヒタルビン	同	普通醫用範圍		福岡	大正元年、一
イヒチオール	同	同上		京都	同 三、九
モニウム	同	同上		北海	同 二、二
イトロール	同	同上			
爐甘石	否	眼險散布劑不純亞鉛鐵ナルヲ 以テ		沖繩	明治四三、六
實碧エキス	同	外用		長崎	大正二、五
軟膏硬膏ハ其後許可スルコト、ナレリ	許可	外用		熊本	明治四四、一八
爐岩石	否	右百多目 龍腦六多目 目藥		沖繩	明治四三、四
爐甘石	同	辰砂ヲ配伍セル賣藥讓渡シ變更		京都	大正四、一五
白蛇	同			長崎	明治三九、六
バラフオルムアルデヒド	許可			警視廳	同 四二、一〇
反ニ鼻	否			通牒	同 三九、六ニ準ス

硫基グアヤコールカリ

リシコール

リグノール

リゾール

スクレイン酸

オイグフオルム

オイセニン

オイラチン

オイベリン

烏蛇

ガロプロモール

カクタリス製劑

苛性カリ

甘汞

ガンフオルシドン

芥子精

可溶性銀

許可

否

許可

同

同

同

同

同

同

否

同

同

許可

否

許可

同

醫用範圍

カマラ各六瓦

外用イヒチオールニ準ス

外用三十分一以下

普通醫用範圍

外用ニ限リ百分三以下

醫用範圍

同上

内服

外用洗滌藥トシテ五十分ノ一以下

發泡膏等ヲ含ム

〇、二五%溶液

内用

内用醫用範圍

五十分ノ一乃至一萬分ノ一

可溶性銀〇、〇一五

アルマール〇、二五

山口

樺太

京都

福岡

兵庫

静岡

岐阜

愛媛

長崎

北海道

長崎

兵庫

山形

佐賀

愛媛

北海道

警視廳

明治四三、一〇

大正二、二七

同三、三三

同三、三三

明治二七、九

同四〇、一一

同三九、一二

大正三、二

同三、七

明治四四、九

同三九、六

同二七、一

同四二、二

同四二、二

大正四、一

明治四四、一

同四五、四

大正二、二

岐阜

神奈川

岡山

岐阜

岡山

静岡

警視廳

熊本

北海道

熊本

長野

北海道

同

大阪

福岡

同

同

明治四三、九

大正四、三

明治四四、七

同四三、四

同四〇、四

同四〇、一

同四〇、二

同四二、四

同四二、一

同四二、一

同四四、一〇

同四五、八

大正元、一〇

明治四二、一

同三六、一〇

同四〇、七

同三一、一

カスカラサクラダ流動越幾斯
カフエイン
芥子三十粒熱糖二粒用量一升ニ付
二粒部外品防腐劑
過酸化水素

ヨイドフオルム

ヨードチリン

ヨヒンピン

ヨダルピン

ヨードカリ
硝酸銀
アルコホル
混和濾過セシメ

ヨード丁酸

ヨードピリン

ヨード亜鉛

ヨードカリウム

醋酸鉛

ヨデピン

タンナルピン

タルリン

〇タ

許可

同

同

同

同

同

同

同

醫用範圍
外用百五十倍以上ニ稀薄

同

同

同

同

同

同

同

一二七

一二六

炭酸クレオソート	同	醫用範圍	新瀉	同	四二、
タンノフオルム	同	部外品ワキガ藥二五%散劑	鹿兒島	同	四三、
ダミアナ流動エキス	同	醫用範圍	福島	同	四二、
タシニン酸オレキシシ	同	同	北海道	大正三、	一五
日本産大茴香	同	檢査心得ノ莽草ニツキ	大坂	明治二四、	一八
タシナルビン	同	醫用範圍	宮崎	大正二、	一四
大楓子油酸ナトリウム	同	同	静岡	明治四四、	一四
大麻丁製	否	麻醉性ノモノ	愛媛	大正四、	一四
レゾルチン	許可	内用外用醫用範圍	福井	明治三九、	一二
レスピラチン	否	外用醫用範圍	福岡	同	四二、
レニガロール	許可	外用同	廣島	大正二、	一四
レゾルチン	同	醫用範圍	岐阜	明治四四、	一四
レブロール	同	醫用範圍	熊本	同	四一、
レニガロール	同	醫用範圍	鹿兒島	大正二、	一〇
藜蘆根	同	醫用範圍	岡山	同	二、
ツタノール	同	外用五%	北海道	明治四五、	一
ナフトリマ	同	外用分量ニ不拘	沖繩	同	三八、

ラヂオスターゼ	〇ヲ	許可	醫用範圍内用	京都	大正三、	九
ウロトロピン	〇ウ	同	同	岐阜	明治四四、	一七
ウエロナール	〇ナ	否	内服外用共	北海道	大正二、	一四
烏頭	〇ノ	同	同	岐阜	明治四五、	一四
ノバスピリン	〇ク	許可	内用醫用範圍	北海道	同	四四、
クレオソート	〇ク	同	膏藥二十分ノ一外用四%	福島	同	四一、
枸橼酸銅	〇ク	同	一%ワセリン軟膏 眼臉塗擦用	警視廳	同	四〇、
クレゾール石鹼	〇ク	同	外用 内用一日一、〇以下外用分量ノ	北海道	同	四一、
クロール酸カリウム	〇ク	同	制限ニ及ハス	大坂	同	三一、
クロール酸カリウム	〇ク	同	水ニ溶カシタルモノハ二%以下	大坂	同	三一、
同	〇ク	同	散藥五%以下	同	同	三一、
同	〇ク	同	齒痛五〇%以下	同	同	三一、
同	〇ク	同	醫用範圍	岐阜	明治四二、	一三
同	〇ク	同	眼藥百倍以上	北海道	同	四四、
同	〇ク	同	神効石ニ準シ二百分一以下	福岡	同	四五、
同	〇ク	同	外用ニ限リ醫用範圍	富山	大正元、	一一

枸橼酸カフエインアンチピリン	同	同	〇、五大人一日量	大阪	同	四、三
クロロホルム精	同	同	内用大人一日量分服容器ヲ制限スルコト	大阪	大正	四、三
クレオソート	同	同	内用一粒中〇、〇五以下四乃至十粒大人一日量	同	同	四、三
蒸溜水	同	同	外用二十倍以上稀釋	北海道	明治	四、一
クレオソート	同	同	クレオソート四% 齒痛藥	福島	同	四、一
過酸化水素	同	同	チモール 一〇% 齒痛藥	岐阜	同	四、一
クニブラチヨール皮	同	同	同	滋賀	大正	二、四
グアヤコツヘルタルリン	同	同	同	奈良	同	四、四
クロレトロン	同	同	同	兵庫	同	四、四
ヤボラソヂ葉	許可	分量ニ不拘	同	高知	明治	四、〇、五
マレチン	同	同	同	高知	同	四、二、一
麻黄エキス	同	同	同	福岡	同	四、二、一
輕粉	許可	膏藥二十分一以下	同	廣島	大正	三、一
罌粟殼	同	同	同	岐阜	明治	三、五、一〇
輕粉	同	同	同	滋賀	大正	四、六

フエナセチン	許可	内用一日〇、七五以下	熊本	明治	二八、一一
フォルマリソ	同	外用百分中フォルムアルデヒド約三十五分ヲ含ムフォルアリソ三十五倍以上ニ稀薄	富山	同	四、〇、四
ブローム樟腦	同	一日〇、一以下一回量一日量ノ二分一以下	同	同	四、〇、四
ブノイミン	同	内用醫用範圍	高知	同	四、二、一
フエノールフタレイソ	同	同	京都	同	四、三、二
ブローム	同	部外品五百倍殺菌防腐	警視廳	同	四、二、二
フェルマロン油	同	内用適宜分量	警視廳	同	四、三、二
フホスチン	同	内用醫用範圍	福岡	同	四、三、二
フアゴール	同	同	廣島	大正	元、九
フエノールフタレイソ	同	下劑一日〇、五	大阪	同	二、二、二
ブロームラール	同	〇、二五	廣島	同	二、二、二
ブレノリン	同	醫用範圍	高知	同	三、三、三
プロアリン	同	同	京都	同	三、三、三
ブルガリン	否	内用	高知	同	三、三、三
複方クロホルムモルヒネ丁幾	同	同	大阪	同	三、三、三
フォルマリソ	同	メチレン青ヲ配伍捲法劑	埼玉	明治	四、三、一
フエニールヒドラチンレグリン酸	同	同	富山	同	四、五、七
フアゴール	許可	醫用範圍	廣島	同	四、五、九

アスピリン	同	醫用範圍	廣島	明治三九、一二
サンタコール	同	同	岐阜	同四四、一七
醋酸アニリン	否	内用	鳥根	明治四〇、一〇
酸化亜鉛	同	一日一〇	佐賀	同四二、一四
サリチール酸アンチピリン	許可	膏藥百分ノ一以下	愛媛	同四四、一二
酸化銅	同	醫用範圍	警視廳	大正元、一二
サプロミン	同	點眼劑ニ配伍	愛媛	同三、一二
溶性サツカリン	否	一日一〇以下内用	和歌山	同三、一〇
サリチール酸アンチピリン	許可	オイヒニンサプロミンヲ乳糖ニ配伍醫用範圍サプロミンブロームカリニ準ス	愛媛	明治四四、一二
プロミン	同	普通醫用範圍	同	大正三、一二
ザロール	同	外用膏藥三十分一以下	兵庫	明治二七、一二
金硫黃	同	眼藥	大阪	同二七、一二
杏仁水	否	外用醫用範圍	宮城	同四二、一二
キセロフォルム	許可	牛血液ヲ主藥トセルモノ腐敗ノ虞アリ	福岡	大正元、一二
牛血液	否		大阪	明治四一、一二

有機燐	許可	内用適宜	山口	同四三、一五
メメタン	同	塗擦用醫用範圍	福井	大正二、一三
メチレンクレンオソート	同	同醫用範圍	奈良	同四、一五
ミグレニン	否	醫用範圍	北海道	明治四〇、一二
ミルトール	許可	部外品消毒防臭一%以下	岩手	同四四、一八
ミルバン油	同	主藥トシテ	警視廳	大正二、一五
辰砂	否	内用	沖繩	明治三九、一三
商陸及其製劑	同	普通醫用範圍	熊本	同二八、一〇
人造麝香	許可	醫用範圍	岡山	同四〇、一四
次硝酸蒼鉛	同	一日〇、三	愛媛	同四二、一六
樟酸セリウム	同	目藥膏藥二百分一以下	和歌山	同四〇、一四
神効石	同	二%腋下塗布	岡山	同四四、一〇
硝酸銀	否	殺鼠劑	徳島	明治四四、一三
重クローム酸カリウム	同	普通醫用範圍	京都	大正三、一四
昇汞	否		山梨	明治三九、一一
樟腦散	許可		京都	大正四、一五
辰砂爐甘石ヲ配伍セル賣藥讓渡シ變更	同			

ビオクタニン	○ヒ	許可	點眼用	警視廳	明治四三、
ピラミドン		同	一日〇、五以下	富山	同三九、
ビオクタミン		否	治淋劑ニ青色ビオクタニンヲ配伍	愛媛	大正元、
石炭酸		同	齒痛	警視廳	明治四三、
硝酸銀	○セ	許可	白毛染	同	同三九、
青礬石		否		警視廳	明治四三、
醃酥		許可	三分ヲ五十瓦大人一日一乃至五粒	大阪	同四三、
赤色酸化汞		同	膏藥三十分一以下	廣島	大正三、
セネガロン		同	醫用範圍	北海道	同三、
スルフオナール	○ス	否	凡テ	富山	明治四〇、
水銀		同	凡テ	山梨	同四〇、
スルフオ石炭酸亞鉛		許可	外用品二百倍以上	富山	同四〇、
スルフオナール		同	誤用ノ虞ナキ様配伍シ殺鼠劑	熊本	同四二、
スバースミン		同	一日一、〇	宮城	大正三、

備考 以上ハ大正四年九月末内務省ニ於ケル賣藥検査官會議ノ際衛生局ヨリ回送セラレタルモノニシテ其後通牒ニ係ルモノハ左ニ之ヲ掲ク但シ大正四年十月以降ノ分

藥 品 名 許否 摘 要 廳府縣 伺定年月日

酸化亞鉛		否	牛馬用内用藥	廣島	大正四、
硫酸銅		許可	膏藥三十分一以下	和歌山	同四、
ゴノネルビン	(ヘキサメチレンテトラ)	同	醫用範圍	愛媛	同四、
ヒシトール	(ミントリメタボリウム)	否	内用驅蟲藥	京都	同四、
麥角越幾斯		同	産前産後服用	福井	同四、
局方水銀丸		同		廣島	同四、
アイゼル		許可	牛馬ノ殺蟲	和歌山	同五、
硫酸カトミウム		同	皸皸ニ準シ點眼用	廣島	同五、
ピクリン酸其他配合		否	果樹蔬菜害蟲驅除	佐賀	同五、
食醋加鹽酸、明礬		同	酢清澄劑(部外品)	岡山	同五、
メチールスルフオナールヒヨス葉		同	内用	佐賀	同五、
ロベリヤ草		同		高知	同五、
荑苳越幾斯		同		警視廳	同五、
マキサムト		同	大人一日〇、五	和歌山	同五、
安息香酸ナトリウム		許可	同	京都	同五、
過マンガン酸カリウムカフェイン		否	寒冷紗ニ塗布外用	佐賀	同五、
揮發芥子油製劑		許可	摻ココニ準シ點眼用	三重	同五、
硝酸コカイン		同	果樹害蟲驅除	長崎	同五、
硫酸銅		同	毒劇物規則第八條第一項ニヨ	京都	同五、
砒素含有蠅取紙		同	リ證書ヲ徴スルコト	兵庫	同五、
ブーロメン(大豆中ノ蛋白質ト)		同	内用	兵庫	同五、

川鳥頭及草鳥頭

麻黃

アイロール

長吉丹

アスナロウ

商陸越巒斯

阿片

酒香油(杉根及重曹)

酒類除治酸

澱草

ハシリトコロ草

朝鮮總督製造參精

メチーレンブラウ

プロチン

スビロザロール(サリチル酸モノゲ)

揮發芥子油

杏仁水金硫黃配伍但金硫黃ノミナ

レバ許可

朝鮮人參

許可

同

同

否

同

同

否

同

同

許可

否

同

同

同

同

同

許可

許可

同

同

同

同

同

同

外用

外用

外用

内用

内用

内用

外用

外用

内用

内用

内用

内用

内用

内用

内用

内用

内用

内用

内用

内用

内用

内用

吸入用

三重

群馬

高知

埼玉

静岡

高知

滋賀

大分

富山

大分

朝鮮

大阪

佐賀

岐阜

同

同

同

同

同

同

同

同

同

大正

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

兵庫

秋田

山口

大分

佐賀

三重

同

同

同

同

同

同

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

フチゾール「グアヤコールスルフォ ン酸クレオソールカルチウム」	許可	内用「クレオソート」ニ準ス	京都	大正七	一
硼酸二、〇グリセリン一〇〇、〇 顯草丁幾一〇、〇梅毒媒介体ヘモリ ン五、〇、淋菌ワクチン一〇、〇	否	塗布外用	山口	同	七、一
アルミニウム箱	許可	丸衣	兵庫	同	七、三
炭酸バリウム百分中十分以下	同	殺鼠劑	和歌山	同	七、七
蕃椒末約四十分加味	同	一、〇内用	福岡	同	七、一〇
ゴノサルビン	同	外用醫用範圍	同	同	七、一〇
グイオフォルム	同	塗布	鹿兒島	同	八、二
過滿奄酸加里〇、七	否	浴湯 <small>(相當効力アリト 認めルニ於テ)</small>	福岡	同	八、二
蒸餾水九、三	許可		兵庫	同	八、二
ラヂウム含有礦石	同		廣島	同	八、二
柿タンニン液一、五	同		廣島	同	八、二
葡萄液一、五	同		兵庫	同	八、二
炭酸加里三、〇	同				
沈降磷酸加里〇、〇二	否	甲液ヲ入レ 混入攪拌後、火落酒ノ濁ヲ澄 乙液混入攪、マシ酸味ヲ除去 拌靜置三日、ス ニテ奏効	廣島	同	八、二
礬土〇、〇一	同				
麥粉末一、〇一	同				
馬鈴薯粉末〇、〇一	同				
あせびノ枝葉	同	稻苗ノ害虫豫防藥	廣島	同	八、二
新乳酸菌製劑「ビオフィエルミン」	同	内用	兵庫	同	八、四

セダンス液六、〇復方蓋蒼丁幾三、〇 苦味丁幾一、〇芳香丁幾二、〇 單舍利別九、〇	許可	大人一日量内用	鹿兒島	大正八	五
硝酸銀	同	三百倍ニ稀釋シテ點眼	和歌山	同	八、六
碇ノ黒燒	否	内用又ハ家畜用	茨城	同	八、八
ヨデピン	許可	成人一日一、〇 <small>(アルカリ性藥物ト 配合スヘカラス)</small>	岡山	同	八、一〇
オイツシン	同	醫用範圍小兒内服	静岡	同	八、一〇
トリクロールブチールアルコール	否	内用	廣島	同	八、一〇
ミグレニン	許可	一日一、〇内用	和歌山	同	八、六
唐カラシ	同	水一升ニ溶解シタルモノ 醬油一石ニ付本液一合 醬油防腐液部外品	和歌山	同	八、六
タンニン酸 各五々	同	魚類防腐用	北海道	同	八、一〇
ヨード	否	鱈齒鎮痛用トシテ百分中二分	京都	同	八、一〇
石炭酸	許可	内用	高知	同	八、一〇
クレロール	否	「マキサムト」ニ準ス	大阪	同	八、一〇
マキヨチン	否	賣藥部外	同	同	九、二
尿素、鹽酸混合	許可	醫用範圍外用	宮崎	同	九、二
オルトフォルム	同	醫用範圍外用	同	同	九、三
新オルトフォルム	同	内用	高知	同	九、三
杉樹根揮發油	否	10%外用	鹿兒島	同	九、四
イヒチオール	許可				

吐酒石

龍牛兒越幾斯

否

家畜用
醫用範圍

島根

大正九、四

米糠越幾斯五、〇、〇、五
ケンチアナ末〇、〇、五
澱粉五、〇

同

一日三四

京都

同九、六

次ナリチール酸蒼鉛

硼酸

同

一日一、〇醫用範圍
一〇〇、五醫用範圍
5%膏藥外用

長崎

同九、八

シダー油(杉油)

クレオリン

否

膏藥石炭酸膏ニ準ス外用
内用

岐阜

同九、〇

ヒヨス越幾斯

胡桃(脂肪油)

同

内用

島根

同九、〇

龍胆末八、〇 金硫黄八、〇、〇
重曹一五、〇 甘草末一〇、〇

許可

家畜用

長野

同九、九

ウラニン銀

ナリチール酸ナトリウム
テオブロミン

同

千倍外用
一日一、〇以下内用

大坂

同九、〇

金線草丁幾

ヨドオレーム

同

大人一日一〇、〇
性効不明

愛知

同九、九

鹽酸コカイン

纈草酸亞鉛

否

鹽化アドレナリンニ準ス
内用

茨城

同九、〇

千倍鹽化アドレナリン液〇、五

硫酸亞鉛〇、〇、一

鹽酸コカイン〇、〇、一

許可

點眼用

茨城

大正一〇、一

ユタインノキシール

醋酸鉛

同

大人一日一、〇
腔坐藥

長崎

同一〇、三

カルモチン(ブロームインヅワレ
リールカ)

吐根丁幾一、〇

許可

一日〇、二五以下

兵庫

同〇、四

安息香酸ナトリウム一、五

アムモニア茴香精二、〇

否

祛痰

岐阜

同一〇、三

單舍利別五、〇

常水四〇、〇

同

同

愛媛

同一〇、三

芳香アムモニア精三、〇

サフラン丁幾〇、〇、一

同

同

島根

同一〇、四

蒸餾水七〇、〇

アムモニア茴香精一、〇

同

同

大阪

同一〇、四

薄荷水一〇、〇

遠志舍利別五、〇

同

同

大阪

同一〇、四

水八二、五

アムモニア茴香精一、〇

同

一日量

大阪

同一〇、四

アムモニア茴香精一、〇

ゼネガ舍利別四、〇

同

一日量

大阪

同一〇、四

ブロームカリ	八	同		島根	同	一〇、四
アンチピリン	〇〇、二五	同				
醋酸安門	〇〇、〇〇	同				
溶性サツカリ	〇〇、〇〇	同				
ブノイミン	炭酸鐵	許可	但容器ニ付テ相當注意スヘシ	山形	同	一〇、五
ブノイミン	炭酸グアヤコール	許可	法第廿五條賣藥ニ(脂肪ト化合シテ脂)	廣島	同	一〇、五
酸化鉛	小茴香	許可	百倍以下ノ稀釋液火傷、消炎	大阪	同	一〇、五
硝酸銀		許可	劑トシテ	佐賀	同	一〇、七
水醋酸	九〇、〇〇	同	賣藥部外	和歌山	同	一〇、八
玉葱絞汁	一〇〇、〇〇	同	田虫藥法第廿五條該當トシ	岐阜	同	一〇、八
薄荷水	一〇〇、〇〇	否	賣藥部外	熊本	同	一〇、八
商陸		同	賣藥部外	廣島	同	一〇、六
亞鉛華	三〇、〇〇	同	咽喉頭 賣藥検査心得	大阪	同	一〇、一
揚梅皮	四〇、〇〇	同	ニ塗布 第八項ニヨリ			
綠青	一〇、〇〇	同				
鷄卵	一個	同				
芥子油	三滴	同				
蕃椒丁	一〇、〇〇	同				
桂皮酸	一分	同				
カラメル	二分	同				
オレフ油	二〇、〇〇	同				
薄荷腦	一〇、〇〇	同				

麥角越幾斯 許可 膏藥10%外用
 メチーレン青 同 2%以下腔坐藥
 アンチペリペリン 同 米糠ニキスニ準ス一日五、〇以下 島根 同 一〇、一二

賣藥税法 (明治三十八年五月法律第七十一號 同四十二年三月改正、同四十四年三月改正)

第一條 本法ニ於テ賣藥營業者ト稱スルハ賣藥規則ニ依ル賣藥營業者ヲ謂フ

第一條ノ二 賣藥營業者ニハ藥劑一方毎ニ一年間製造高ノ定價總額ニ應シ毎年左ノ賣藥營業稅ヲ課ス

定價總額參百圓未満ノモノ 金參圓
 定價總額五百圓未満ノモノ 金五圓
 定價總額千圓未満ノモノ 金七圓
 定價總額貳千圓未満ノモノ 金九圓
 定價總額參千圓未満ノモノ 金拾貳圓
 定價總額五千圓未満ノモノ 金拾七圓
 定價總額壹萬圓未満ノモノ 金貳拾貳圓
 定價總額貳萬圓未満ノモノ 金參拾貳圓
 定價總額參萬圓未満ノモノ 金四拾貳圓

定價總額五萬圓未満ノモノ 金五拾七圓
 定價總額七萬圓未満ノモノ 金七拾貳圓
 定價總額拾萬圓未満ノモノ 金八拾七圓
 定價總額拾萬圓以上ノモノ 金百貳圓

前項ノ定價總額ハ前年中ノ總額ニ依ル但シ前年又ハ其ノ年免許ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ製造高ノ豫定價額ニ依ル

外國ニ輸出スル賣藥ニ付テハ外國ニ輸出セサル賣藥ニ準シ定メタル價格ヲ以テ定價ト看做ス

第一條ノ三 賣藥營業者二個所以上ニ於テ營業スルトキハ營業場毎ニ前條ノ賣藥營業稅ヲ納ムヘシ

第一條ノ四 賣藥營業者ハ毎年一月十五日迄ニ課稅標準額ヲ所轄收稅官廳ニ申告スヘシ但シ其ノ年免許ヲ受ケタル者ハ免許ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申告スヘシ

第一條ノ五 賣藥營業稅ハ年額ヲ二分シ一月及七

月之ヲ徵收ス但シ納期限ヲ經過シテ免許ヲ受ケタル場合ニ於テハ當該納期ニ納ムヘキ税金ハ即納トス

賣藥營業者六月以前ニ廢業シ又ハ賣藥ノ發賣ヲ禁止セラレタルトキハ七月ニ納ムヘキ税金ハ之ヲ免除ス

第一條ノ六 北海道及府縣ハ賣藥營業稅ニ對シ本稅百分ノ三以内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得 市町村及北海道沖繩ノ區ハ賣藥營業稅ニ對シ本稅百分ノ五以内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

第二條 賣藥ニハ定價一割ノ賣藥印紙稅ヲ課ス 定價壹錢未滿ナルトキ又ハ壹錢未滿ノ端數アルトキハ壹錢未滿ノ金額ハ總テ之ヲ壹錢トシテ賣藥印紙稅ヲ計算ス

賣藥印紙稅ハ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス

第三條 賣藥營業者ハ賣藥ノ容器又ハ包紙等ニ定價ヲ附記シ其ノ賣藥印紙稅ニ相當スル印紙ヲ貼用シ印紙面ヨリ他所ニカケ消印スヘシ

第四條 賣藥營業者ハ賣藥ノ容器又ハ包紙等ニ貼

用印紙ヲ破毀スルニ非サレハ賣藥ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ爲スヘシ

第五條 賣藥營業者定價ヲ增加シテ賣藥ヲ販賣セムトスルトキハ其ノ定價ヲ改記シ其ノ賣藥印紙稅ニ相當スル印紙ヲ増貼スヘシ

第六條 賣藥營業者、請賣者及行商者ハ帳簿ヲ調製シ賣藥ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第七條 賣藥營業者ハ相當印紙ノ貼用ナキ賣藥、第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サ、ル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲サ、ル賣藥ヲ販賣スルコトヲ得ス

賣藥請賣者又ハ行商者ハ相當印紙ノ貼用ナキ賣藥、第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サ、ル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲サ、ル賣藥ヲ所持スルコトヲ得ス

第八條 收稅官吏ハ前條ニ違反シタル賣藥ヲ發見スルトキハ處罰セラレタルト否トヲ問ハス賣藥營業者ノ費用ヲ以テ印紙ヲ貼用シ、貼用印紙ニ消印シ又ハ相當ノ裝置ヲ爲スコトヲ得

前項ノ費用徵收ニハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス

第九條 收稅官吏ハ賣藥ノ所在ニ就キ檢査ヲ爲シ又ハ賣藥營業者、請賣者及行商者ノ帳簿書類ヲ檢閲スルコトヲ得

第十條 外國ニ輸出スル賣藥ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ賣藥印紙稅ヲ免除ス

前項ノ賣藥ニ付テハ第二條乃至第五條、第七條、第八條及第十一條乃至第十三條ヲ適用セス

第十一條 賣藥營業者ニシテ所持ノ賣藥中性效ヲ失シタルモノヲ廢棄セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ既貼印紙ト新印紙トノ交換ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 賣藥營業者相當印紙ノ貼用ナキ賣藥ヲ販賣シ又ハ附記定價以上ニ賣藥ヲ販賣シタルトキハ脫稅高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ脫稅高二十倍ノ金額五圓ニ達セサルトキハ五圓ノ科料ニ處ス

賣藥營業者定價ヲ附記セサル賣藥ヲ販賣シタルトキハ貳圓以上參拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

用印紙ヲ破毀スルニ非サレハ賣藥ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ爲スヘシ

第五條 賣藥營業者定價ヲ增加シテ賣藥ヲ販賣セムトスルトキハ其ノ定價ヲ改記シ其ノ賣藥印紙稅ニ相當スル印紙ヲ増貼スヘシ

第六條 賣藥營業者、請賣者及行商者ハ帳簿ヲ調製シ賣藥ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第七條 賣藥營業者ハ相當印紙ノ貼用ナキ賣藥、第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サ、ル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲サ、ル賣藥ヲ販賣スルコトヲ得ス

賣藥請賣者又ハ行商者ハ相當印紙ノ貼用ナキ賣藥、第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サ、ル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲サ、ル賣藥ヲ所持スルコトヲ得ス

第八條 收稅官吏ハ前條ニ違反シタル賣藥ヲ發見スルトキハ處罰セラレタルト否トヲ問ハス賣藥營業者ノ費用ヲ以テ印紙ヲ貼用シ、貼用印紙ニ消印シ又ハ相當ノ裝置ヲ爲スコトヲ得

四リテ脫稅ヲ爲シタル者ハ前項ニ依リテ處罰ス

第十三條 賣藥營業者第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サ、ル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲サ、ル賣藥ヲ販賣シタルトキハ參圓以上五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

賣藥請賣者又ハ行商者相當印紙ノ貼用ナキ賣藥ヲ所持又ハ販賣シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サ、ル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲サ、ル賣藥ヲ所持又ハ販賣シタルトキハ五圓以上五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十三條ノ二 第一條ノ四ノ申告ヲ爲サス又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ壹圓以上ノ科料ニ處ス 因リテ賣藥營業稅ヲ逃脫シタル者ハ脫稅金額三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス

第十四條 賣藥營業者、請賣者又ハ行商者賣藥ノ製造出入ニ關スル帳簿書類ヲ隱匿シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ、帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ參圓以上參拾圓以下ノ罰金又

ハ科料ニ處ス

第十五條 收稅官吏ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ收稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ參圓以上參拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十六條 本法ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第十七條 賣藥營業者、請賣者及行商者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ノ規定ニ依リ賣藥營業者、請賣者及行商者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 賣藥營業者、請賣者及行商者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第十九條 賣藥類似品及其營業者請賣者及行商者

一四八

ニ關シテハ本法規定ヲ準用ス賣藥類似品ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第二十條 本法ニ依リ賣藥營業稅ヲ課セラレタル者ニハ營業稅ヲ課セス

賣藥稅法施行規則

(明治三十八年五月勅令第一五五號)
(明治四十三年十二月改正)

第一條 賣藥營業者ハ賣藥ノ容器又ハ包紙等ニ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記載スヘシ

第二條 賣藥營業者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 製造又ハ輸入シタル賣藥ノ品名、數量、定價及其製造又ハ輸入ノ日

二 他ニ引渡シタル賣藥ノ品名、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引渡地

三 買入レタル印紙ノ數量、金額及其ノ買入先

四 貼用シタル印紙ノ數量、金額小賣ノ場合ニ

於テハ前項第二號引渡先ノ記載ヲ要セス

第三條 賣藥請賣者及行商者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル賣藥ノ品名、數量、價額、引取ノ日及引取先

二 他ニ引渡シタル賣藥ノ品名、數量、價額及引渡ノ日

第四條 收稅官吏賣藥稅法第八條第一項ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ調書ヲ作り違反ニ係ル賣藥ヲ所持スル者ト共ニ署名捺印スヘシ

前項ノ場合ニ於テ違反ニ係ル賣藥ヲ所持スル者署名捺印ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ之ヲ拒ミタルトキハ收稅官吏ハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ

第五條 賣藥ヲ外國ニ輸出シ賣藥印紙稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケ他ノ賣藥ト區別シテ之ヲ藏置スヘシ
前項ノ賣藥ヲ運搬セムトスルトキハ運搬線路及運搬先又ハ輸出港ヲ定メ收稅官吏ノ承認ヲ受ク

ヘシ

前二項ノ場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキハ其ノ賣藥ニ封印ヲ施シ又ハ護送スルコトアルヘシ

第六條 前條第一項ノ承認ヲ受ケタル後六ヶ月ヲ過キ賣藥ヲ輸出セサルトキハ承認ハ其ノ効力ヲ失フ

前條第一項ノ承認カ効力ヲ失ヒタルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ賣藥營業者又ハ輸出者ニ於テ其ノ賣藥ニ印紙ヲ貼シ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ但シ收稅官吏ノ承認ヲ受ケ賣藥ヲ廢棄スルトキハ印紙ノ貼用ヲ要セス

前項輸出者ニ關シテハ賣藥營業者ノ例ニ依ル

第六條ノ二 第五條ノ藏置又ハ運搬中賣藥ノ裝置ノ變更ヲ要スルニ至リタルトキハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケ製造場へ戻入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第五條第三項ノ規定ヲ準用ス
前項ノ賣藥ヲ輸出セムトスルトキハ更ニ第五條ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 賣藥稅法第十一條ニ依リ印紙ノ交換ヲ請

一四九

求セムトニル者ハ賣藥ノ品名數量、定價及交附ヲ受クヘキ印紙各種枚數ヲ記載シタル書面ニ其ノ賣藥ヲ添ヘ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第八條 左ノ場合ニ於テ所轄稅務署ハ印紙ノ交換ヲ爲サス

- 一 既貼印紙ノ金額一口拾圓未滿ナルトキ
- 二 賣藥ノ裝置又ハ印紙ノ貼用不完全ナルトキ
- 三 既貼印紙汚染又ハ毀傷ニ係ルトキ

第九條 印紙ノ交換ハ左ノ割合ニ依ル

- 一 既貼印紙貳拾圓未滿壹圓ニ付新印紙八拾錢
- 二 既貼印紙貳拾圓以上壹圓ニ付新印紙八拾五錢

第十條 所轄稅務署ニ於テ印紙ノ交換ヲ爲スヘキモノト認メタルトキハ既貼ノ印紙ニ消印シ又ハ切斷シタル後其ノ賣藥ヲ下戻シ同時ニ新印紙ヲ交附スヘシ

第十一條 藥品ヲ用非又ハ之ヲ配伍シテ製造シタル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル效驗アリトシ發賣スルモノハ賣藥稅法第十九條ニ依ル賣藥類似品トス但シ醫藥又ハ單ニ滋養若ハ消毒ノ效驗アリトスルモノ及大藏大臣ノ特ニ認許シタル

賣藥部外藥劑調製並販賣規則

(明治十五年十一月
三重縣甲第一四七號)

第一條 此ノ規則ニ稱スル所ノ賣藥部外藥劑トハ左ノ品類ヲ云フ

- 第一鼠取藥蠅取藥虱紐ノ類
- 第二防臭藥蚊遣粉石炭酸入石鹼同線香ノ類
- 第三凡ソ藥品ヲ以テ調製シ若クハ藥品ヲ配合セラル飲食物化粧水齒磨粉ノ類

第二條 賣藥部外ノ藥劑ヲ調製シテ販賣セントスルモノハ藥味分量用法効能ヲ詳記(第一號書式)シ製劑ヲ添ヘ願出許可ヲ受クヘシ

第三條 縣廳ニ於テ願書ヲ檢査シ其ノ取扱上失誤ノ虞ナキモノ及毒劇藥取締ニ關係セサルモノ其ノ他弊害ナシト見認ムルモノニ限り之ヲ許シ鑑札ヲ付與スヘシ但シ本文ニ據テ許可セシ後ト雖モ更ニ其ノ害ヲ發見スルトキ鑑札ヲ取上ケ販賣ヲ差止ムヘシ

第四條 賣藥部外ノ藥劑ヲ販賣スルモノハ檢査濟ノ看板(第二號書式)ヲ掲クヘシ

ルモノハ此ノ限ニアラス

- 一 疾病ヲ豫防スルコト
- 二 治病ニ效驗アリト謂フニ非サルモ心身ヲ爽快ニシ音聲ヲ改善シ又ハ精氣ヲ増進スルコト
- 三 皮膚毛髮ノ色澤組織ヲ變更シ又ハ身体ノ惡臭ヲ去ルコト
- 四 疥癬其ノ他皮膚ノ障害ヲ除去スルコト

第十二條 前條但書ニ依リ大藏大臣ノ認許ヲ得ムトスル者ハ其ノ物品ノ製造方法及効能ヲ記載シ見本ヲ添ヘ所轄稅務署ヲ經由シテ大藏大臣ニ申請スヘシ

第十三條 收稅官吏ハ賣藥營業者、請賣者及行商者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第十四條 本令中賣藥營業者、請賣者及行商者ニ關スル規定ハ之ヲ賣藥類似品營業者ニ準用ス

附則
本令ハ賣藥稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス)
(四十二年十二月勅令第四四五號改正)

第五條 藥味分量用法効能方名等ヲ改正セントスルトキハ其理由ヲ詳記シ鑑札ヲ添ヘ願出許可ヲ受クヘシ

第六條 鑑札ヲ他人ニ讓渡サントスルトキハ讓受人ト連署シ鑑札書換ヲ願出ヘシ

第七條 削除
第八條 營業人廢業若クハ死亡セハ鑑札ヲ返納シ改氏名替リ其ノ他一身上ニ異動ヲ生シタルトキハ書換ヲ請フヘシ又水火盜難等ニテ毀失シタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ再下付ヲ請フモノトス

第九條 第二條第五條ニ違犯シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

書式
第一號(用紙半野紙二通)

- 賣藥部外藥劑檢査願
- 一方名
- 藥品分量
- 製法詳細
- 用法詳細
- 効能詳細

右藥劑調製所ニテ發賣仕リ度候間御検査ノ上御差支無之候ハ、鑑札御下渡被下度依テ製劑相添へ此段奉願候也

國郡町村番屋敷

族 籍

年 月 日

氏

名 印

縣知事宛

第二號

檢 査 取 濟

或何々藥調製人住
所氏名ハ營業人ノ
都合ニ依リ記入ス
ルモ妨ナシ

賣藥部外藥劑其ノ他ノ免許手數

料等徵收規程抄錄

(大正四年十月
縣令第二十二號)

第一條 賣藥部外藥劑免許、同免許鑑札名義書換及再渡(中略)ニ對シテハ本規程ニ依リ手數料ヲ徵收ス

一五二

第二條 前條手數料ノ額左ノ如シ

- 一、賣藥部外藥劑免許 一方ニ付金貳拾錢
- 二、賣藥部外藥劑免許鑑札名義書換及再渡 一回ニ付金拾錢

中 略

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

雜

內務省通牒要項

- 賣藥法第二十四條ニ該當スル賣藥營業者ハ同法公布後一旦廢業スルモ同法第六條第七條ノ規定ニ拘ラス更ニ新規賣藥ヲ調製發賣スルノ資格アリ
- 賣藥法公布前免許ヲ受ケタル賣藥ニシテ公布後方名其他免許事項ヲ變更シタルモノハ法第二十五條ニ依リ取扱フヘキモノニアラス
- 賣藥法公布前免許ヲ受ケタル賣藥ニシテ公布後方名其他免許事項ヲ變更シタル場合ニ限リ當該行政廳ノ命令ニ依リ變更シタル場合ニ限リ法第二十五條ニ依リ取扱可然
- 賣藥行商届出ハ全國共通トシ甲府縣ニ届濟ノ者ハ他府縣行商ノ場合ト雖モ届出ニ及ハサルコト
- 賣藥ノ方名ニ日本藥局方又ハ外國藥局方ニ登載セラレタル藥品名ヲ其儘襲用スルハ醫藥ト混同スルノ虞アルニ付斯ノ如キ方名ハ許可相成ラサルコト
- 藥湯ハ賣藥外トシテ取扱ヒ藥湯ノ原料トシテ効能、用法、用量等一定ノ形式ヲ具備シテ販賣ス

ルモノハ賣藥トシテ取扱フヘキコト

○藥効ヲ同フスル藥品二種以上ヲ配伍スルトキハ各限定量以下ノ相當分量ニ減スルニアラサレハ許可不相成

○吸入劑薰煙劑等ハ賣藥検査心得第八項ニ依リ賣藥トシテ許可セス

○日本藥局方藥品製劑ニ局方外ノ名稱ヲ附シ賣藥(用法、用量、効能ヲ記シ)トシテ發賣許可差支ナシ

○藥劑効能ヲ同クシ唯服用ニ便ナラシムル爲メ同一方劑ニシテ散劑或ハ錠劑ノ二様ニ調製シ發賣スルハ二方劑トシテ取扱フコト

○丸劑ニ附着セル衣劑ハ丸劑ノ調製上一種ノ賦形藥トシテ取扱フ

賣藥類似品ニ關スル通牒

○賣藥類似品課税ニ關スル件
今般賣藥稅法發布ニ付別紙ノ通主稅局長ヨリ監督

一五三

局長へ通牒ノ趣ヲ以テ照會ノ次第モ有之候ニ就テハ別紙「第一」ニ掲クル品目ハ其名稱ヨリスルトキハ概テ賣藥ノ如ク認メラレ候處尙ホ寫ト調査ヲ遂ケ賣藥ト認メ得ラル、モノハ賣藥ノ取扱ヲ爲シ候様致度此段及通牒候也（明治三十八年五月内務省衛生局長）

追而主稅局長へハ別紙ノ通回答候爲念申添候也（別紙）

○本月九日附往第四九四六號ヲ以テ賣藥稅法發布ニ關シ賣藥ト認メ得ヘキモノハ賣藥トシテ取扱ヒ候様地方長官へ通牒方御照會ノ趣キ了承則テ別紙ノ通及通牒候條御了知相成度尙ホ稅務官署ニ於テ賣藥トシテ課稅セムトスル場合ニハ地方長官へ協議ノ上其決定ニ基キ取扱候様致度爲念此段回答旁々申進候也（明治三十八年五月内務省衛生局長ヨリ大藏省主稅局長へ）

○今般賣藥稅法發布相成賣藥類似品ニ課稅スルコト、相成候處別紙記載ノモノニ付テハ其ノ記載ノ如ク課稅不課稅ヲ區別シ其ノ他ノモノニ付テハ現

品ノ性質及効用ヲ調査シ施行規則ノ規定ヲ按シ御判定相成度尤モ御制定困難ナルモノニ付テハ成分、用法、用量及効能ヲ記載シタル書面ニ現品ヲ添へ御伺出相成度此段通牒候也（明治三十八年五月大藏省主稅局長ヨリ各稅務監督局長へ）

（別表）

第一 從來賣藥ト認メサリシモ賣藥ト認メ課稅ス可キモノ此項ニ掲クルモノニシテ治病ノ効能アリト稱シ公衆ヲシテ直ニ使用セシムルノ目的ヲ以テ發賣セラル、モノハ賣藥トシテ課稅スヘキモノトス

沃土仿謨散	沃土仿謨膏
沃土ヨロユム液	ヨロユム液
鹽刺含嗽劑	防寒軟膏
ホルスト眼水	沃土液
盤石膏	バザリ膏
白山熊膽	白色コロロロダイ
キニーネ丸	規那圓丸
トルコ大黃丸	硫酸規尼涅丸
痲病ノ妙藥	楊曹丸

骨海波拔爾撒謨丸	サクク入バルサム
ザロール丸	齒痛丁幾
サルチル水	天然鑛水
灸代膏	解毒懷中藥
胎毒下ゲ	重炭酸鐵舍利別
ゴム絆創膏	カスカラ錠
靈鑛泉	鐵冷鑛泉
鬼アライタイドク除	頭痛膏
赤萬能即治膏	冷鑛泉
吸出シ	打身貼用紙
萬中膏	萬能膏
萬金膏	黑燒

複方次亞磷酸舍利別

第二 醫藥ト認メ課稅セサルモノ

此ノ項ニ掲クルモノ、多クハ内外藥局方ニ依ルモノ又ハ新藥ト稱スヘキモノナルヲ以テ効能裝置等ニ依リ公衆ヲシテ直ニ使用セシムルノ目的判明ナルモノ、外ハ賣藥又ハ賣藥類似品ト認メ課稅スヘカラサルモノトス

沃度仿謨軟膏

バザリ軟膏

硼酸軟膏	吐根海葱丸
黃蠟軟膏	石炭酸軟膏
沃度仿謨	沃土丁幾
結列阿曹篤丸	複方吉納丸
複方葯刺巴散	複方吐根散
コロロロダイ	グリセリン
カル、ス泉鹽	カンブラ丁幾
羯答里斯丁幾	過格魯兒鐵液
吐根酒	單軟膏
薄荷腦	硫黃花
龍膽丁幾	流動オボテルドツク
亞鉛華軟膏	複方大黃丸
複方樟腦擦劑	骨海波爾撒謨
珊瑚寧錠	サフラン
酸化亞鉛末	サルチル散
弱發泡膏	亞鉛硬膏
無色沃土丁幾	苦味丁幾
樟腦	樟腦精
サルチル酸曹達	強發泡膏
稀鹽酸	キニーネ

シゲストーゼ
 蕃椒丁幾
 薄荷油
 吐根錠
 橙皮舍利別
 蘆薈鐵丸
 薄荷水
 水銀軟膏
 絆創膏
 セメンシーナ
 乳糖
 糖化素
 柏木デアスターゼ
 マルツエキス
 石炭酸水
 滿俺鐵ペプトン
 リゾール
 イヒチオール
 肝油
 マルツヂャスターゼ
 サルチル酸軟膏
 バルサン油
 芳香散
 ドーフル散
 沃土鐵舍利別
 蘆薈刺巴丸
 パルサム
 英法絆創膏
 重炭酸曹達
 石炭酸
 ベブターゼ
 ギャスベブターゼ
 高橋氏改良肝油
 ホルマリソ
 ズボウトウ
 ホルマリソ水
 黃柏越幾斯
 ギャスターゼ
 タカヂャスターゼ
 マルチン

純良無臭肝油
 ワセリン
 發泡膏
 第三 滋養品ト認メ課税セサルモノ
 但シ單ニ滋養ニ効驗アリト云フニ非スシテ他ニ
 疾病豫防若ハ治病ノ効驗アリト稱シ發賣スルモ
 ノハ賣藥又ハ賣藥類似品ト認メ課税スヘキモノ
 トス
 ニクエキス
 乳粉
 ヘモグロビンエキス
 ベプトンビーフ
 舍鐵肝油
 肝油乳菓
 牛肉越幾斯
 人參乳酸鐵飴
 人參飴
 舍鐵養老飴
 ソマトーゼ
 オットセイエキス
 綿馬越幾斯
 次亞磷酸鹽鐵舍利別
 肉ベプトン
 ベプトン
 ヘモグロビン
 オットセイ油
 肝油乳劑
 淺田飴
 強壯鐵飴
 人參鐵飴
 肝油鐵飴
 スコット乳菓
 臘肺飴
 臘肺健胃飴

ビーフセリー
 トロボン
 下山含鐵肝油
 雞卵水飴
 鐵百弗頓飴
 コンデンスミルク
 滋養強壯飴
 次亞磷
 第四 消毒劑ト認メ課税セサルモノ
 但シ單ニ消毒ノ効驗アリト云フニ非スシテ他ニ
 疾病豫防若ハ治病ニ効驗アリト稱シ發賣スルモ
 ノハ賣藥又ハ賣藥類似品ト認メ課税スヘキモノ
 トス
 ローハ
 防臭劑
 防臭液
 防臭油
 惡臭消新劑
 消毒散
 臭氣散
 臭氣止
 セーヌ消毒劑

加耶布的油
 第五 治病ニ効驗アリト謂フニ非サルモ心身ヲ爽
 快ニシ音聲ヲ改善シ又ハ精氣ヲ増進スルニ効驗
 アリト認メ課税スヘキモノ
 口中香錠セント
 同エイセイ
 センセン
 練薄荷
 紫金錠
 第六 皮膚毛髮ノ色澤組織ヲ變更シ又ハ身體ノ惡
 臭ヲ去ルニ効驗アリト認メ課税スヘキモノ
 但シ白髮トナルヲ豫防スルモノハ此項ニ屬シ白
 髮ヲ染ムルモノハ除クモノトス
 發毛丁幾
 山崎毛生藥
 全治散(わきがノ新劑)
 毛養液
 臭消酸
 臭氣去膏
 毛生劑
 アルボース(液體固形共)
 同快活
 音錠
 レモン錠
 口中香錠センセイ
 ゼム
 腋香ノ藥
 毛ノハヘル香油
 毛生液
 ワキガヂャコーサン
 除臭ヘルピン
 必効散(わきがノ良劑)
 毛生丁幾

第七 疥癬其他皮膚ノ障害ヲ除去スルニ効驗アリ

ト認メ課税スヘキモノ
但シ効能裝置等ニ依リ賣薬ト認ムヘキモノハ賣
薬トシテ課税スヘキモノトス
疣取液
アカギレ膏
皮膚液
ヒビハスレ
アレソロマン水

配伍禁忌藥物

賣薬調製上注意スヘキモノ、大略ヲ掲ク

主 藥 配 伍 禁 忌 藥 物
安 息 香 酸 炭酸グヤコール、炭酸カリ、安
息香酸ナトリウムカフエイン、
サリチール酸ナトリウムカフエ
イン
サリチール酸、重炭酸アルカ
リ、セラチン、炭酸アルカリ
ヨードカリウム、重炭酸アルカ
リ、白金屬鹽(例、バク酸、
蛋白質、粘液質、膠質、炭酸アル
カリ、重炭酸ナトリウム及カリ
ウム、クロール酸カリウム、ア
ンチピリン、ピラミドン
タンニン 酸及其含有物
及其含有物

塩酸 コカイン

タンニン 酸及其含有物、重炭酸
ナトリウム、過マンガン 酸カリ
ウム、プロタルゴール

硫酸 キニーネ

重炭酸ナトリウム、サリチール
酸ナトリウム、レゾルチン、安
息香酸ナトリウム、ヨードカリ
ウム、タンニン 酸

還 元 鐵

蘆薈、タンニン 酸及其含有物
サリチール 酸、サリチール 酸ナ
トリウム、蘆薈、クレオソート、
グアヤコール

硫酸亞酸化鐵

サリチール 酸、サリチール 酸ナ
トリウム、蘆薈、クレオソート、
グアヤコール

炭酸グアヤコール

安息香酸、蘆薈、酸類
濃酸類、苛性アルカリ、炭酸アル
カリ、金屬鹽、蛋白質、過酸化水
素、明礬、ブロームアムモン、硫
酸マグネシウム、ブロームカリ、
ヨードカリ、硫酸亞鉛

イヒチオール

苛性アルカリ、炭酸アルカリ、ア
ムモニア水、澱粉及其含有物、重
金屬類、脂肪油及乳劑、揮發
油、タンニン 酸、アラビヤゴム、
硫黄、トラガント、テレピン油、
次亜硫酸ナトリウム

ヨード丁

同上

ヨードフォルム

タンニン 酸、薄荷腦、茴香油、ベ
ルガモフト油、アニース油

蛋 白 質 酸類、クレオソート、金屬鹽類、
酒精
明 礬 タンニン 酸及其含有物、蛋白質、
炭酸アルカリ、硼砂、ピラミドン
アンチフェブリン アンチピリン、レゾルチン
アンチピリン 重炭酸ナトリウム、アンチフェ
ブリン、樟腦、レゾルチン、キナ
越幾斯、サリチール 酸ナトリウ
ム、ピロガロール、ザロール
アイロール 濕潤空氣、水分、酸類、アルカリ、
甘汞
硼 酸 苛性アルカリ、炭酸アルカリ、
石灰水
アドレナリン 酸類、硝酸銀
没 食 子 酸 アルカリ
次 硝 酸 蒼 鉛 タンニン 酸、炭酸グアヤコール、
安息香酸ナトリウム、タンナル
ビン、タンニールゲン
アスピリン 鐵鹽、酸類、アンチピリン、重曹
カフエイン タンニン 酸及其含有物
樟 腦 トルバルサム、安息香、サロ
ール、チモール、石炭酸、アンチ
ピリン、ピロガロール、レゾルチ
ン、薄荷腦

薄 荷 腦

硼酸、樟腦、チモール

麝 香

酸性鹽類、金硫黄、樟腦

硼 砂

サリチール 酸、サリチール 酸ナ
トリウム、丁幾類、明礬

重炭酸ナトリウ

酸類、サリチール 酸、重酒石酸カ
リウム、硫酸マグネシウム、アスピ
リン、アルカロイド含有物、タン
ニン 酸及其含有物、明礬

サリチール 酸ナ

トリウム 酸類、アンチピリン、キニーネ
鹽、硼酸、硼砂、枸橼酸

レゾルチン

サリチール 酸、アンチピリン、
樟腦、メントール、ヨードカリウ
ム、ヨードナトリウム、サリチー
ル 酸ナトリウム、重炭酸ナトリ
ウム、硫酸キニーネ

ザロール

樟腦、アンチピリン

金 硫 黄

次硝酸蒼鉛

ウロトロピン

タンニン 酸

賣薬發賣免許申請書

住 所 雜形
營業所

一、方名

一、原料品名及其ノ分量

一、調製方法

一、用法

一、用量

一、効能

右賣藥今回譲受(相續)致度候間書換相成度免許證(及資格證明書)相添此段申請候也

年月日 右讓渡人 何 某 印
右讓受人 何 某 印
(右相續人) 何 某 印

知事殿

(注意事項)

一、市町村役場經由ノコト

一、讓受及相續者ノ資格

イ、藥劑師

ロ、醫師

ハ、賣藥法第二十四條該當者

ニ、藥劑師雇入營業者

ホ、法人代表者氏名

ラス)

●住所變更ニ付免許證書換申請書

前住所及營業所

新住所及營業所

營業者資格 何 某

生年月 某

一、方名

右ハ何月何日住所ヲ肩書地ニ變更候ニ付書換相成度別紙免許證(何枚)相添此段申請候也

年月日 右

何 某 印

知事殿

(注意事項)

一、市町村役場經由ノコト

一、一方ニ付收入印紙五拾錢貼付(消印スヘカ

一六二

一、手数料一方ニ付收入印紙五拾錢貼付(消印スヘカラス)

一、無資格者ノ讓受及相續大正三年三月三十日以前ニ免許ヲ得タル賣藥ニシテ毒劇藥及指定藥品ヲ含有セサルモノハ無資格者ト雖之ヲ讓受又ハ相續スルコトヲ得
一、讓受ノ場合ハ連署、相續ノ場合ハ戶籍謄本又ハ抄本ヲ添付スルコト

●氏名變更ニ付免許證書換申請書

一、方名

右今般氏名ヲ左ノ通り變更致候ニ付書換相成度免許證並戶籍謄本(又ハ抄本)相添此段申請候也

年月日 住所

營業者資格 氏 名 印

生年月 某

知事殿

(注意事項)

一、市町村役場經由ノコト

一、一方ニ付收入印紙五拾錢貼付(消印スヘカ

ラス)

一、移轉日ヨリ十日以内ニ申請スルコト

●賣藥營業者營業所變更届

前營業所及住所

新營業所及住所

營業者資格 何 某

生年月 某

一、方名

右ハ何月何日營業所ヲ肩書地ニ變更候ニ付此段及御届候也

年月日 右

何 某 印

知事殿

(注意事項)

一、市町村役場ヲ經由ノコト

一、營業所ト住所ヲ同時ニ變更セルトキハ之ヲ併記スルコト

一六三

藥事關係法令

藥事關係法令

傳染病豫防法抄錄

(明治三十年四月
法律第三十六號)

第一條 此ノ法律ニ於テ傳染病ト稱スルハ虎列刺、赤痢、腸窒扶私、痘瘡、發疹窒扶私、猩紅熱、實布埤利亞(格魯布ヲ含ム)及「ベスト」、「バラチフス」、流行性腦脊髓膜炎ヲ謂フ
前項ニ掲グル八病ノ外此ノ法律ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病アルトキハ主務大臣之ヲ指定ス

第三條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死体ヲ檢案シタルトキハ其ノ家人ニ消毒方法ヲ指示シ且直ニ患者若ハ死體所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戶長、檢疫委員又ハ豫防委員ニ届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合亦同シ

第四條 傳染病又ハ其ノ疑アル患者若ハ其ノ死者アリタル家ニ於テハ速ニ醫師ノ診斷若ハ檢案ヲ受ケ又ハ直ニ其ノ所在地警察官吏、市町村長、區長、戶長、檢疫委員又ハ豫防委員ニ届出ヘシ前項ノ届出ヲ爲スヘキ義務者ハ一般民家ニ在リ

テハ戶主若ハ之ニ代ルヘキ者、社寺、公私立ノ學校病院、製造所又ハ船舶會社、各種事務所、貸席、興行場其ノ他集會ノ場所ニ在リテハ其ノ首長、管理人又ハ代理者トス

第五條 傳染病患者在リタル家其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ清潔方法及消毒方法ヲ行フヘシ

第六條 清潔方法及消毒方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 傳染病患者及其ノ死體ハ當該吏員ノ認可ヲ經ルニ非サレハ他ニ移スコトヲ得ス

第十條 傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ當該吏員ノ認可ヲ受クルニ非サレハ使用、授與、移轉、遺棄又ハ洗滌スルコトヲ得ス

第十九條 地方長官ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ノ全部又ハ一部ヲ施行スルコトヲ得

- 一、健康診断又ハ死體檢案ヲ行フコト
- 二、市街村落ノ全部若ハ一部ノ交通ヲ遮斷シ又ハ人民ヲ隔離スルコト
- 三、祭禮、供養、興行、集會等ノ爲人民ノ群集スルコトヲ制限シ若ハ禁止スルコト
- 四、古着、襤褸、古綿其ノ他病毒傳播ノ虞アル物件ノ出入ヲ制限シ若クハ停止シ又ハ其ノ物件ヲ廢棄スルコト
- 五、傳染病毒傳播ノ媒介トナルヘキ飲食物ノ販賣、授受ヲ禁止シ又ハ之ヲ廢棄スルコト
- 六、涼車、船舶、製造所若ハ多人數ノ集合スル場所ニ醫師ノ雇入其ノ他豫防上必要ノ設備ヲ爲サシムルコト
- 七、清潔方法、消毒方法ノ施行ヲ命シ及井戸、上水、下水、溝渠、芥溜、圃園ノ新設、改築、變更若クハ廢止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコト
- 八、一定ノ場所ノ漁撈、浮泳又ハ其ノ水ノ使用ヲ必要ナル日時間制限シ若クハ停止スルコト
- 九、鼠族ノ驅除及之ニ關スル施設ヲ爲サシムル

- 第三十條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ若クハ其ノ死體ヲ檢案シタル後十二時間以内ニ届出ヲ爲サス又ハ虚偽ノ轉届ヲ爲シタル時ハ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 第三十一條 第四條、第五條、第九條、第十條、第十一條第一項、第十二條ニ違背シタル者、交通遮斷ヲ犯シタル者當該吏員ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者又ハ醫師ニ請託シテ第三條ノ届出ヲ爲サシメス若ハ其ノ届出ヲ妨ケタル者ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 第三十三條 海外諸港及臺灣ヨリ來ル船舶ニ對シ施行スル檢疫ハ別ニ定ムル所ニ依ル
- 傳染病豫防法施行規則抄錄
- 消毒方法抄錄 (大正十一年九月 內務省令第二十四號)
- 第二十一條 消毒方法ハ左ノ四種トス
 - 一、燒却
 - 二、蒸汽消毒

- 三、煮沸消毒
 - 四、藥物消毒
- 第二十四條 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品並其ノ製法及用法左ノ如シ
- 一、石炭酸水(防疫用石炭酸 三分水九七分)
石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツ、徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ
石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ
 - 二、「クレゾール」水(クレゾール石鹼 液三分水九七分)
クレゾール水ヲ製スルニハ定量ノクレゾール石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ
 - 三、昇汞水(昇汞一分普通食鹽一分水十分)
昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠(錠中昇汞〇.五五チ含ム)ヲ一錠ニ付水約五百瓦ノ割合ニ溶解スヘシ
昇汞水ハ金屬製ニ非サル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用ヒサルモノニアリテハ「スカルレット」又ハ「ゾイレフクシン」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘテ著色シ一見識別シ易カラ

- 三、シムルコトヲ要ス
- 四、煨製石灰(少量ノ水ヲ混ケハ熱ヲ發シテ乾燥スルモノ)
煨製石灰末(煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲シタルモノ)
ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ
石灰乳(煨製石灰二分)
石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ充分攪拌スヘシ
石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ
- 煨製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 五、「クローラ」石灰水(クローラ石灰五分)
「クローラ」石灰水ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル
- 六、フォルマリン水(フォルマリン二)
「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリン」ニ定量ノ水ヲ加フヘシ
- 七、「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」

ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ「フオルムアルデヒード」ノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一、消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フオルマリソ」四十瓦以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フオルムアルデヒード」瓦斯十五瓦以上ヲ發生セシメ同時ニ約百瓦以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ
- 二、物件ノ内部ニ至ル迄消毒スルノ必要アルモノエハ真空裝置ニ依ルニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス
- 三、真空裝置ニ依ル消毒時間ハ其ノ裝置ニ依リ之ヲ定ムヘシ
- 三、氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造、洋風建物、船舶汽車等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス

廣告物取締法

(明治四十四年四月法律第七十號)

- 第一條 行政官廳ハ美觀又ハ風致ヲ保存スル爲メ必要ナリト認ムルトキハ命令ヲ以テ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ禁止若クハ制限スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル物件ニ對シ行政官廳ハ除却ヲ命シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ニシテ危險ノ虞アリ又ハ安寧秩序ヲ害シ若クハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムルモノハ行政官廳ニ於テ除却ヲ命シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 第二條第三條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

實用新案法抄錄

(大正十年四月) 大正十一年一月 法律第九十七號 七月ヨリ施行

トヲ得

- 第二條 左ニ掲クル實用新案ニ付テハ之ヲ登録セ
- 一、菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ形狀ヲ有スルモノ
- 二、秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ
- 第三條 本法ニ於テ實用新案ノ新規ト稱スルハ實用新案カ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ
 - 一、登録出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ若ハ公然用キラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ
 - 二、登録出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ
- 第四條 同一又ハ類似ノ實用新案ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り登録ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ登録シ協議調ハサルトキハ共ニ登録セス
- 第六條 實用新案權ハ登録ニ依リ發生ス

實用新案權者ハ其ノ登録實用新案ニ係ル物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

實用新案カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル特許權若ハ意匠權ト牴觸スル場合又ハ登録實用新案カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル特許發明若ハ登録意匠ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ實用新案權者ハ特許權者又ハ意匠權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

- 第十條 實用新案權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ十年ヲ以テ終了ス
- 第十四條 實用新案權者ハ登録實用新案圖面又ハ説明書カ不完全ニ作製セラレタルコトヲ發見シタルトキハ左ノ各號ノ一ニ掲クル事項ヲ目的トスル場合ニ限り其ノ圖面又ハ説明書ノ訂正ヲ許可ノ審判ヲ請求スルコトヲ得
 - 一、登録請求範圍ノ減縮
 - 二、誤記ノ訂正
 - 三、不明瞭ナル記載ノ釋明

前項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ殘部カ登録出願ノ際獨立シテ新規ノ實用新案ナルコトヲ要ス

第十八條 登録スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ實用新案原簿ニ登録シ實用新案登録證ヲ下付ス第十四條ノ許可ノ審決確定シ又ハ判決アリタルトキ亦同シ

第二十一條 實用新案登録ノ出願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム

第二十五條 査定又ハ審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ査定又ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得但シ前條ノ規定ニ依ル補償金額ノ審決ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ參千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、他人ノ登録實用新案ニ係ル物品ト同一ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布シタル者

二、他人ノ登録實用新案ニ係ル物品ト類似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布シタル者

三、他人ノ登録實用新案ニ係ラサル物品ニシテ其ノ物品又ハ其ノ物品ノ容器包装ノ類ニ實用新案登録標記ヲ附シ又ハ實用新案登録標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

四、登録實用新案ニ係ラサル物品ヲ製作若ハ使用セシムル爲メ又ハ販賣又ハ擴布スル爲メ廣告、看板、引札ノ類ニ其ノ物品カ登録實用シタル者

五、菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ圖形ヲ有スルモノ

六、國旗、軍旗、勳章、褒章、記章又ハ外國ノ國旗ト同一又ハ類似ノモノ

七、白地ニ赤十字ノ記章又ハ赤十字若ハ「マ」トシテ「ア」十字ノ稱號若ハ文字ト同一又ハ類似ノモノ

八、秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ

九、他人ノ肖像、氏名名稱又ハ商號ヲ有スルモノ但シ其ノ他人ノ承諾ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

十、同一又ハ類似ノ商品ニ慣用スル標章ト同一又ハ類似ノモノ

十一、政府ノ開設シ道府縣若ハ之ニ準スヘキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ外國ニ於ケル官設若ハ官許ノ博覽會ノ賞牌、賞狀又ハ褒狀ト同一又ハ類似ノ圖形ヲ有スルモノ但シ其ノ賞牌、賞狀又ハ褒狀ヲ受領シタル者カ其ノ商標ノ一部トシテ其ノ圖形ヲ使用セムトスルコトキハ此ノ限

十二、左ニ掲クル商標ニ付テハ之ヲ登録セズ

新案ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

附則

第三十五條 舊法ニ依ル實用新案ノ登録、處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外本法ニ依リ爲シタルモノト見做ス
舊法ニ依リ實用新案ニ關シ爲シタル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付亦前項ニ同シ

商標法抄錄

(大正十年四月)大正十一年一月
法律第九十九號十一月ヨリ施行

第一條 自己ノ生産、製造、加工、選擇、證明、取扱又ハ販賣ノ營業ニ係ル商品ナルコトヲ表彰スル爲商標ヲ專用セムトスル者ハ商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得

登録ヲ受ルコトヲ得ヘキ商標ハ文字、圖形若ハ記號又ハ其ノ結合ニシテ特別顯著ナルモノナルコトヲ要ス

商標ハ之ニ施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受タルコトヲ得

八、取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク認識セラルル他人ノ標章ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ

九、他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ

十、登録失効ノ日ヨリ一年ヲ經過セサル他人ノ商標ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ但シ其ノ他人ノ商標カ登録失効前一年以上使用セサリシモノナル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

十一、商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ

商標ノ要部ト認めラルルノ虞アル部分カ分離シテハ前條第二項ニ規定スル特別顯著ノ要件ヲ具備セサル爲又ハ前項第六號ニ該當スル爲登録ヲ受クルコトヲ得サルモノナル場合ト雖出願人カ其ノ部分自体ニ付權利ヲ要求セサル旨ヲ申出テタルトキハ其ノ商標ヲ登録ス

第四條 同一又ハ類似ノ商品ニ使用スヘキ同一又

ハ類似ノ商標ニ付各別ノ登録出願カ競合スルトキハ最先ノ出願者ニ限リ登録ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ登録シ協議調ハサルトキハ其ニ登録セス

政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スヘキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖内ニ開設スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品シタル商品ニ使用シタル商標ニ付其ノ開會ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ商標ノ使用者カ其ノ商標ノ登録ヲ出願シタルトキハ其ノ開會ノ日ニ於テ出願シタルモノト見做ス

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ前項ニ規定スル出品ニ付豫メ届出ツヘキコトヲ規定シタル場合ニ於テ其ノ届出ヲ怠リタル者ニ付之ヲ適用セス
第二項ニ掲クル萬國博覽會ヲ除クノ外外國ノ版圖内ニ開設スル官設又ハ官許ノ博覽會ニ出品スル商品ニ使用スル商標ニ付保護ヲ與フルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 商標ノ登録出願者ハ命令ノ定ムル類別内

ニ於テ其ノ商標ヲ使用スヘキ商品ヲ指定スヘシ
第七條 商標權ハ登録ニ依リ發生ス商標權者ハ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル商品ニ付其ノ商標ヲ專用スルノ權利ヲ有ス

商標權カ其ノ登録商標ノ使用ノ態様ニ依リ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル意匠權ト抵觸スル場合ニ於テハ商標權者ハ意匠權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ態様ニ於テ登録商標ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條 商標權ノ効力ハ普通ニ使用セラル、方法ヲ以テ自己ノ氏名名稱若ハ商號又ハ其ノ商品ノ普通名稱、產地、品位、品質、効能、用途、製法、時期、數量、形狀若ハ價格ヲ表示スルモノニ及ハス但シ商標登録後惡意ヲ以テ氏名名稱又ハ商號ヲ使用シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
商標權ノ効力ハ第二條第二項ノ規定ニ依リ權利ヲ要求セサル旨ヲ申出テタル部分自体ニ及ハス
第九條 他人ノ登録商標ノ登録出願前ヨリ同一又ハ類似ノ商品ニ付取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク認識セラレタル同一又ハ類似ノ標章ヲ善意ニ使

用スル者ハ其ノ他人ノ商標ノ登録ニ拘ラス其ノ使用ヲ繼續スルコトヲ得營業又ハ業務ト共ニ其ノ標章ノ使用ヲ承繼シタル者亦同シ
前項ノ場合ニ於テ商標權者ハ標章使用者ニ對シ商品ノ混同ヲ防クニ適當ナル表示ヲ附スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第十條 商標權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ二十年ヲ以テ終了ス

第二十六條 營利ヲ目的トセザル業務ニ係ル商品ノ標章ヲ專用セムトスルモノハ標章ノ登録ヲ受クルコトヲ得
前項ノ標章ハ之ヲ商標ト看做シ本法中商標ニ關スル規定ヲ之ニ適用ス

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
一、他人ノ登録商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同
商品ヲ交付シ、販賣シ若ハ交付、販賣ノ目的ヲ以テ所持スル者
二、他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ同

- 一若ハ類似ノ商品ニ使用セシムルノ目的ヲ以テ交付シ若ハ販賣シ又ハ其ノ交付販賣ノ目的ヲ以テ所持スル者
- 三、他人ノ登録商標ヲ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルノ目的又ハ使用セシムルノ目的ヲ以テ偽造又ハ模造シタル者
- 四、他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ使用シタル同一又ハ類似ノ商品ヲ交付、販賣ノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタル者
- 五、他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルノ目的又ハ使用セシムルノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタル者
- 六、他人ノ登録商標ヲ偽造若ハ模造スルノ目的又ハ偽造若ハ模造セシムルノ目的ヲ以テ其ノ用具ヲ製作、交付、販賣又ハ所持スル者
- 七、同一又ハ類似ノ商品ニ關シ他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノモノヲ營業ニ用キル廣告、看板、引札、物價表ノ類又ハ取引書類ニ使用シタル者

舊法ニ依リ商標ニ關シ爲シタル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付亦前項ニ同シ

特許法抄錄

(大正十年四月法律第九十六號)

- 第一條 新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受クルコトヲ得
- 第二條 特許權者又ハ特許出願者ハ其ノ發明ノ改良又ハ擴張ニ係ル新規ノ發明ニ付獨立ノ特許ニ代ヘ追加ノ特許ヲ受クルコトヲ得
- 第三條 左ニ掲クル發明ニ付テハ之ヲ特許セス
 - 一、飲食物又ハ嗜好物
 - 二、醫藥又ハ其ノ調合法
 - 三、化學方法ニ依リ製造スヘキ物質
 - 四、秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ
- 第四條 本法ニ於テ發明ノ新規ト稱スルハ發明カ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ
 - 一、特許出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用弁ラレタルモノ
 - 二、特許出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ參千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、詐偽ノ行爲ヲ以テ商標若ハ商標權存續期間更新ノ登録ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル者
 - 二、登録ヲ受ケサル商標ニシテ商標登録標記ヲ附シ若ハ商標登録標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタルモノヲ商品ニ使用シタル者又ハ其ノ商品ヲ交付シ販賣シ若ハ交付、販賣ノ目的ヲ以テ所持スル者
 - 三、登録ヲ受ケサル商標ニシテ商標登録標記ヲ附シ若ハ商標登録標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタルモノヲ營業ニ用キル廣告、看板、引札、物價表ノ類又ハ取引書類ニ使用シタル者
- 附則
- 第四十條 舊法ニ依ル商標又ハ商標權存續期間更新ノ登録、處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ

- 第五條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ試験ノ爲其ノ者ノ發明ヲ前條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス
- 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ノ意ニ反シテ其ノ者ノ發明カ前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキ亦前項ニ同シ
- 第六條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ政府ノ開設シ道府縣若ハ之ニ準スヘキモノ、開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖内ニ開設スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品ノ爲其ノ者ノ發明ヲ第四條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其ノ開會ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

前項ニ掲タル萬國博覽會ヲ除クノ外外國ノ版圖内ニ開設スル官設又ハ官許ノ博覽會ニ出品スル發明ニ付保護ヲ與フルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 特許出願ハ一發明毎ニ之ヲ爲スヘシ但シ二以上ノ發明カ牽連シテ利用上一發明ヲ爲スモノト認メ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 同一發明ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り特許ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ特許シ協議調ハサルトキハ共ニ特許セス

第九條 二以上ノ發明ヲ包含スル特許出願ヲ二以上ノ出願ト爲シタルトキハ各出願ハ最初出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

追加ノ特許出願ヲ獨立ノ特許出願ニ、獨立ノ特許出願ヲ追加ノ特許出願ニ變更シタルトキ亦前項ニ同シ

第三十條 特許ニ關シ證明、特許證ノ複本、書類ノ謄本若ハ圖面ノ調製ヲ求メ又ハ書類ノ閱覽若ハ謄寫ヲ爲サムトスル者ハ特許局長官ニ之ヲ申

第四十三條 特許權ノ存續期間ハ出願公告アリタル場合ニ在リテハ其ノ出願公告ノ日ヨリ、出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ十五年ヲ以テ終了ス

特許權ノ存續期間ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ三年以上十年以下之ヲ延長スルコトヲ得

第五十九條 特許權ハ相續人ナキトキハ消滅ス

第六十一條 特許局ニ特許原簿ヲ備ヘ特許權及實施權並之ヲ目的トスル實權ノ設定、保存、移轉、變更、消滅、處分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登錄ス

登錄ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十條 特許ノ出願アリタルトキハ審査官ラシテ之ヲ審査セシム

第七十二條 審査官ハ出願ヲ拒絕スヘキモノト認メタルトキハ出願人ニ對シ拒絕ノ理由ヲ示シ期間ヲ指定シテ之ニ意見書提出ノ機會ヲ與フヘシ

第七十三條 審査官ハ出願拒絕ノ理由ヲ發見セサルトキハ出願公告ヲ爲スヘキモノト決定スヘシ前項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ特許局ハ

請スルコトヲ得但シ特許局長官ニ於テ秘密ヲ要スト認ムルモノニ付テハ之ヲ許可セス

第三十四條 特許權ハ登録ニ依リ發生ス

第三十五條 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

新規ナル同一ノ物ハ同一ノ方法ニ依リテ製作シタルモノト推定ス

特許權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實用新案權ト牴觸スル場合又ハ特許發明カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録實用新案ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ特許權者ハ實用新案權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ特許發明ヲ實施スルコトヲ得ス

第三十九條 特許出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ特許權ト牴觸スル實用新案權ノ存續期間滿了後ニ於ケル原實用新案權者ハ其ノ特許發明ニ付原權利ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

出願年月日、發明者ノ氏名、出願人ノ氏名名稱及住所並出願ノ要旨ヲ特許公報ニ掲載シテ出願公告ヲ爲スヘシ

出願公告アリタルトキハ其ノ出願ニ係ル發明ニ付出版公告ノ時ヨリ特許權ノ効力ヲ生シタルモノト看做ス

特許局ハ出願公告ト同時ニ出願書類及其ノ附屬物件ヲ特許局ニ於テ並命令ノ定ムル所ニ依リ出願書類及其ノ附屬物件ヲ其ノ他ノ場所ニ於テ公衆ノ閱覽ニ供スヘシ

特許局ハ出願人ノ請求ニ依リ出願公告ノ決定アリタル日ヨリ六月以内出願公告ヲ猶豫スルコトヲ得

軍事上秘密ヲ要スル發明ノ出願ニ付テハ出願公告ノ決定ヲ爲サスシテ査定ヲ爲スヘシ

第二百二十九條 左ノ各號ノナニ該當スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス。
一、特許權ヲ侵害シタル者
二、特許權ヲ侵害スヘキ物ヲ輸入又ハ移入シタル者